

神戸市事務事業外部評価委員会
総 括 意 見 書

【事務事業の再構築状況】

- 抜本的見直しを指摘した 127 事業 1 ～ 18 頁

- 一つでも「不適合」「やや不適合」と指摘した 458 事業 . . . 19 ～ 40 頁
(抜本的見直しを指摘した 127 事業を除く)

平成 2 1 年 8 月

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況 上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)	再構築内容	
			時代適合性	補完性	効率性				有効性
保健福祉局	敬老パス	高齢者の生きがいをづくり、社会参加を促進し、日常生活における移動を支援するため、市バス、地下鉄、新交通、市内を走る民間バスに全て乗車できる「敬老優待乗車証」を交付する。	3	3	3	3	本制度は、高齢者の社会参加を促進し、生きがいをづくり、健康増進に効果をあげているが、高齢社会の進展により、発行枚数が大幅に伸びている。行財懇からは、制度維持のため、受益と負担の観点からの検討が必要であると指摘されている。	今年度中に学識経験者や市民代表等で構成する「敬老優待乗車制度検討懇話会」を開催し、本制度が将来にわたり持続安定的に維持できる方策を十分検討いただく予定である。 【検討結果を待ちたい。(実際の受益に応じた一般会計の費用負担のあり方についても検討を)】 ↓ 20年10月から、低所得者や高頻度利用者に配慮しながら、将来にわたり安定的に維持・継続できる制度に再構築した(利用者負担の導入)。 20年10月~22年9月《バス：50円/回 地下鉄等：小児料金の半額/回》 22年10月以降《バス：100円/回 地下鉄等：小児料金/回》 低所得者への配慮：バス均一区の換算で年150回程度無料乗車できるカード(または回数券)を交付 高頻度利用者への配慮：敬老パス適用事業者の特定の定期券を通常の半額で購入できる制度を実施	④⑧
保健福祉局	特別養護老人ホームひよどり台ホーム	入所者の介護、生活指導、診療及び看護、栄養管理及び指導、機能回復訓練等のサービスの提供(特別養護老人ホーム)	3	4	4	3	本事業が公的に運営される妥当性は必ずしも明らかでない。指定管理者制度なども視野に入れて民間委託をする時期である。		⑩
保健福祉局	特別養護老人ホーム西神戸ホーム	利用者の介護、生活指導、診療及び看護、栄養管理及び指導、機能回復訓練等のサービスの提供(特別養護老人ホーム)	3	4	4	3	本事業が公的に運営される妥当性は必ずしも明らかでない。指定管理者制度なども視野に入れて民間委託を実施する時期である。	評価結果や、介護保険制度導入後、多くの民間事業者が高齢者介護の分野に参入し、多様なニーズに対応しながら、事業展開している現状等を踏まえ、それぞれの施設ごとに、廃止・民営化も含め、トータルとして市民サービスの向上につながるよう検討を行っているところである。 【検討結果がまだ出ていない】 ↓	①
保健福祉局	軽費老人ホーム 柏寿園	利用者の生活指導、診療及び看護、栄養管理及び指導等のサービスの提供(軽費老人ホーム)	3	4	4	3	本事業が公的に運営される妥当性は必ずしも明らかでない。指定管理者制度なども視野に入れて民間委託を実施する時期である。	行政経営方針期間中(22年度まで)の取り組みとして、西神戸ホームの休止(21年度から)、松寿園への公募による指定管理者制度導入(20年度から)を行った。今後の公立老人福祉施設のあり方については、個々の施設の特性や入所者負担などにも配慮しながら、介護施設をとりまく環境の変化や介護事業者の動向も十分見極め、高齢者向けのさまざまな施設全体のなかで、公立施設として果たすべき役割について、引き続き検討していく。	⑩
保健福祉局	軽費老人ホーム 松寿園(ケアハウス)	利用者の生活指導、診療及び看護、栄養管理及び指導等のサービスの提供(ケアハウス)	3	4	4	3	本事業が公的に運営される妥当性は必ずしも明らかでない。指定管理者制度なども視野に入れて民間委託を実施する時期である。少なくとも人件費の削減が必要である。		②
保健福祉局	軽費老人ホーム 和光園(ケアハウス)	利用者の生活指導、診療及び看護、栄養管理及び指導等のサービスの提供(ケアハウス)	3	4	4	3	本事業が公的に運営される妥当性は必ずしも明らかでない。指定管理者制度なども視野に入れて民間委託を実施。人件費削減が必要である。		⑩
保健福祉局	養護老人ホーム 和光園	利用者の養護、生活指導、診療及び看護、栄養管理及び指導等のサービスの提供(養護老人ホーム)	3	3	4	3	本事業が公的に運営される妥当性は必ずしも明らかでない。指定管理者制度なども視野に入れて民間委託を実施する時期である。		⑩
保健福祉局	有野福祉地区整備	平成3年に地元の篤志家からの土地の寄付を契機として、地域で増大する福祉ニーズへの対応を目的に、社会福祉施設を総合的に整備しようと計画された。当初計画では、高齢者施設、知的障害者施設、児童センター等の施設整備を予定していた。また、それらに必要な用地を確保するため、平成4年度~5年度に隣接する民有地を買い増した。	3	3	3	3	整備コストが高く、今後も実施が見込めない。売却計画と施設整備計画を詳細に検証することが必要。	当地区は、3年に地元の篤志家から、福祉に役立ててほしいとの意向で寄付を受けた土地を含むエリアである。整備については構想段階であり、その具体化については、整備等にかかる神戸市の費用負担、市民ニーズや健康福祉需要予測等について、引き続き長期的視点で検討していく。 【見直しを行うべき。用途の具体化が明確でなく、現状の継続に便益が認められない。機会費用を意識して、全市民的な観点で何らかの取り組みを行うことが必要ではないかと考える。】 ↓ 整備については構想段階であり、現状の厳しい財政状況等では、整備の見通しが立てられなかったため、次期総合基本計画の策定過程も踏まえて、検討していく。	⑩

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況		再構築内容
			時代適合性	補率性	有効性		上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)		
保健福祉局	玉津健康福祉ゾーン整備	少子化、共働きの一般化、家庭や地域の子育て機能の低下など、児童・青少年及び家庭を取り巻く環境の変化は、虐待・不登校などの社会的問題とともに、新たな市民ニーズを顕在化させてきた。そこで、恵まれた自然環境の下で、スポーツなどを通じた健康づくり、家族の絆づくり、世代を超えたふれあい交流などに重点を置いた総合的なサービスの提供する健康福祉ゾーンを整備する。なお、整備を急がれている施設については、平成15年度までに、知的障害者の入所更生施設、通所授産施設、福祉ホーム、福祉工場などの社会福祉施設や、老人性痴呆疾患病棟などを先行整備した。	3	3	3	福祉ゾーン型の施設は時代の要請に必ずしも合っていないのではないかと。新規整備については慎重な検討が必要。	<p>全体整備については構想段階であり、具体的計画策定に当たっては、整備・運営にかかる神戸市の費用負担、市民ニーズや健康福祉需要予測等について、引き続き長期的視点で検討していく。</p> <p>【見直しを行うべき。将来構想が不十分であり、本格的に用途について検討をするべきである。期限を決めて、見直しに取り組まれない。】</p> <p>↓</p> <p>早急に整備する必要が生じた福祉施設については、15年度に一部先行整備を実施したが、健康福祉ゾーンの全体整備については構想段階であり、現状の厳しい財政状況等では、整備の見通しが立てられなかったため、次期総合基本計画の策定過程も踏まえて、検討していく。</p>	⑩	
保健福祉局	山の街福祉センター	地域福祉推進の拠点として、山の街地域住民を対象に、職業技術及び家庭生活技術の指導を行うとともに、文化教養講座等を開催する。	3	3	3	地域福祉センターの設置により、当初の目的は達せられたのではないかと。行政の関与をなくす方向で、廃止も含めて検討されたい。	<p>18年度より指定管理者制度へ移行しており、1年の指定期間をもって、併設の山の街児童館の指定管理者である社会福祉法人神戸市社会福祉協議会を指定管理者として指定しており、効率的な管理運営を図っている。</p> <p>【さらなる取り組みが必要。近隣の地域福祉センターの設置により、当該福祉センターの役割は終えており、廃止の方向で検討をすべきである。】</p> <p>↓</p> <p>併設している児童館(2階)・保育所(1階)に留意しつつ、今後のあり方を検討している。それまでの間は、指定管理者制度による運営など、効率化に努める(19年度指定管理料：927千円)。</p>	②⑩	
保健福祉局	はり・きゅう・マッサージ施術料助成	助成を希望する70歳以上の市民に対し、はり・きゅう・マッサージ施術1回につき1000円の助成を年4回まで行う(助成方法は施術割引券による現物給付方式)。	3	3	2	利用者が限定されている。本来は対象者全体により広く利用されるべき。事業の意義は認められるが、手法に課題がある。	<p>神戸市としては、これまで団体(神戸市福祉鍼灸マッサージ師協議会)に加入している施術所を中心に行っていた「神戸市福祉はり・きゅう・マッサージ施術割引券取扱所」プレートの掲示を、本事業のPRを強化する観点から、団体外の施術所にも広げていくこととした。</p> <p>【さらなる取り組みが必要。未利用者にも制度を周知するようなPRを。また、毎年継続して、一方的に対象者に割引券を送付する方法については、他のより適切な方法がないか検討されたい。】</p> <p>↓</p> <p>20年度に、割引券送付にあたり、過去3年間未使用者は保留とする見直しを行った。21年度から、現行の1,000円(全額市助成)×4枚/年を、700円(市助成500円、施術者割引200円)×6枚/年とする見直しを行う(市の負担は4,000円/人・年→3,000円/人・年に、新たな施術者の協力による割引は1,200円/人・年に、利用者側の受益は4,000円/人・年→4,200円/人・年となる。)</p>	⑧	
保健福祉局	高齢者生活福祉センター運営	神戸市内に1年以上居住している60歳以上のひとりぐらしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助をうけることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のあるものに対し、①住居の提供、②各種相談・助言、緊急時の対応、③介護保険サービス等の利用手続きの援助、④地域交流等の事業を行う。	3	1	2	他の代替施設が整ってきており、行政の関与は必要ないのではないかと。利用者も少ない。	<p>シルバーハウジング等のハードの整備や各種福祉サービスの拡充により、在宅生活を支える機能が整ってきており、高齢者生活福祉センターのニーズは増えていない。施設の転用等については、国庫補助上の制約等の課題もあるが、介護ニーズへの対応など、高齢者施設に対する市民のニーズにそった施設のあり方について検討を行うこととしている。</p> <p>【検討結果がまだ出ていない。他の用途への転用も含めた検討を継続されたい。】</p> <p>↓</p> <p>シルバーハウジング等のハードの整備や各種福祉サービスの拡充により、在宅生活を支える機能が整ってきたことから、高齢者生活福祉センターのニーズは増えていない(現時点で20室は満室)。施設の転用等については、国庫補助上の制約等の課題もありただちにできないが、介護ニーズへの対応など、高齢者施設に対する市民のニーズにそった施設のあり方について、引き続き検討していく。</p>	⑩	
保健福祉局	知的障害児等通園費補助	知的障害児施設及び小規模作業所利用者及び付添者にかかる交通費の一部を、利用者に対して個人給付する。	3	2	3	補助の廃止によって移動手段が確保できない人がいるのならば事業の意義はあるが、そういった状況の把握がなされていない。	<p>18年10月から実施される「障害者自立支援法」における移動支援事業(地域生活支援事業)において通園・通所のニーズに基づく対応を検討するとともに、同法施行に伴い小規模作業所運営費補助制度のあり方についても今後検討を予定している。これらの検討状況を踏まえながら、来年度に向け見直しを進めていくこととする。</p> <p>【さらなる取り組みが必要。】</p> <p>↓</p> <p>障害者自立支援法の移動支援事業との整合性を取りつつ、公平性を確保しながら効率的に支援していく方針のもと、小規模作業所が新体系へ移行する場合は、順次補助対象からはずしている。また、特別支援学校に在籍する児童生徒は、教育委員会において経済的負担の緩和が行なわれているが、就学前の児童は対象となっていない。就学前児童は早期療育が必要であるため、通園児の付添者に対する補助は必要である。なお、小規模作業所運営費補助制度については、18年度に「小規模作業所等のあり方検討会」で、「現に利用している障害者に、大きな変動が生じることのないよう、一定期間継続することが望ましい」との報告がなされ、継続している。</p>	⑧	

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況 上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)	再構築内容
			時代適合性	補完性	効率性			
産業振興局	自然環境活用センター	学童等に恵まれた環境の中で農業の体験実習及び農業の知識の習得の場を提供するとともに、地域の農業の振興を図る。	4	4	4	3	<p>これまで利用者が低迷していた状況であることから、19年3月末を以って事業を廃止することで地元管理会等との協議を行ってきた。また、18年度から指定管理者制度へ移行し、指定期間を1年間としている。しかし、①市民ニーズの高まりとともに、利用者も増加傾向にあり(16年度 477人→17年度 1,756人)、地域からの施設存続要望が強まっていること、②本施設の運営は地域住民からなる地元管理会により行なわれており、また運営経費についても、市の委託料を減少させる一方で体験講座の参加者の実費負担の割合が増えるなど、「協働と参画のまちづくり」が進められていることを踏まえ、今後の本施設のあり方については、改めて地元管理会及び貸地人など関係者との協議を進めながら、21年度までの3年間で検証する。(なお、この3年間についても指定管理者制度によって管理運営を行う)</p> <p>【さらなる取り組みが必要。17年度の見直し方針を変更するほどの大きな意義が見当たらない。3年間で検証するのではなく、速やかに結論を出すべきである。】</p> <p>↓</p> <p>地域の主体性をもった取り組みにより、17年度以降利用状況が大幅に改善された。同センターは当初目的の農業振興のみではなく、地域交流・世代間交流の施設としての活用が図られていることから、地域の交流拠点施設として存続させることとした。20年度以降も、引き続き指定管理者制度により地域団体が管理運営を行っている(19年度指定管理料 328千円)。 ○利用者数 16年度 477人 → 17年度 1,756人 → 18年度 2,186人 → 19年度 2,263人</p>	②
産業振興局	中央卸売市場本場運営業務	生鮮食料品の取引の適正化とその円滑な流通を図り市民生活の安定に資するため、卸売市場法に基づき、中央卸売市場の管理運営を行う。本場業務として施設の維持管理、使用料の徴収、場内の衛生や安全の確保、農産や水産など関係事業者への指導・監督、さらには市場法改正に伴う業界調整などを行う。	3	2	3	3	<p>本場においては、老朽化した施設の移転・集約を図るため、現在、PFI手法による再整備事業に取り組んでいるが、市場としての機能向上を図り、より効率的な市場運営を行うためには、国や周辺市場の動向も踏まえつつ、東部市場も含めた今後の市場のあり方を検討していく。本場・東部市場の再編や機能分担について方向性を見出すため、「神戸市中央卸売市場機能等検討委員会」を設置するものである。概ね2年を目標に基本方針の提言及び具体的施策を肉付けした最終提言をまとめる予定である。</p> <p>【さらなる取り組みが必要。検討委員会を設置したことは評価する。今後、市場間競争を考慮した効率的な運営体制となるよう、取り組んでいただきたい。】</p> <p>↓</p> <p>検討委員会において、本場・東部市場の再編・機能分担等について検討を行っているが、社会経済情勢が大きく変化する中、流通業界の動きや消費動向、さらに23年度に国の新たな市場再編基準が示されると予想されるため、それらを見据えつつ市場機能の再構築について、議論を進める。</p>	⑩
産業振興局	東部市場運営業務	施設の整備と維持管理、施設の使用許可と使用料の収納、業界との連絡調整、取引の監視、業者の指導監督など	3	2	4	3	<p>中央市場本場と東部市場の役割分担について、十分に検討すべき。</p> <p>↓</p> <p>検討委員会において、本場・東部市場の再編・機能分担等について検討を行っているが、社会経済情勢が大きく変化する中、流通業界の動きや消費動向、さらに23年度に国の新たな市場再編基準が示されると予想されるため、それらを見据えつつ市場機能の再構築について、議論を進める。</p>	⑩
都市計画総局	共同住宅バリアフリー改修補助事業	既存の民間共同住宅の共用部分のバリアフリー化を進めるために、階段に手すりを設置する、出入口にスロープを設置する、床のノンスリップ化を図るなどの工事、及びエレベーターの新設工事について、その工事費の一部を補助する。	3	3	3	3	<p>エレベーター設置補助制度について、公平性の観点から、補助限度額を最大1,000万円から500万円へ引き下げるとともに、新たに住戸1戸あたりに対する補助限度額(10万円/戸)を設定した。</p> <p>【さらなる取り組みが必要。補助限度額を500万円に下げたことは評価するが、事業に対する受益者が限定されていることや実績も多くはないことから、事業そのものがより広範な市民の利益となるようなより公平な方策についてのさらなる検討が必要と考える。長期的ビジョンや目標を時間軸を踏まえて明確化していただきたい。】</p> <p>↓</p> <p>21年度から一般のバリアフリー改修補助の範囲内で対応することとし、エレベーター設置補助の特別枠を廃止した。</p>	⑥⑧
みなと総局	新都市整備事業にかかるコミュニティ施設及び公共施設の管理・運営事務	会館・集会所・ふれあいセンター・ビル・テニスマンション等スポーツ施設などの管理・運営事務、公共施設の管理	3	3	3	3	<p>17年度には、鶴甲プールについて、施設の老朽化と利用者の減少により、翌18年度からの一般営業を廃止することに決定した。引き続き、事業の進捗状況を見ながら、個々のコミュニティ施設の設立目的と使命の現時点における検証、住民・学識経験者等の意見反映方法及び参加の方法、管理・運営に携わっている団体・従業員の取り扱い等について協議して、施設及びその管理運営事務のあり方を検討し決定していく。</p> <p>【さらなる取り組みが必要。住民の意見を聞きながら、継続的にあり方を検討すべき。特に利用可能な代替施設が近くにある場合には重複しないようにしていく必要がある。また、住民自治組織等による管理への切り替えなど、住民との交渉を進めていく必要がある。】</p> <p>↓</p> <p>局内に検討委員会を設置し、個別の施設ごとの方針を具体的に検討している。19年度に高塚ゴルフセンターの運営見直し、20年度にかかるもプールの廃止(21年度に解体撤去)など、順次見直しを行ってきた。引き続き、個別の施設ごとの方針をとりまとめ、移管・廃止の対象施設を選定のうえ、地元等との調整を行っていく。</p>	①③

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況 上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)	再構築内容
			時代適合性	補完性	有効性			
消防局	消防音楽隊	音楽演奏による消防広報、市民防災研修、市民救命士講習の実施、災害現場での消防活動	4	4	3	警察音楽隊との連携や、学校・一般市民等も参加する市民音楽隊を結成する等、抜本的な見直しが必要である。	消防音楽隊は消防広報演奏、市民に対する防災教育指導、特別消防隊などを任務としている。特に特別消防隊の任務は、大規模災害等の非常時に対応する特別消防隊として位置づけられている。10月に行なわれる兵庫のじごく国体の開閉会式においては、演奏活動ではなく特別消防隊として会場警備に当たる。また、演奏活動範囲を消防広報演奏とそれ以外の演奏とし、それ以外の演奏に対しては必要経費を求めるとし、18年4月から派遣演奏有料化を実施した。さらに、今年度からアンケートを実施し広報効果等の調査を行っている。これらの結果を踏まえ、市民に安全と安心の情報を提供し一層の地域防災力の向上を図っていきたい。 【さらなる取り組みが必要。派遣演奏の有料化については一定評価をするが、消防音楽隊のあり方については、アンケートの実施をさらに工夫し、演奏に対する金額評価を定期的に行うなど、便益が高いことを実証していくことが必要である。また、位置づけに関しては、疑問を感じる。】 ↓ 19年度のアンケートでは、負担金額について9割以上が妥当との結果となった。21年度には、楽器や制服の更新を見送るなど経費削減を行っており、引き続きアンケート結果等を踏まえた効果的かつ効率的な消防広報に努めることを前提に存続させる。なお、19年度から隊員を各消防署に派遣して防火対象物査察にも取り組む(19年度の全市査察件数は対前年度比で1.5倍)など、業務の多様化を図った。	④⑤⑥ ⑦
水道局	水の科学博物館	市民及び次世代を担う子供たちに対して、水の大切さ、水道事業への理解を深めるための広報啓発拠点として、運営する。	4	4	4	来館者の約80%が無料の小中学生である割に運営コストが高い。廃止すべきである。	浄水場の一環として運営するとともに、来館者の少ない冬期(12-2月)は休館し、経常的業務や案内業務は民間人材派遣の活用及び小学校施設見学はボランティアが誘導・案内するなど、16年度から運営方法等の見直しを行い大幅なコスト削減を行った(△57%。16決算の前年度比)結果、他都市の同類施設と比較しても来館者1人あたりのコストは下位である。また、近隣大学との連携により家族で楽しめるコンサートなどのイベントやエコ工作教室など環境学習を実施し、好評を得て定着している。 【さらなる取り組みが必要。来館者1人あたりのコストが低いことについては評価する。しかし、水道事業の広報・啓発拠点として成果を上げているかは明らかではなく、便益評価等により有効性を実証していくことが必要である。】 ↓ 小学4年生で水道を学習するため、市立小学校から毎年1万人の小学生が来館している。児童以外の入館者と引率教員へのアンケートによると、約80%以上が、教育上有用な施設であるとの回答であった。水道事業の広報・啓発拠点であるとともに、社会教育的施設でもあり、また建物自体が保存すべき歴史的建造物(登録有形文化財)であり、その活用という観点から、アンケート等を活用したより効果的かつ効率的な運営を前提に、存続させる。 ○利用者数 17年度 52,132人 → 18年度 53,141人 → 19年度 54,527人	⑤⑥⑦
水道局	公用車・庁舎・公舎等管理	局公用車3台の集中運行管理、庁舎の適正な維持・保全、職員公舎の入居管理等を含む適正な施設管理	3	3	3	公共交通機関やタクシーなど移動手段が整備されている現状では、主に職員専用の運転手つきの連絡車についてはその必要性は低い。緊急時は、市役所全体での対策を考えるべき。	水道局では、事業の特性上、市外市内各所の市街地から離れた山間部等に多数の無人の管理施設・用地を有している。そのため、全市共有の公用車や公共交通機関では緊急時も含め機動的な対応が難しく、また、タクシー使用は経費的に公用車のほうが低コストであること、他の大都市水道局でも業務上の必要性から公用車の保有は一般的である等の観点も踏まえ、最小限の配置は必要と考えている。18年3月より1台を大量荷物運搬を中心とするワゴン車へ変更するなど、より効率的な運用にもつとめている。また、有料道路通行券の使用額を抑えるルート選定など、経費削減の努力も行っているところである。 【さらなる取り組みが必要。効率性は理解できるが、全市における職員搬送用の自動車の見直しに合わせて、具体的に適正台数及び適正配置の見直しを行うべきである。】 ↓ 主に職員を搬送することを目的とする自動車を原則廃止するという全市の方針に基づき、20年度に3台体制を2台体制に見直した。さらに残り2台も見直し、21年5月より運転手つき車両を全廃する。	⑤⑥
教育委員会事務局	公立幼稚園	市内46園の市立幼稚園の運営と私立幼稚園を含めた幼稚園教育の充実向上	3	3	4	民間との人件費の格差が大きいため、この点について民営化などを視野に入れ検討するのが望ましい。また、満足度調査を行い、分析するのが望ましい。	見直しにあたっては、①私立幼稚園は県に権限(認可権)がある。本市における私立幼稚園の定員の空きは約4,600人あり、新たな私立幼稚園の設置は困難。②保育料は、設置者が決定するため園毎に異なっている。市立幼稚園と私立幼稚園の平均とでは、保育料に1対2の格差がある。③8年度から15年度にかけて、70園を46園に統廃合したところであり、地域や保護者の理解を得るのは困難。などの課題があり、単純な民営化はできない。今後、取り組むべき見直し内容は次のように考えている。①園児数が極端に少なくなった幼稚園を集約することや、他に代替できる施設があるところについては廃園とするなど、全体的に園数を見直し、市立幼稚園の効率化を図る。具体的には、北神地域の幼稚園について集団保育が困難になってきていることから、何らかの見直しを行う必要がある。②一定規模の幼稚園で空き保育室があり、かつ地域に保育所待機児童がある場合には、保育所を誘致することによって施設の効率化を図る。 【検討結果がまだ出ていない。15年度まで実施してきた園の統廃合等の取り組みについては評価する。地域偏在の観点も考慮に入れながら、今後も園数の縮小的見直しを行うとともに、人件費の削減にも可能な限り努力するなど、効率的な運営を図る必要がある。また、教育の質を引き上げることに伴い、コストに見合った有効性を発揮できるよう努められたい。】 ↓ 集団保育の面で課題のある小規模園や私立幼稚園で補完できる園を中心に見直しをすすめており、20年度末に園児数が少なく、私立幼稚園で代替可能な2園を廃止した。なお、21年度には「学校園のあり方検討」を予定しており、その中で公私幼稚園・保育所の役割分担や幼保小の連携、子育て支援など、幼児教育のあるべき方向性を議論し、そこで得た方向に沿ってコスト削減、幼児教育環境の充実に取り組んでいく。	①⑥⑧

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況		再構築内容
			時代適合性	補完性	有効性		上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)		
教育委員会事務局	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財の資料収集・保存及び展示・活用及び講座等開催を通して普及啓発を図る。	4	3	4	4	外郭団体への委託事業であるが、他の民間団体への委託を含めて、より一層効果のあがる委託方式に向けたフォローが必要。当センターの存在により、地域のアイデンティティの確保が達成され、これによって企業も便益を得ているものと思われることから、センター維持のため、企業からの寄付も募るべきである。	施設の維持管理費についてさらに縮減を図り、17年度(決算見込)に比して18年度(予算)は2.6%減となっている。また、施設の維持管理・普及啓発・遺物整理業務を一元化することによって、17年度の7名から18年度5名へ、職員2名の削減を図った。さらに、施設の有効性を高めるため、①地域の公共施設としての認知度を高めており、住民団体からも各種文化活動等への協力要請が来ている。②学校とのパイプを強めた結果、校外学習・社会見学の受け入れや、社会科教諭の研修・活動の場として利用が図られた。③シルバーカレッジの学生の卒業研究の指導や社会福祉協議会の活動の場等としても利用が広がった。下半期には希望者から展示解説員養成にも取り組み、企画展示への市民参加についても検討する。また昨年度実施したアンケートを踏まえ、大人対象の講座を今年度から実施している。④新たに西神工業会等地元企業の活動と連携して認知度を高めていく。また今年度の企画展「西神ニュータウン展Ⅱ」や小学校3、4年生を対象にした「むかしの暮らし」展に関連企業の助成を働きかけていく。⑤博物館との連携についても、特徴的な所蔵品の交換展示や資料貸し出しなど利用者に便宜を図っている。今年度も「神戸考古学BEST50」と「ホンモノたちが教科書をとびだした」で初の交換展示を行った。また青少年科学館とは、おもしろ科学クラブの講座を共同で担当するなど、連携を深めている。⑥収蔵している専門図書や考古資料を公開し、現在個別に対応している大学の研究者や専門家の利用への便宜をはかり、当施設の有効性を一層高めていきたい。 【さらなる取り組みが必要。コスト・人員の見直しは評価できるが、事業の有効性が低い。依然として、他の博物館との連携を図るなど、有効性を高める取組みが必要である。】	⑤⑥⑦⑧
会計室	会計事務(用品事務)	用品の調達・払出事務(必要物品を用品調達基金(1800万円)で一括購入し倉庫で貯蔵したうえ、所属の要求に応じ、払い出す。)	4	4	4	4	H16年度からの廃止は妥当である。	16年度から廃止した。 【十分な取組み】	①
企画調整局	文書館(市史刊行)	市制百年記念市史の刊行 (1)刊行計画(当初) 平成元年度~16年度の16年間毎年度1巻刊行 (2)構成(当初) 4編16巻(歴史編、産業経済編、行政編、生活文化編各4巻) (3)刊行実績 現在7巻	3	3	3	3	事業の廃止を検討すべきである。	17年度より歴史編で唯一未刊行である「古代・中世」編について、今後5年間で編集を進め、21年度夏の刊行を目指す。なお、他の未刊行分については休止する。 【概ね十分な取組み】	③⑤⑦
行財政局	相楽園会館	神戸市を訪れる内外の賓客の接遇、市主催の会議、催し物その他の諸行事のため使用する相楽園会館(昭和38年建築、延床1,874㎡)の管理運営。市の利用を妨げない範囲での一般への利用許可。	3	3	4	3	施設の今後の改修の必要性、現在の利用日数、使用料収入等を勘案すると、会館は閉鎖し、庭園のみを公開する形態にすべきである。	躯体は頑丈でしっかりしており、当面は、このままで利用。職員管理運営体制の見直しを行い、管理経費を削減した。 【概ね十分な取組み。相楽園への指定管理者制度の導入を機に、今後とも有効な活用方法を検討されたい。】	⑥⑧
行財政局	連絡車運転業務(その1、自動車係)	公用自動車34台の集中運行管理。	4	4	4	4	公共交通機関やタクシーなど移動手段が整備されている現状では、主に職員専用の運転手付きの連絡車についてはその必要性は低い。また、継続するにあたっては、効率性の視点から民間事業者等との比較分析を行い、アウトソーシングすることも視野に入れて見直しすべきである。	主に職員を搬送することを目的としている自動車(いわゆる連絡車)については、公共交通機関やタクシー等を利用することが困難又は非効率な場合を除き原則廃止する。なお、その廃止については、職員の退職又は職種変更、配置転換の際に行うこととした。(対象職員数)50名 【概ね十分な取組み。着実な取組みをされたい。】	⑤⑥
行財政局	連絡車運転業務(その2、メールカー)	本庁と区役所、事業所、学校等の間の公文書および用品等を集配、交換する。(集配箇所:242箇所)	4	4	4	3	庁内メールはFAX・インターネット等の活用により削減し、用品は業者からの直送方式に変更すべきである。	17年度に運行ルートを再編し、メールカー1台、嘱託職員2人(運転手・添乗業務員)の削減を行った(用品制度については、15年度末に廃止した)。事務の中には、区役所・事業所等で受付した申請書・届出書等を本庁で集約しているなど、どうしても原本や文書等のやりとりが必要な事務処理が存在しているため、削減可能な文書量には一定の限度があるが、FAXや電子メール等の活用によるメール文書量削減の取組みも進めていく。 【概ね十分な取組み】	⑤⑥
行財政局	職員研修	市職員として要求される基礎的知識・技能・能力を高めるとともに、市民満足度の向上につながる効果的・効率的な行政経営の実現等、新たな時代に対応できる職員の育成を図るため、①市民サービス向上と協働の実践、②高い倫理観の醸成と応対マナー、③経営能力と政策形成能力の向上、④防災意識の高揚と危機管理能力の向上、を重点項目とし、これらを通じて職員の意識改革を行い、併せて勤務能率の発揮と増進を図る。	3	3	4	3	H14年度実績で、1開催日あたりの平均受講者は37人となっている。現在の貿易センタービルの研修室は全廃し、市の所有施設を有効利用すべきである。研修自体は必要であるが、IT研修・危機管理等、中身の充実が必要である。	主として①施設運営、②研修内容、③研修方法の3点で見直しを行った。①では、研修室借り上げ経費の削減(約3,000万円(H15)→約2,200万円(H17))及び研修室の有効活用(職場研修等への開放)等を、②では、研修体系の整理、メンタルヘルス対策の充実、政策法務研修の実施等を、③では、研修年間スケジュールの事前周知、研修評価システムのたちあげ(受講者へのアンケート・講師へのアンケートを元に満足度や成果を内部評価し、改善を行う)等を行った。 【概ね十分な取組み】	⑥

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況		再構築内容
			時代適合性	補完性	有効性		上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)		
行財政局	優秀・善行職員表彰	市の事務事業について抜群の功績があった職員、他の職員の模範となるべき善行のあった職員を表彰する。	3	3	3	毎年表彰するのではなく、「抜群の功績や善行があった職員」という表彰対象者がいる場合に表彰するというやり方に変えるべきである。	表彰対象者があれば随時表彰するという実施方法に変更し、事業を継続していく。 ・優秀職員表彰：式典 毎年度末 ⇒ 随時 ・善行職員表彰：式典 随時及び年度末 ⇒ 随時 【十分な取り組み】 ↓ 記念品料を廃止するなど、記念品を見直した。	⑥	
行財政局	永年勤続表彰	満20年以上、満30年以上引き続き職員として勤務し、勤務成績が優良な職員に対し表彰を行う。	4	3	3	4	永年勤続で勤務成績が優秀である者には、給与・賞与、さらには退職金の査定に反映できる制度を導入すべきである。単なる永年勤続表彰は、一般企業においても廃止の方向にある。経験を要する業務にとっては意味があるとして、そうでない業務に従事する場合は縮小すべきである。	事業内容については、市民の方の理解が得られるよう、時代の変化に対応したものに直しを行う。 ・記念品について 20年表彰 記念品料 ⇒ 特定の記念品 30年表彰 記念品(選択制) ⇒ 特定の記念品 ・粗菓について 表彰式出席者へ贈呈 ⇒ 廃止 【概ね十分な取り組み】	⑥
行財政局	市税減免制度	天災その他特別の事情がある場合など、担税力の薄弱な者等について、租税債務の一部を条例に基づく行政処分によって軽減又は免除する。地方税法の規定に基づき、条例・規則にその具体的要件を定めている。	3	3	3	3	各減免措置については、社会経済状況の変化にあわせて、適時、その意義・基準・要件等の見直しを行うべきである。	15年末に新築住宅に対する都市計画税の減額措置を廃止するなどの見直しを行った。その他の減免措置についても引き続き見直しを行っていく。 【概ね十分な取り組み】 ↓ 失業者等に対する個人市民税の減免基準の見直し(所得要件の引下げ)などの見直しを行った。	①④
行財政局	表彰関係事務	一般の市民を対象として行なう一般的表彰で、市民の行った日常生活における身近な善行その他表彰に値する行為に対し表彰をする。	3	2	3	3	規則、要領に基づき、一定の基準で表彰を行っているが、該当する者が出来るだけ表彰されるよう、制度の周知等に努められたい。	17年度より、全職員に対して、表彰の趣旨・前年度の表彰件数・事例等を周知した。来年度以降も、年度当初に制度の周知徹底を図る。 【現状維持で妥当】 ↓ 記念品等のコスト削減を行った。	⑥
行財政局	退職者福祉(退職者団体への補助金の交付)	退職者団体の活動を支援するため、3つの退職者団体に対し、補助金を交付する。	3	2	3	3	補助金以外の支援方法も含め、支援の目的と範囲を見直した上で、事業の継続を行うべき。	市政情報等の提供によりその活動を支援することとし、18年度から補助金の交付を廃止した。 【十分な取り組み】	①
行財政局	職員家族慰安会	日頃の市政への貢献の労に報いるため毎年1回、職員及び家族を慰安会に招待する。	3	2	3	3	見直しを検討すべき。実施するのならば、出来るだけ多くの職員が参加するような方法を検討すべき。	17年度より実施主体を互助組合である「職員互助組合」へ移行し、掛金と市交付金で実施することにした。 【概ね妥当な取り組み。今後とも絶えざる見直しを行なっていくべき。】 ↓ 20年度は掛金のみで実施した。21年度からは休止する。	①⑧
行財政局	永年・特別永年・35年勤続職員慰安会	永年にわたり市政に貢献した職員並びに配偶者等の労をねぎらうため、Kクーポン(市内の旅館・ホテルで利用可能なクーポン)又は旅行クーポン券と職免を付与する。	3	2	3	3	事業の趣旨については意義を認めるが、該当者により満足され、かつ経費が節減できる方法を検討すべき。また、既婚者と未婚者で要件に格差が生じないように、見直しを行うべき。	17年度より実施主体を互助組合である「職員互助組合」へ移行し、掛金と市交付金で実施することにした。また、18年度より4年間の経過措置を設け「結婚要件」と「年齢要件」を撤廃することとした。 【概ね妥当な取り組み。今後とも絶えざる見直しを行なっていくべき。】 ↓ 19年度より掛金のみで実施している。21年度から35年勤続慰安会は廃止する。	①⑧
行財政局	文化・体育事業の計画策定及び運営	・職員の健康及び教養の増進を図り、職員の親睦を深めるため、各種文化・体育事業の実施と文化・体育サークル活動の支援を行う。 ・職員親和会に委託している。	3	3	3	3	各サークルの自主運営の努力を促すべき。また、助成金配分についても自主性を高める工夫を行うべき。	他都市において「職員互助組合」のような互助組織が直接実施している所が多いため、本市でも「職員親和会」を経由せず、委託を廃止するよう検討した結果、17年度末をもって「職員親和会」を解散し、委託料を18年度予算より廃止することとした。 【十分な取り組み】	①
市民参画推進局	市民相談事業	市民の日常生活において生じる様々な問題の解決に資するため、法律、土地・建物(登記)、税務、家庭問題などの相談窓口を設けて市民の相談に応じる。	3	3	3	3	複雑・多様化している市民からの相談内容に対し、すべて満足のいく対応を期待するには無理があり、相談内容に一定の枠を設ける等の工夫をすることによって、より効率的な相談サービスにする必要がある。また、定期的に利用者の満足度調査をすべきである。	効率化を図るため、民間活力の導入(司法書士会等公共性を有する専門機関による役割分担)、②市民相談体制の見直し(民間人の起用)などの見直しを行った。また、満足度調査を2回実施し、調査結果では、概ね利用者の方にご満足いただけているものと考えているが、自由意見などを踏まえ、さらに満足度と効率性の向上を図るため、①スキルアップに向けた弁護士等専門家による研修、②個々の相談ブースに吸音板を設置、③よく質問を受ける内容をまとめたQ&A集を配布(HPでも公開)、④相談と回答に時間を要する「遺言・相続」「契約」について、専門家(公証人)による相談を17年度より新たに月2回日曜日に開催、するなどの見直しを行った。 【概ね十分な取り組み。さらに定期的にアンケート調査を継続すべき。また、調査結果のうち不満な点(時間の短さ等)についての改善も行なわれたい。】 ↓ 利用者の満足度調査は継続して実施している。また、調査結果等も踏まえて、利用者数が少ない公証相談を21年度に廃止する一方、利用者増が見込まれる住宅修繕相談の街頭相談会(年4回)のPRを充実する。	③⑥⑦ ⑧
市民参画推進局	連絡所業務	地域の各種団体との連絡・調整及び地域の要望・意見の集約、市政に関する情報の提供及び周知、住民票等諸証明発行業務、庁舎管理、不在者投票、敬老バスの配布	3	2	4	3	証明書1件あたりコスト(1,783円)のうち、市が5/6を負担している現状は、効率性の観点からは不適格である。証明書発行業務を区役所に集中することにより連絡所の人員を削減し、連絡所は地域支援業務のみを担当する等すべきである。	地域支援業務については、市民の協働・参画への意識の高まりなどを背景に、更に発展・強化し、協働に向けた地域支援のサテライト拠点としてのプラットフォーム機能を充実していく方向で、次に、証明書発行業務(基礎的業務)については、証明書自動交付機を設置することにより、住民へのサービスを維持しつつ、運営体制の見直しを行うことにより中長期にはコストダウンを図っていくことについて、検討を進めているところである。 【概ね十分な取り組み】 ↓ 19年7月に証明書自動交付機を導入し、現在市内13箇所で開催しており、現在その利用状況等の動向をみている。また、地域支援業務については、15年度に西区、21年度に北区に地区担当制を導入するなど、連絡所・出張所も活用して、全区あげて取り組みを進めている。	⑧

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況 上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)	再構築内容	
			時代適合性	補完性	効率性				有効性
市民参画推進局	自動車運転業務	区長車及び連絡車(職員の移動、メールカーとしての運行、資材の運搬、関係機関との連絡)の運転業務	4	4	4	4	効率性の観点から、民間事業者との比較分析を行い、アウトソーシングすることも視野にいれ見直しをすべきである。	行財政局で取りまとめ	⑤⑥
市民参画推進局	神戸市民全世帯アンケート	市に対して意思表示する機会を市民に積極的に提供するとともに、中長期的な視点に立って、市民の意識や要望を把握し、今後の施策の方向づけを行う。	3	3	3	3	適切なサンプルが抽出できれば全数調査は必要ないのではないかと。	全世帯アンケートの持つ2つ機能のうち「意識調査機能」については「神戸市民1万人アンケート」や「市政アドバイザー制度」の活用による社会調査機能の強化で、「市民参加機能」については「協働・参画3条例」の積極的な運用で対応することにより、全世帯アンケートについては廃止した。 【十分な取り組み】	①
市民参画推進局	民間体育施設の開放	市内にある民間企業の協力を得て、企業所有の体育施設(16年度：テニスコート3、体育館3、野球場1、道場1)を毎週特定曜日に提供していたが、広く市民に開放する。	3	4	4	4	民間が自律的に実施すべき事業である。	17年度に、施設を提供していただいている企業に対して、自立的な施設開放ができないか協議をすすめ、できるだけ早期に事業を廃止する方針を立てた。18年2月末に、外部評価時に開放していた4施設のうち2施設が現場受付での自主的な開放に移行し、1施設が市民開放を中止した。残る1施設については、市民の利用件数が多く現場受付の対応では限界があるため、独自の申込み・受付システムを構築してもらっており、18年9月から企業による自主的な市民開放となる予定である。 【十分な取り組み】	①
市民参画推進局	勤労会館海の家の管理運営	勤労市民の団体・コミュニティ活動等に対する集会施設の提供、市民活動に対する施設の提供。	4	4	4	4	抜本的見直しを検討されたい。	18年5月31日をもって設置条例を廃止し閉館した。閉館後は、当地域内に避難所として指定できる適当な代替施設がないことから、建物はそのまま存置することとし、「避難所」として指定を継続するとともに、「選挙投票所」としても引き続き使用することとした。なお、自治会や婦人会の地域団体がコミュニティ活動にその一部でも利用できるように管理上可能な範囲で配慮していく。 【概ね十分な取り組み】	①
市民参画推進局	本山交通公園	市内中学校園の交通安全教室の実施	4	4	4	4	「交通公園」としての意義はほとんどない。今後は都市公園としての存続等、抜本的な再検討が必要である。	参加・体験型の交通安全教室を全市的にバランスよく行うために出張方式のみとする。 【概ね十分な取り組み】 ↓ 17年度で交通公園を閉鎖し、18年度から交通安全教室を小学校等への出張方式に切り替えた。また、交通公園施設は19年度より建設局へ移管した。	①
市民参画推進局	勤労市民センターの管理運営	勤労市民の団体・コミュニティ活動等に対する集会施設の提供、文化・スポーツ等市民活動に対する施設の提供や講座の開催、作品展示会	3	4	4	3	利用者の年齢・職種・性別・年間利用頻度等の詳細なデータを収集し、市民ニーズに合致した行政サービスになっているのかどうかを分析すべきである。そのうえで、ニーズがあれば、365日開館、講座以外の活用等を行うべきである。	施設の管理運営体制の効率化の推進により経費の削減を行った(市の派遣職員を嘱託職員化、及びシルバー人材センターへの委託)。また、管理受託者である外郭団体が実施する講座事業を16年秋季から約10%の値上げをし、受益と負担の適正化を図った。15年度以降、各センターにおいて、施設利用者等を対象にアンケート調査を実施している。今後、指定管理者制度を導入する中で、更なる市民サービスの向上と行政コストの削減に取り組む。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 18年度から、指定管理者制度(利用料金制)を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、開館日の増加などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
国際文化観光局	区民センター(東灘、葺合、生田、北、須磨、西)	区民センター貸館事業、講座事業、文化振興事業(イベントコレクション、コミュニティフェスティバル)、地域交流事業、市民作品展示会・発表会。	3	3	4	3	勤労市民センターと合算すると市負担額は年間約18億円に達する。利用者の年齢・職種・性別・年間利用頻度等の詳細なデータを収集し、市民ニーズに合致した行政サービスになっているのかどうかを分析すべきである。	16年度に、施設管理運営体制の効率化推進により経費削減を行った(派遣職員の嘱託職員化、シルバー人材センター委託化)。また、施設管理を委託している外郭団体において、同年度秋季講座より「講座事業」の受講料を平均10%程度値上げし、受益と負担の適正化を図っている。18年度に指定管理者制度に移行予定であり、移行を機に、さらなる見直しを検討中。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 18年度から、指定管理者制度(利用料金制)を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、開館日の増加などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
国際文化観光局	シーパル須磨	国民宿舍の運営	3	3	3	3	行政が国民宿舍を運営する意義は失われつつある。	民間人材をトップに配置し、14年度から行った抜本的な経営改革(目標管理型運営による収支管理の徹底や人件費・物件費の抑制)により、収支改善を図ってきた。16年度には、企画商品販売強化などの売上強化策に取り組み、また、経費削減として人件費率や食材原価率を引き下げるなどの取り組みを行った。さらに経営改善を進めるため、17年度に指定管理者の公募を行うこととしている。 【概ね十分な取り組み】 ↓ 18年度から、指定管理者制度(利用料金制)を公募により導入し、顧客満足を中心にしたサービス向上など経営改革に取り組んでいる。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、今後の管理運営に活かしていく。	②
保健福祉局	生活保護市単独給付	①被保護世帯等に夏期・冬期見舞金の支給。②対象学年の被保護児童への体操服・水着の支給。③被保護世帯の児童が高校に入学するにあたり、入学準備金を支給。	4	3	4	4	高校進学率を高めるための、入学準備金であれば、そもそもなぜ高校進学率が低いかの分析が必要である。この分析結果に基づいて適切な対策を講ずるべきである。夏期・冬期見舞金の当初の目的は達成したと思われるので廃止を検討すべきである。	16年度より夏期・冬期見舞金を廃止し、世帯の自立を支援するため、高校入学準備金を増額した。体操服・水着については、教育委員会へ移管し、就学援助とレベルを合わせた。高校入学準備金については、17年度からは、自治体からの要望の結果、自立支援としての有効性が国に認められ、生活保護制度自体に組み入れられた。 【概ね十分な取り組み】	⑧

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況		再構築内容
			時代適合性	補完性	有効性		上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)		
保健福祉局	生活文化会館	①社会調査及び研究に関すること ②生活等の相談に関すること ③地域の福祉の増進に関すること ④各種講習会の開催その他の教養及び文化の向上に関すること ⑤集会室の利用に関すること。	3	3	4	3	同類他事業との統合により有効性を高める必要がある。	神戸市同和対策協議会答申(13年度)等を踏まえ、17年度に公民館等へ一体化を行うこととした。生活文化会館に対するニーズは、地域の自主活動・交流の拠点としての「場の提供」機能に移行してきたため、隣接する公民館等に施設の管理と貸館事業を引き継ぐことにより、施設の有効利用及び利便性の向上を図るものである。 【十分な取り組み】	①
保健福祉局	公立保育所	児童福祉法に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童の保育を行う。	3	3	4	3	公立では、保育士の年齢が高くなるので、民間に比べて費用がかさむ。今後、どのようにして民間並みの費用水準にしていくのかの具体策の実行が必要である。ニーズに対応するとしても限度があり焦点を絞って運営し、民間施設との比較分析を行って改善点を見つけ改善を行うべき。また、公立保育所業務について、特別会計化することも検討を要する。	公立保育所については18年度より一定数を社会福祉法人に移管する予定で、取り組んでいる。18年度については3箇所の移管を予定しているが、19年度以降については、保育行政を取り巻く状況や移管先法人の状況等を勘案しながら、毎年度検討を行なう。 【概ね十分な取り組み。着実な民間移行に努め、官民トータルでさらなる質の向上に努められたい。】 ↓ 20年度までに9保育所を移管済みであり、21年度に3ヶ所、22年度に2ヶ所を移管する予定としている。また、大規模な改修が困難な状況にある2保育所について、私立保育園の誘致新設による建替・運営を行う(移管と同様の財政効果が期待)。	③⑥⑦
保健福祉局	健康ライフプラザ運営費補助	主に中高年層を中心とする市民、勤労者を対象に、人間ドックをはじめとするさまざまな健康診断を行うとともに、健康づくり教室(運動・リラクゼーション講座、料理教室)、トレーニングジムの開講や、健康に関する各種情報提供を行い、心とからだの健康づくりを積極的に支援する。	3	4	4	3	予防医学協会に収入が計上されているので、予防医学協会の収支と当該運営費補助を一体的に評価する必要がある。本事業の施設の利便性は高く、民間事業者への委託をする必要がある。	指定管理者制度を導入し、17年度に一般公募して、18年度より民間事業者へ管理委託する。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 18年度から、指定管理者制度(利用料金制)を公募により導入し、コスト削減と市民サービスの向上を図っている。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②④
保健福祉局	老人いこいの家	高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図る。	4	2	4	3	当初の目的が達成されているので、速やかに撤退すべきである。撤退までの事業においてはさらなる費用節約の方策を実行されたい。	3年から、地域福祉センターへ機能転換を図り、順次廃止してきており、15年度以降も地元の同意が得られたところから廃止を進めている。なお、廃止には至っていない所でも経費削減に努め、市立いこいの家については、委託料を15年度に1割、さらに17年度に1割削減し、全体の2割削減を実施している。また、民間いこいの家についても補助金を廃止または削減してきている。今後も、引き続き、廃止に向け調整を行うとともに、廃止までの間は一層の経費削減に努めたい。 【概ね十分な取り組み。引き続き、早期の廃止に向け取り組まれたい。】 ↓ 19年度に市立いこいの家1ヶ所、20年度に2ヶ所をそれぞれ廃止した。	①②
保健福祉局	敬老祝い金	老人の長寿を祝い、祝い金を支給することにより、老人福祉の向上に資する。	4	4	4	4	高齢施策としては、他に適切な事業があり廃止を検討すべきである。	16年度に対象者をこれまでの77歳、88歳、99歳、100歳以上から平均寿命を下回る77歳の支給と老人手当的な99歳、100歳以上の毎年支給を廃止し、88歳と100歳のみとする見直しを行った。支給金額としては、それぞれ1万円、3万円と見直し以前と同額としている。 【概ね十分な取り組み】	⑧
保健福祉局	配食サービス	市内に居住する食事の調理が困難な高齢者及び障害者等に対し、必要に応じ、1日につき1食を限度として栄養のバランスのとれた食事を提供することによって、食生活の改善と健康の増進を図るとともに、安否の確認を行い、自立した生活を支援する。	3	3	3	3	ユーザーからメニューの数が少ないなどの声が聞かれるとの事であるが、状況把握のため満足度調査の実施を検討する必要がある。ボランティア団体に委ねるべきである。	①利用者に対するアンケートを実施した結果、利用回数は毎日が30%と最多であった。サービスの満足度は56%がおいしいと回答しており、メニューが豊富と回答した者は17%、普通は64%、利用料金は適当が67%、安いが9%であった。以上のように利用者の満足度は比較的に高いと判断される。②また、16年8月から、申請時及び利用更新時にアセスメントを行うこととし、さらに、利用料金も所得の状況に応じ、食事代の450円に加え、50円~150円を別途配送費の一部として徴収している。③これらの結果、16年度のべ配食数は約52万食となり、前年度より2万食の増となったが、前年度までは毎年度10万食の増加が見られたことから、配食サービスの利用の適正化・効率化の効果が現れている。④配送については、地域に密着したNPO法人やボランティア団体等と連携を図りながら提供している事業者もあり、今後もそうした連携が図れるよう支援していきたい。(NPO法人等10団体に再委託。利用者全体の17%が対象) 【概ね十分な取り組み】	④
保健福祉局	国民健康保険	国民健康保険の被保険者が、相互扶助の精神にもとづき、平素から保険料を出し合い病気や怪我などで治療や処置を必要とするとき、必要な医療を提供する。	3	1	3	3	収納率引き上げの努力をしているが、今後さらなる方策を実行する必要がある。また、税金徴収、他の料金徴収などを統合する特別徴収管理機構の創設も考えるべき。	16年度において、①強制徴収をバックにした区における納付交渉の充実、②連携の強化と組織的対応、③窓口機能の強化、④進行管理の充実、などの収納対策を実施し、収納率が現年・全体で0.41%アップした。特に、15年度から高所得世帯を対象に実施している納付資力調査(財産調査)、差押え及びこれらを背景とした納付交渉により、収納確保につながっており、16年度以降実施件数を大幅に増加させた。さらに、各区において、任意の条件により催告対象世帯を即時に抽出できる収納対策支援システムの整備を図っており、収納率向上につなげていく。 【概ね十分な取り組み】 ↓ 収納率(現年・全体)は17年度90.59%、18年度91.72%、19年度92.37%と向上している。なお、20年7月に、市税や国民健康保険料など滞納されている債権回収を強化するため、市長を本部長とする債権管理対策推進本部を設置し、全庁一体となった取り組みを進めている。	⑧
保健福祉局	内職あつ旋所	低所得者、母子世帯等を対象に家計の補助収入を得るため、内職を希望する者にその技術指導及びあつ旋を行う。	4	3	3	4	廃止を含めて、早期に見直しを行うべき。	18年度末を目途に廃止を含めて見直しを行う。 【十分な取り組み】 ↓ 19年度から廃止した。	①

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況		
			時代適合性	補完性	有効性		再構築内容		
保健福祉局	老人共同作業所	簡易作業を通して老人の健康保持と相互コミュニケーションの活性化を図り、生きがいを感じられる生活への支援を行う。	4	3	3	4	廃止を含めて、早期に見直しを行うべき。	18年度末を目途に廃止を含めて見直しを行う。 【十分な取り組み】 ↓ 19年度から廃止した。	①
保健福祉局	医療機関整備資金融資	西北神地域等医療機関が不足している地域における医療機関の整備等を促進するため、病院・診療所の整備等に係わる資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた者に対し、所定の利率(上限3%)に1/3を乗じた額を5年間補助する。	4	4	2	4	11年度以降実績がないとのことであり、廃止を考える時期である。	医療機関整備資金融資制度は12年3月末に廃止し、現在は廃止前に決定した融資にかかる残債分についてのみ対応しており、残債についても17年8月には借受人が融資金を返済する予定であり、全ての業務が終了する見込である。また、医療機関整備資金利子補給制度は、12年4月に制度創設以来利用実績がないため関係機関と協議の上、廃止の方向で検討中である。 【十分な取り組み】 ↓ 医療機関整備資金融資制度は、借受人の融資金返済により17年8月に終了した。また、利子補給制度についても、18年度に予算化しなかったことにより実質終了した。	①
保健福祉局	保育士養成所運営助成	国の施策として社会福祉法人の保育士養成施設に対して事業費等を補助する。	4	3	3	3	制度発足時と比較して、状況が大きく変化してきており、制度そのものを見直ししていく必要がある。	制度発足時から保育士養成を取り巻く環境は大きく変化していること、また、大学等の保育士養成施設との公平性などを鑑み、当助成制度を廃止する。ただし、現在在籍中の学生が卒業するまでの間、安定的な運営が行なえるよう配慮し、18・19年度は助成額の削減にとどめ、廃止は20年度からとする。 【十分な取り組み】 ↓ 20年度から廃止した。	①
保健福祉局	助産施設運営補助	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させ、助産を受けさせる助産施設に対し、措置費支弁基準適用分と、一般慣行料金との差額を、一定額を限度として補助する。	3	2	3	3	国の制度次第ではあるが、事業の役割は一定果たし終えているのではないかと。	18年度より、補助対象診療内容ごとに次のとおり限度額を設定した。①分娩介助料：分娩児1人につき20,000円、②新生児保育料：分娩児1人につき1日5,000円、③衛生材料費：妊産婦1人につき20,000円。当事業による補助がなくなれば、助産施設の負担が増加し、結果として助産施設の減少が懸念され、必要に応じた助産施設の入所の実施が不可能になる可能性もある。低所得者が比較的多いと思われる若い世代が安心して子供を産める環境を整えるためにも、当該事業の見直しと並行して、国に対して措置費支弁基準単価の見直しについて要望していく必要がある。 【十分な取り組み】	⑥
保健福祉局	生活指導研究会	家庭料理や家計管理に関し技術検定有資格者を有しており、50年近い活動実績のある神戸市生活指導研究会に委託。事業内容は①家庭生活改善講座の開催と指導者養成、②子育て支援講習会の開催、③児童の健全育成を推進する地域活動、④女性の社会福祉活動への参加促進事業。	3	3	3	3	事業の役割を終えている。廃止を含めて検討されたい。	18年度においては、委託料を5%削減している。(委託料は段階的に削減しており、過去5年で約3割削減している。)現在では、区民センターや民間カルチャーセンターをはじめとした各種講座の充実、ボランティア活動の広がりなどにより、役割を終えた事業もあり、事業内容の見直しが必要になっている。18年度末での事業委託の廃止に向けて、委託団体の自主的な運営の確保について、助言・指導していきたい。 【概ね十分な取り組み。見直し内容が予定どおりに実現されるよう進められたい。】 ↓ 19年度から廃止した。	①
保健福祉局	国保組合運営補助	神戸市内に主たる事務所を有し、組合員の全部又は一部が市内に住所を有する国民健康保険組合の運営費の一部を補助する。	3	3	3	3	市町村国保との公平性を失わないよう、国保組合の財政状況も勘案しながら、常に事業のあり方を見直ししていく必要がある。	国保組合の加入者が神戸市国保に加入することになると、保険給付費や帳票作成費用、郵送料などが増加し、市の負担は増加することになる。15年度決算時における一般会計から国民健康保険会計への繰入金は、一人あたり34,778円に対して、国保組合への一人あたり補助額は350円となっている。補助金額については、各国保組合の被保険者数および財政力によって算定している。また、兵庫県も同様の助成を行っていることから、神戸市の助成と合わせて国保組合の健全な運営に寄与しているものと考えており、今後も国保組合に対する助成事業は継続することとしたい。 【事業の効果についてさらに説明責任を果たしていく必要がある。】 ↓ 19年度決算における一般会計から国民健康保険会計への繰入金は、一人あたり30,984円に対し、国保組合への一人あたり補助額は325円となっている。	⑧
保健福祉局	老人保健施設整備資金融資	老人保健施設を建設するための資金を社会福祉・医療事業団(現独立行政法人福祉医療機構)から融資を受けた者に対し、返済利子の全部又は一部(上限3%)を5年間補助する。(平成11年度事業分までは、建設に要する資金の一部を融資する。融資上限2億円、利率年3.0%、償還20年以内、5年間の利子補給あり。)	4	4	3	4	早期に縮小、廃止すべきである。	11年度以前に施設整備を行った12法人に対して融資を行い、開設から5年間の利子補給を行っていたが、17年度で利子補給も終了している。現在9法人から残債償還を受けており、融資金償還とともに事業が終了する予定である(最終償還32年10月)。融資制度を見直し、12年度から15年度事業分については独立行政法人福祉医療機構からの借入に対して、開設から5年間利子補給を行うこととした。なお、16年度に利子補給制度についても見直しを行い、既存分を除き廃止した。 【十分な取り組み】	⑧
保健福祉局	寝具洗濯乾燥消毒サービス	在宅で寝たきりの高齢者等に対し、寝具の衛生管理のため、水洗い及び乾燥消毒を実施する。(上限4回分の利用券を支給する。自己負担は、水洗いと乾燥600円、乾燥のみ300円)	3	3	3	3	利用実態、時代適合性などから、事業の廃止を含めて検討すべき。	他の介護保険サービスによる代替サービスの利用が可能であり、16年度利用実績も26%程度であることから、18年度より新規利用者の申請受付を停止し、制度の対象者を17年度からの継続利用者のみとする見直しを行った。継続利用者については、今後の利用状況により、廃止を検討したい。 【概ね十分な取り組み。3年程度を限度に廃止の方向で検討されたい。】 ↓ 21年度から廃止する。	①

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況		再構築内容
			時代適合性	補完性	有効性		上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)		
保健福祉局	福祉電話(障害)	外出困難な重度聴覚言語障害者に対し、福祉電話を貸与することにより、当該障害者のコミュニケーション及び緊急連絡等の手段を確保し、その福祉の増進を図る。	3	3	3	多様なコミュニケーション手段を含めて検討を。高齢者など、携帯電話やEメールが使えない層への考慮も必要。	「携帯電話」の普及など社会的状況や福祉サービスにおける利用者負担のあり方が、大きく変化してきている状況を踏まえ、16年4月以降の新規利用については通話料に加えて基本料も利用者負担とする取扱いとした(市は設置費用のみ)。また、本事業によらなければ緊急連絡等の手段およびコミュニケーションの確保が図れない者を対象とするなど、現在、貸与の要件の見直しを検討している。 【概ね十分な取り組み。検討の方向性については概ね評価するが、既存の利用者に対する基本料の負担について、さらに検討されたい。】 ↓ 16年度に、新規利用者については、基本料金を自己負担とすること及び携帯電話所持者を対象外とする見直しを行った。また、15年度以前の利用者には、現在は経過措置として公費負担を行っている。	①	
保健福祉局	小児ぜん息等調査事業	対象疾病(気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気腫)の治療に要する医療費の自己負担分の2/3(3歳未満は1/2)を市費で助成する。	4	4	4	因果関係が見出されない現状では、廃止について検討する必要がある。	国の調査結果を理由として、16年12月をもって廃止した。 【十分な取り組み】	①	
環境局	13大都市共同キャンペーン	大都市におけるごみの減量化と資源化を促進するため、13大都市が連携し、大都市減量化・資源化共同キャンペーン実行委員会を設置し、キャンペーンを企画し、実施する。	3	2	3	形式的な取り組みになっていないか再検証が必要。	17年7月の大都市減量化・資源化共同キャンペーン実行委員会において、本市よりキャンペーンのあり方について提案を行い、①各都市ではそれぞれの施策に応じた広報計画との調整が取りづらいうこと、②ポスターやマイバックの製作はコスト削減には繋がっていないこと、から内容や負担のあり方について協議を行った。その結果、①17年度より、マイバックの製作について、固有キャラクターを有する都市にはその使用を認める、②18年度より、各都市負担金について10%削減し、1,080千円とする見直しを行った。 【概ね十分な取り組み】	④	
環境局	生ごみ処理機(コンポスト化容器)購入助成	一般家庭から排出される生ごみを堆肥化するための生ごみ堆肥化容器の設置を促進し、一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せて市民のごみ再利用意識の高揚、並びにごみの減量を促進することを目的とするコンポストの購入助成を行っている。	3	3	3	生ゴミの減量や、家庭ゴミに係る意識啓発にどれだけ役立つか疑問。手軽に利用できる電動型が普及しつつある中で、コンポスト購入助成が市民ニーズに合っていない。一方で電動型も別の環境負荷がかかるので、当該事業自体について再検証が必要。	助成制度は16年度で廃止した。 【概ね十分な取り組み】	①	
環境局	本四連絡道・垂水JCT環境管理	①道路計画における環境対策に係る地元住民及び関係事業者の調整、②建設中・供用後の環境調査の実施及び調査結果の地元説明と関係事業者調整、③これらに係る協議会等に係る事務	3	1	2	地域の状況や環境改善の実績を踏まえながら、徐々に事業を終息させていくべき。	これまでの調査により環境影響は環境影響評価における予測結果の範囲内にあり、軽微であることが確認されたため、17年度に、本事業による環境監視を終了し一般環境行政による環境監視に移管することを確認し、また、環境管理連絡会も解散することとなった。今後のこれらの道路に関する環境問題については、神戸市建設局が地元の窓口となり、道路公害に関連する問題を生じた場合には関係機関で協議の上、必要な調査を実施することとした。 【十分な取り組み】	①	
産業振興局	ファッション美術館	ファッション産業の高度化や新しい文化の創造に対応するため、展示事業、人材育成事業、情報発信事業を行なう。	4	4	4	パンフレットを見ても魅力に乏しい。来館者数も減少しており、展示の工夫、アンケート調査等の工夫をしなければならない。民間活用が必要である。	15年度に学識経験者などの外部委員も含めた再構築検討委員会を立ち上げ検討を行い、①人材育成、②情報発信力の強化、③集客力の向上、の3つの視点に基づいた総合的なファッション拠点としての運営に努めている。具体的には、①15年度から企画展を中止し、常設展のみの開催とする、②16年度から「企画展示室」を「ファッション多目的室」に改め、多様なファッションイベントなどに活用できるようにする、③15年度から、ファッション専門学校や市民等向けの服飾講座を開催する、④収蔵品の一部貸し出しによる外部展示を開催する、⑤「友の会」を設置し、リピーターの確保に努める、などの取り組みを行っている。結果、一般財源負担が16年度決算見込ベースで対9年度比△58.4%となるとともに、入館者1人あたりの経費負担も過去最低の数値となってきている。また、18年4月より指定管理者制度を導入していく。 【概ね十分な取り組み。長期的には神戸の都市戦略の中で、どのような利用形態がふさわしいのかを検討すべき。】 ↓ 18年度から、指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、ミュージアムショップの開設などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②⑤	
産業振興局	ものづくり復興工場	被災した中小製造業に対し、低廉な使用料で、良好な作業場所を提供するもの。	4	4	4	所得再分配(福祉的)要素の強い事業である。震災後の復興において一定の役割を終えている。中小製造業の復興と位置づけるなら、職業訓練・コンサルティングなどの手法を活用すべきである。	16年1月より、被災していない市内小規模企業者の入居を認めた結果、17年7月現在、新たに7社の小規模企業者が入居した。また、「神戸リエゾン・ラボ」のNIROものづくり試作開発センターに、中小企業の試作開発用の新たな機器を整備し、16年度から大幅に利用者が増加している(15年度215件→16年度723件)。なお、工場の管理運営については、18年度より指定管理者制度の導入を予定しているが、これにより指定管理者が有するノウハウが活用されることで、入居率向上や一定の経費削減効果が期待できるものではないかと考えている。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 18年度から、指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、作業環境の改善などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②	

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況 上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)	再構築内容
			時代適合性	補完性	有効性			
産業振興局	農業公園	神戸ワインの製造施設の見学や農業体験実習館を通じた農業への理解を深める事業の実施のほか、バーベキューやプールなどのレクリエーションを提供している。	3	3	4	3	集客能力低下の原因分析をすべきである。フルーツフラワーパークとの機能分担を行い、事業を税金で行うことの妥当性を見直す時期であり、民間委託等の実施が求められる。 【十分な取り組み】 ↓ 現在、暫定的に市民開放を行っている。	①
産業振興局	フルーツ・フラワーパーク	フルーツ・フラワーパークにおける料金徴収、修景管理、果樹栽培、イベントの開催など	3	3	4	3	集客能力低下の原因分析をすべきである。農業公園との機能分担を行い、事業を税金で行うことの妥当性を見直す時期であり、民間委託等の実施が求められる。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 18年度から、指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。また、21年度から、より効果的な活用を図るため、施設全体に利用料金制を導入する。	②
産業振興局	平磯海釣り公園管理運営	施設の維持管理、観光漁業の推進、施設利用者と漁業者との調整	4	4	3	3	事業の目標はすでに達成されている。魚礁などに最も関心のある漁協への委託等、民間委託するべきである。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 18年度から、指定管理者制度(利用料金制)を公募により導入し、開館時間の一部延長などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
産業振興局	須磨海釣り公園管理運営	施設の維持管理、観光漁業の推進、施設利用者と漁業者との調整	4	4	3	3	事業の目標はすでに達成されている。魚礁などに最も関心のある漁協への委託等、民間委託するべきである。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 18年度から、指定管理者制度(利用料金制)を公募により導入し、開館時間の一部延長などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
産業振興局	六甲山牧場	綿羊・乳牛の放牧やポニー乗馬など動物とのふれあい、チーズ工場の公開や製品の販売、アイスクリーム・チーズづくり体験の実施など。	3	3	4	3	コンテンツ等の工夫による集客力向上策、民間委託が必要である。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 18年度から、指定管理者制度(利用料金制)を公募により導入し、イベントの拡充などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
産業振興局	市民農園	遊休農地の有効活用・作物の栽培を通じた農業への理解度の向上・家族の余暇活動とふれあいの場の提供・高齢者の健康増進と生きがいの場の提供のため、農地を借上げ、市民に農作業を行う場所として貸し付ける。	4	4	4	4	利用者の評価が高いとのことだが、もしそうならより高い使用料を課すべきである。本事業の補完性は極めて低く、税金投入の根拠を見出すことは困難である。主な土地所有者である農家に任せるべきである。 大規模農園については、順次民営化作業を進めてきており、小寺市民農園(218区画)については、17年度から民営化した。木見市民農園(187区画)についても、民営化に向け、農地の原状復旧等を進めている。小規模農園(約2,000区画)については、2月に農地所有者にアンケートを実施し、民営化した場合の問題点や、農園継続の意向を調査し、民営化に向けてのよりよい方策を検討中である。 【概ね十分な取り組み。小規模農園についても、早期の民営化に取り組まれない。】 ↓ 20年度に、小規模市民農園の民営化を行った。	③
産業振興局	受精卵移植推進事業(こうべ育成牧場)	受精卵移植によって乳牛から生まれた和牛子牛を哺育・育成し、肥育農家の素牛導入コストの低減と収益の向上を図る。	4	4	4	4	神戸牛は高い評価を得ているとのことであるが、もしそうであれば民営化すべきである。 本事業の見直しについては、次の点をふまえながら、事業収支の改善に取り組んでいく。①市外から提供された受精卵により生まれた和牛子牛を哺育して引き渡す哺育受託事業を8月より開始予定である。提供卵は市内酪農家の乳牛に移植し、生まれた子牛を2カ月間哺育受託することにより、受託料収入による増収を見込んでいる。②受胎率が30%台に回復しており、子牛の増産による収益向上が図れる。③国有林借受料の改定作業が毎年行われることになり、地価下落による借受料低減が見込める。④素牛販売単価がBSEによる米国産牛肉の輸入禁止措置により上昇しており、収益の向上が図れる。 【概ね十分な取り組み】	⑧
産業振興局	中国地方政府等駐在員事務所の運営支援	ポートアイランド第2期の「新たな中国人街」に進出している中国地方政府等の神戸駐在員事務所に対する運営支援として、共益費を補助する。	3	3	3	3	現地事務所の運営に対する負担のあり方について、神戸市側と中国側の相互間で、均衡が取れているか検討が必要。 今年度からは新規適用を行わず、過去からの適用対象分のみを予算計上している。この継続分も今年度中に終了し、来年度からは予算計上しない。 【十分な取り組み】	①

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況 上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)	再構築内容
			時代適合性	補完性	有効性			
産業振興局	「中国ビジネス基礎講座」等の開催	講座や相談会等を開催し、日中ビジネスに関する基礎的なノウハウを提供する。	3	3	3	3	運営方法について具体的には次の3点で見直しを行っている。 ①昨年度からは協議会会員企業についても年会費から受講料相当額を繰り入れることで、税の投入を極力減らしている。 ②17年度から民間団体が実施するセミナーの後援、PRなどの形で補うことにより、講座の実施回数を見直している。 ③16年度、17年度はいずれも各1回、JETROに講師派遣を依頼し、講師謝礼を節減している。また17年度においては、「監査法人トーマツ」に講師依頼を行い、市の報酬基準に基づく安価な額で講演を引き受けていただいている。 【概ね十分な取り組み】 ↓ 20年度には、協議会運営支援事業と統合し、さらに経費削減を行った。	⑥
産業振興局	ハイテクイースト工業団地	仮設賃貸工場として建設した市の普通財産を活用し、(財)神戸市都市整備公社を事業主体として被災企業をはじめとする中小製造業者に対して提供する。	3	3	3	3	昨今の製造業の業績回復に伴い、昨年度から新たに3件の新規入居があった。また、ご指摘いただいた点も踏まえ、ハイテクイースト工業団地のさらなる活性化を図るべく、①17年3月に入居企業紹介冊子を発行(前年度に引き続き2回目)、②17年4月に市職員が全入居企業を訪問し、「神戸挑戦企業等総合支援事業」等の中小製造業支援策をPR、③17年5月に紹介冊子の内容をホームページに掲載し取引拡大のためのPRを強化、などの工夫を行っている。今後、入居企業の希望を十分聞きながら、神戸リエゾン・ネットワークの支援機関と協力して、現地でのセミナーの開催や技術アドバイザー派遣等を今年度、実施していく予定である。これらの取り組みを通じて、引き続き、工場全体の活性化に努めていきたい。 【概ね十分な取り組み】	⑦
産業振興局	民間賃貸工場家賃補助	対象となる民間賃貸工場に入居している被災中小製造業者に対し、家賃の一部を補助する。(月額300円、100㎡まで)	4	3	3	3	震災復興施策としての目的は、一定果たし終えているのではないかと見られる。 【十分な取り組み】	①
産業振興局	公設市場の管理	公設市場(宇治川、長田、西須磨)の管理。	4	3	3	3	3公設市場については、廃止する方針である。活性化(セルフ化)を実施済みの「宇治川」及び「長田」の2市場は、商業者への普通財産貸付に移行し、「西須磨」は、活性化が難しく、建物の老朽化が著しいため、閉鎖する方向で商業者等との調整を進めていく。 【十分な取り組み】 ↓ 「西須磨」については、19年12月に廃止した。残る公設市場(2ヶ所)についても、廃止する方向で関係者と協議を行っている。	①⑧
産業振興局	自然休養村・農村環境改善センター等の管理運営	自然休養村管理センター及び農村環境改善センターの管理、センター内に設置している施設(会議室、多目的ホール等)の運営を行う。	3	3	3	3	自然休養村については、施設の見直しを含めたあり方検討を。また、両施設とも、指定管理者制度の導入により、有効性・効率性の向上を図られた。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
産業振興局	神戸ブランド野菜育成推進	近年の多様化する消費者ニーズと社会経済情勢の変化に対応するため、生産環境保全及び生産者、消費者の健康に配慮した、有機栽培、特別栽培等(無農薬・減農薬栽培)を主体とする神戸ブランド野菜の育成推進を行う。	3	4	4	4	生産奨励措置については、生産が一定の目標を達したことから、16年度から段階的見直し、20年度には廃止する予定であり、新たな生産奨励策への移行を検討中である。また、見直しに当たって市内産野菜に求められるニーズを正確に把握し、ニーズに沿った施策を構築するため各関係者との検討会を実施する。市内産野菜については、生産から消費にいたるまで環境負荷の軽減に配慮しながら、市民ブランドとしての位置付けを明確にする。 【概ね十分な取り組み。ブランド戦略の効果を見定めながら、継続して見直しを行なう必要がある。】 ↓ 19年度から「こうべ版GAP(農業環境規範)」を導入して、野菜の生産工程におけるチェックシステムを構築し、新たなブランド戦略に取り組んでいる。また、生産奨励金については、20年度に廃止した。	⑥⑧
産業振興局	食農教育の推進	体験学習の場づくり、農業体験学習のマニュアルの作成及び啓発活動、農業体験活動の支援(学校農園の設置、農作業体験学習の実施、農業の出前教室・栽培教室等)、体験学習指導者研修(農と食に関する知識の習得)	4	4	4	3	17年6月に「食育基本法」が制定され、市町村においても役割を担うことになる。今年度は、他局との連携(保健福祉局：食育フェアへの参加、教育委員会：地元農産物の学校給食への食材提供の推進など)を強化して事業を推進している。食育は、今後も各関係機関と連携をとり、役割分担をしながら農政部門として必要な事業を継続していく。また、市の財政負担を軽減するため県の委託事業の導入や国の交付金の活用を図る。 【概ね十分な取り組み】 ↓ 18年度に策定した神戸市食育推進計画に基づいて、「食農ボランティア制度」を19年度に創設し、その活動に対する支援を通じて、生産者主体の食育活動を推進している。	③④⑦
産業振興局	神戸ワイン	(財)神戸みよりの公社が実施する事業(神戸ワイン事業を含む)の事業運営資金の貸付	3	3	3	3	(財)神戸みよりの公社では、16年度よりワイン事業部を設立し、中期経営計画(H16~H18の3ヵ年)を策定し、19年度単年度収支の黒字化を目指して経営再建に取り組んでいる。原料ブドウの買取は、品質基準とそれにもとづく単価の設定、買取量の制限を行った。6月には市民還元ワインを発売することで、神戸ワインの再認知に努め、ワイン消費の落ち込む7月にはスパークリングワインを新発売するなど販売促進策を講じた。これにより、原料ぶどう買取の制限とワイン販売促進の両面から、適正在庫サイクル(販売量の1~1.5年分)を超える在庫を生まない体制に見直した。 【概ね十分な取り組み】 ↓ 20年度は年間販売目標50万本を掲げてエンドユーザーを重視した販売戦略を展開し、目標達成に向けて取り組んでいる。	⑧

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況 上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)	再構築内容
			時代適合性	補完性	有効性			
産業振興局	神戸らん展	市民に憩いと安らぎの場を提供し、神戸の魅力の再生を世界に向けて発信するため、「神戸らん展」を開催する。(主催：神戸らん展組織委員会)	4	4	4	3	事業の抜本的見直しを行うべきである。 【十分な取り組み】	①
産業振興局	市立水産会館の管理運営	①漁業の振興に関する諸会合又は研修のために施設を提供すること②漁業者等の教養及び文化の向上並びに福祉の増進を図るために施設を提供すること③水産業の紹介及び各種水産物の展示に関すること等	3	3	3	3	18年度からの指定管理者制度への移行により、より広く一般市民のために開かれた施設として、効率的・効果的な運営に努める。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 18年度から、指定管理者制度を導入し、広報活動の充実等によりサービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
産業振興局	水産体験学習館管理運営	①漁業に関する講習及び体験学習を行うこと②漁業に関する資料を収集し、展示すること等	4	4	4	3	17年度より指定管理者制度への移行により、来館者の体験メニューの充実など、市民サービスの向上と効率的な管理運営に努めている。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 17年度から、指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、体験学習メニューの充実等により市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
建設局	連絡車等運転業務	連絡車等の運転・点検・整備	4	4	4	4	公共交通機関やタクシーなど移動手段が整備されている現状では、主に職員専用の運転手付きの連絡車についてはその必要性は低い。また、継続するにあたっては、効率性の視点から民間事業者等との比較分析を行い、アウトソーシングすることも視野にいれて見直しすべきである。 ↓ 行財政局で取りまとめ	⑤⑥
建設局	自動車駐車場管理業務	交通事情悪化の要因となる路上駐車場の減少を図り、安全かつ円滑な道路交通を確保し都市の活性化に寄与するため、道路、公園の地下並びに公共建築物の地下に設置した自動車駐車場を管理運営する。	3	3	4	3	民間業者が無人式・割安な料金設定で、しかも利便性の高い立地の駐車場経営をしており、地下の公共駐車場の利用率低下は今後も続くのではないかと。利用率の低迷している駐車場については全面的に見直し、他用途へ転用すべきである。 ①17年4月より、三宮、花隈、湊川公園、和田岬駅前、長田北町駐車場に指定管理者制度の導入を行い、管理費の削減が実現ができた。また、三宮、花隈、湊川公園では、収容台数及び使用料収入のいずれもが増加するとともに、利用者サービスの向上が図れている。②その他の駐車場についても、17年度中に指定管理者の公募を行う予定である。③駐車場の運営については、利用率の低い駐車場も含めて、改善を図っている。また都心部をはじめとして民間の駐車場が、今後、土地の高度利用を目的に転活用することが予想され、公共駐車場に対する需要は伸びてくると思われる。 【概ね十分な取り組み。今後、利用率の低迷している自動車駐車場の見直しにも取り組まれたい。】 ↓ 17・18年度の2年間で全ての自動車駐車場において指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、料金設定の見直し等により市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②⑧
建設局	放置自転車対策	・主要駅周辺における、自転車等放置禁止区域の設置 ・放置禁止区域における放置自転車等の即日撤去 ・放置防止のための駐輪指導員の配置など、利用者マナー向上	3	4	4	4	撤去・処分行為に関する根拠法令を整備し、撤去業務を全面的に民間へアウトソーシングすべきである。 ①撤去・処分行為については個人の財産権に及ぶ行為であるため、法律で地方公共団体、道路管理者、また条例で市長の権限とされている、②現行の法令では、撤去業務が地方公共団体、道路管理者、市長の権限とされており撤去業務の全面アウトソーシングは困難であるが、本市では法令の規定の範囲内で、撤去作業等可能な限りのアウトソーシングに努めている。 【今後も説明責任を果たすべき。法整備への働きかけを継続されたい。また、市民に対する撤去コストの公表に努められたい。】 ↓ 各種懇談会における撤去コストの公表や京都・大阪と連携したキャンペーンの展開、指定管理者による放置自転車防止対策などにより、放置自転車の発生抑制に努めている。	⑧
建設局	道路機動隊事務所道路維持補修業務	・幹線道路及び補助幹線道路の維持修繕工事、災害時の応急復旧、路面危険箇所の応急処理、道路の維持管理、舗装混合材の生産、生産材の研究開発及び品質管理試験	4	4	4	3	廃止を含めた抜本的な見直しが必要である。 15年12月に建設局事務事業再構築検討委員会を設置し、「合材生産から舗装まで民間事業者の活用を検討すべきである」との結論を得た。これを受けて、民間事業者の活用を拡大し、道路機動隊事務所を段階的に縮小・廃止する方向で検討を進めている。なお、17年度においては、上記業務の効率化を行い、人員体制の削減を実施した。 【概ね十分な取り組み。今後、早期に計画実施を図ること。】 ↓ 19年度にアスファルトプラントを廃止し民間事業者を活用するなど、順次見直しを行い、21年度から事務所を廃止する。	①
建設局	土木技術の継承・啓発(土木の学校支援等)	市民に、くらしを支える土木技術や文化の継承、社会基盤整備の重要性などを学習できる機会を提供するため、「土木の学校」の各種活動支援や、ホームページによる啓発等を行う。なお、この活動は、震災復興プロジェクトの一つ「神戸文明博物館群構想」の中核である「土木博物館(仮称)」構想の推進に向け、博物館を国や土木学会など関係機関に誘致いただくよう機運の醸成を図ることも目的としている。	4	3	3	3	土木の学校については、企業や民間の意識の醸成により、早期に自律的運営が可能となるよう、目標を明示して取り組まれたい。なお、土木博物館構想については、技術の継承は重要であるが、国や民間レベルで対応すべきである。市が直接建設することはないとのことだが、事業化については慎重に検討されたい。 土木博物館(仮称)構想については、国や民間レベルで対応すべきであり、市としての取り組みは行わない。また、「土木の学校」は、市民団体等へ事務局機能を移転し、市は活動に対しての助成を行う。事務局機能移転については、18年度中に引き継ぐため、市民団体と協議、調整中である。 【概ね十分な取り組み。「土木博物館(仮称)構想」に関する検討結果は評価できる。「土木の学校」については、検討した役割分担どおり、市民団体等による自主的な運営に移行されたい。】 ↓ 「土木の学校」は19年度から事務局を市民団体へ引継ぎ、自主的な運営を行っている。	①

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況 上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)	再構築内容	
			時代適合性	補完性	効率性				有効性
建設局	下水道使用料検針・徴収業務	下水道使用料の徴収業務及びそれに付随する調定・統計業務(水道水を使用するものは、水道局へ徴収委託：全体件数の99.8%)	3	4	4	3	水道局と一体的に徴収業務を行うことが効率的であるため、水道局へ業務を委託している。口座振替については、水道局が強化月間、地区等を定め、納付制のお客様に対して、口座振替への支払方法変更について、特に積極的勧誘するなどしていると聞いている。また、水道サービス公社委託料など徴収経費の見直しに努めており、コストは確実に削減されている。 【現状の取り組みについては一定の理解はできるが、今後は民間委託など抜本見直しを含めて検討すべきである。】 ↓ 検針業務は、業務を委託している水道局で、19年9月から北区について民間事業者への委託に切り替えた。21年度は、さらに対象を拡大し、長田区・須磨区で新たに競争性を導入する。	③⑥	
都市計画総局	自動車運転業務(建築調整課)	違反通報建築物の調査、違反建築パトロール、中間・完了検査、許可・建築紛争案件の調査、市営住宅等の工事現場の調査・工事監督、市営住宅の入居者の調整などのため、5台の公用車による市内全域の建築工事現場等への職員の移動及び検査工具の搬送を行う。	4	4	4	4	公共交通機関やタクシーなど移動手段が整備されている現状では、主に職員専用の運転手付きの連絡車についてはその必要性は低い。また、継続するにあたっては、効率性の視点から民間事業者等との比較分析を行い、アウトソーシングすることも視野にいれて見直しすべきである。	行財政局で取りまとめ	⑤⑥
都市計画総局	自動車運転業務(技術管理課)	公用車(ワゴンタイプ)5台を運行し、市内全域に広がる建築工事現場、或いは施設管理する建物への部職員の移動及び現場へ携行する道具類の運搬	4	4	4	4	公共交通機関やタクシーなど移動手段が整備されている現状では、主に職員専用の運転手付きの連絡車についてはその必要性は低い。また、継続するにあたっては、効率性の視点から民間事業者等との比較分析を行い、アウトソーシングすることも視野にいれて見直しすべきである。	行財政局で取りまとめ	⑤⑥
都市計画総局	都市計画事業特別融資制度	都市計画事業によって、建物を移転する場合、土地を購入する場合、清算金を支払う場合等のために、資金調達が困難な者に必要な資金を融資する。	3	3	4	4	制度の廃止を含めた抜本的な見直しが必要である。 【現状維持で妥当】	17年度は六甲道南再開発事業地区でまちびらき行事があり、また、復興区画整理事業11地区のうち、今年度予定している六甲道駅北地区で9地区が換地処分を終えることとなる。しかし、復興事業は終了したわけではなく、街路事業、再開発事業、区画整理事業において、建物移転や土地購入、清算金の支払いを要する権利者が存在する。今後、全ての復興事業を収束させていくにあたり、融資制度にも選択の幅を残しておくことは非常に有意義であり、また、既に借りられた方との公平性の担保や80歳以下の高齢者までを対象とする融資は数少ないことを考慮すると、制度を存続させておく必要があると考えられる。	⑧
都市計画総局	倚松庵管理業務	①庵の一般開放(土、日曜日の10時~16時) ②来庵者の案内対応 ③庵及び設備の保守管理、清掃 ④谷崎潤一郎及び庵に関する文化的事業の開催	3	4	3	3	民間会社に委託しているが、当会社にとっては費用削減のインセンティブが働かない。委託方法の変更によって、より効率的な運営を進めるべきである。 【十分な取り組み。見直し内容を更に進めてほしい。】 ↓ 引き続き競争性導入による経費削減に努めている。なお、地元企業や団体への働きかけは継続しているが、引受団体が見つからない状況である。	⑥	
都市計画総局	再開発ビル管理	神戸市所有の住宅及び店舗の処分・賃貸業務並びに駐車場運営業務。	3	4	4	4	再開発ビルの場合は、権利者の生活の再建・維持という公的な観点が大きなウェートを占めており、純粋な市場経済になじまないため、外郭団体への賃貸ないしは委託にならざるを得ない。なお、従前権利者との関係で制限のない店舗・駐車場の運営については、順次、民間へ移行する予定であり、16年度から六甲道再開発地区の所管駐車場(5施設)について民間の運営事業者へ賃貸している。 【公共の利益になっているかどうかを含めて、更なる説明責任を果たしていくべき。】 ↓ 純粋な市場経済になじまないため、外郭団体への賃貸又は委託によらざるを得ない状況は変わっていないが、できるところから順次取り組みを進めており、18年度には新長田地区(ピフレ)及び舞子地区(ティオ)の所管駐車場について、隣接駐車場の公募による指定管理者制度導入にあわせて競争性を導入した。その他の部分についても、権利者の不安感も軽減されたと判断できれば、民間事業者への移行を図っていく。	③⑧	

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況 上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)	再構築内容
			時代適合性	補完性	有効性			
都市計画総局	特優賃の管理業務	中堅所得者層向けに良好な居住環境を備えた賃貸住宅を供給 ①特定優良賃貸住宅制度に基づく家賃の減額(国庫補助事業) ②子育て支援のびのび住宅制度(市単独による家賃補助)	4	3	4	震災後における一定の役割を終了している。今では民間活力を低下させるものとして機能してしまっているため、制度の存続性について、国等と十分な協議を行うべきである。	国に対して特優賃制度の改善を要望するとともに、①若年・子育て世帯の入居促進のためのオーナー負担による家賃補助増額、②全団地での単身者入居、③地域住宅計画に基づく配慮入居者制度の導入、などの見直しを行った。このほか市住宅供給公社が、一部団地において、①新婚世帯支援制度、②長期継続入居者支援制度、を実施した。国は18年度に特優賃の国庫補助制度を大幅に変更し、さらに、19年度に公的賃貸住宅制度(特優賃、高齢者向け優良賃貸住宅等)を再編する方針も示している。これらの状況や推移を十分考慮しながら、今後も市として適切な見直しを実施していきたい。 【概ね十分な取り組み。今後とも国に制度的見直しを働きかけながら、効率的に運用するよう努力されたい。なお、子育て支援的施策は評価する。】 ↓ 国に対して特優賃制度の改善を要望するとともに、住宅供給公社とともにできる限りの制度見直しを進めてきた。19年度は、新規入居する子育て世帯に家賃補助を上乗せする子育て支援補助制度を実施し、また、20年度は配慮入居者制度で入居する所得の低い子育て世帯、高齢者世帯等を家賃補助対象に加えた。	⑦⑧
都市計画総局	住宅政策に関する調査研究	住宅や住環境の現状や市民の考え方・評価などを把握するため、全国で5年に一度実施される「住宅需要実態調査」に合わせて、市の独自調査も実施。調査票の配付・回収、集計・統計表の作成を行う。	3	3	3	国レベルの調査以外に、市として追加事業を行う意義を再検証すべき。	今回の「住宅需要実態調査」(実施機関：国土交通省)、「住宅・土地統計調査」(実施機関：総務庁)は20年10月に実施される予定で、2つの調査の方針はまだ発表されていない。今後は「住宅需要実態調査」「住宅・土地統計調査」を統一的に実施することなど効率化を図るよう国に要望していく。また、「住宅需要実態調査」における独自調査(拡大調査)については、県と市で協議し、阪神・淡路大震災による被害の状況や、震災による住宅観の変化について調査を行った。次回(20年)の調査方針が発表され次第、市の独自調査(拡大調査)については、県と協議しながら実施の可否を含めて検討する。 【現状維持で妥当】 ↓ 20年度の調査は、名称を「住生活総合調査」に、対象を「住宅・土地統計調査(20年10月実施)」と同一客体に変更して20年12月に全国的に統一して実施された。神戸市でも独自調査を加え、約6,000世帯への調査を行った。	⑧
みなと総局	岸壁給水事業	神戸港に入港する船舶に対し、飲料水等の給水要求によって清水を供給する	4	3	4	H14年度で寄港件数の4%弱にしか給水していないことを考えると、時代適合性はかなり低い。民間で行っても問題はなく、民間委託をすべきである。	直接給水業務については民間事業者へ委託し、直接給水業務の受付、作業外給水業務の器具貸出等については囑託化を図った。また、施設点検は他の港湾施設点検と業務を統合した。 【十分な取り組み】	③⑤⑥
みなと総局	自動車運転業務	公用車の運転業務	4	4	4	H14年度の1日あたりの走行距離は30kmで、効率性はかなり低い。地図を完備する等によって、職員自らが運転するべきである。	行財政局で取りまとめ	⑤⑥
みなと総局	新都市整備事業における宅地の分譲事務	宅地の分譲事務	3	3	3	売れ残りの原因分析、市民ニーズのさらなる汲み上げをしなければならない。特に、本来住宅が必要とされている所得者層が購入しているかどうかの確認など、市民ニーズのさらなる汲み上げが必要である。	新規の宅地分譲については、民間事業コンペにより住宅を供給している。この結果、民間事業者の独創性豊かな企画力やノウハウが活用され、戸建住宅やマンションなど多様な市民ニーズに応える良質な住宅を供給することができており、住宅の販売状況は良好な成績を上げている。また、既分譲地の未処分宅地については、建売ではなく、宅地分譲のみを行っている。こちらについても、常時募集の実施等、販売促進に向けた工夫を重ねており、順調に処分が進んでいる。 【概ね十分な取り組み。新規開発は行わない姿勢は評価できるが、今後とも積極的かつ早期に処分を完了するよう努められたい。】 ↓ 既分譲地の未処分宅地は、この3ヶ年の処分で平成17年度末の約4割に減少しており、また処分にかかるコストも分譲体制の見直しなどにより、平成17年度の約2割に削減している。	③⑥⑦⑧
みなと総局	土砂運搬施設の維持管理	土砂運搬施設の維持管理	4	3	4	効率性の評価は、一人あたり、一日あたり費用などの指標を求めて実施すべきである。コンベアの撤去費用も考慮すべきである。	土砂運搬施設の供用終了(17年度)にむけ組織の見直し、縮小化を進める。 【十分な取り組み】 ↓ 17年9月に施設を廃止した(撤去済み)。	①
みなと総局	国際交流事業	シアトル港、ロッテルダム港、天津港との姉妹港・友好港提携や南京港との技術交流事業の覚書に基づく姉妹港セミナーへの参加、開催や交流団相互派遣事業、国際港湾協会の活動への参加、発展途上国向けの研修事業	3	3	3	目標に対して成果をあげているかについて検証した上で今後のあり方の検討を。	中国との関係のみでも、アメリカを抜いて神戸港輸出入相手国の1位となり近年の神戸港取扱貨物量増の牽引役を果たすとともに、国際フェリー就航により玄関口としての役割を果たすなど、当該事業はこれらの目標の実現に貢献している。これまで関係各港は、人的交流・技術交流等を積み上げてきており、今後もこれまでに積み上げてきた交流実績を財産として、引き続き当該事業を促進するとともに、行政レベルの国際交流と民間レベルのポートセールスとの連携など、より一層の取扱貨物量の増加や利用促進にも結びつくような新たな内容を盛り込むことも検討している。経費面においては、これまでも経費節減に努めてきたが、今後も、相手方の意向も踏まえつつ、社交儀礼上、礼を失しない合理的かつ適切な範囲で、従来の経費負担の考え方の見直しも検討している。 【事業の趣旨目的及び効果についてさらに説明責任を果たしていく必要がある。】 ↓ 国際貿易港である神戸港の港湾管理者として、海外の主要港の港湾管理者との直接交流や港湾関連の国際会議等への参画を通じた環境、セキュリティや船会社等に関する情報交換は、港勢拡大を進めるうえで、必要不可欠な基幹業務のひとつである。また、姉妹・友好港との交流、開発途上国への国際協力などにより、港を通じた国際親善にも努めている。交流の効果としてシアトルに本社を置く船会社が神戸港をクルーズ拠点として利用始めたほか、友好港締結10周年にあたる2年に就航した神戸港と天津港間の国際定期フェリーは当初21年までの運航期間であったが、26年までの延長が決定した。	⑧

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況 上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)	再構築内容
			時代適合性	補率性	有効性			
消防局	消防出初式	新春を迎え、決意を新たに市民・事業所と消防機関による連携を促進し、あわせて災害を防ぎ「安心して暮らし、安全なまち神戸」の実現をめざす。	3	2	3	伝統的な儀式を続ける意味と、時代の変化の中での必要性・効果を比較検討した上で、事業の実施方法、存廃を検討すべきである。	16年8月に消防局内部に検討委員会を設置し、検討を行った結果、消防出初式は、単なるセレモニーではなく、市民の安心・安全な暮らしを目指すために市民に消防防災の重要性、地域の連携などを認識してもらうとともに、年頭にあたり、市民、事業所、行政機関が安全に対する誓いを新たにすることとして位置づけた上で、効率的に実施することとした。具体的には、①実施時間の10分間の縮小、②観閲台等の設営物の縮小、③参加機関の一部縮小、④参加職員、消防団員の人員や参加車両の縮小、などにより経費削減を行った。 【概ね十分な取り組み。1万人アンケート等での満足度調査実施を検討されたい。】 ↓ 広く市民の方に参加いただけるように20年から日曜日開催に変更した(従来は1月5日)。また、21年出初式会場でのアンケートにおいて、約9割の来場者の方から「このままでよい」との回答があった。さらに、協働と参画の視点から展示訓練に防災協力事業所や救急ボランティアに参加していただいている。展示ブースでは市民の方の防災意識を向上を目指して、地震体験車による地震体験や住まいの耐震化PR等を新たに実施している。	⑥
水道局	局所有地の管理	水道局所管用地のうち、現在未利用ないし、休止、廃止状態の施設の用地管理(侵奪防止、不法占有排除、草刈、清掃、不法投棄排除など)	3	3	3	171筆で309,192㎡の所有地の処分・活用策について、広く市民の意見やアイデアを募る必要がある。	16年度から民間業者による調査を実施し、それぞれの土地、建物の立地条件に応じた活用方法を把握、一部を17年度、18年度に売却を行った。また、19年度には有効活用計画を策定し、その他需要動向によっては、処分可能な物件について、引き続き調査を行ない、売却に向け検討を行なう。また、すぐに活用できない市街化調整区域の用地についても、市民の要望をお聴きして、地域少年のためのスポーツ用グラウンドとして一時使用に供することで地域社会に貢献している。一方、要管理用地については、従来の一律管理から状況に応じた管理に変更しており、草刈・用地の巡回点検についても、回数調整や業者選定において見積あわせを実施するなど、競争原理が働くよういろいろ工夫し、経費の削減を行なった。 【概ね十分な取り組み】	③⑥
水道局	水道メーター検針及び徴収業務	水道料金・下水道使用料の計算の基礎とするため、2ヶ月毎に水道メーターの検針を行い、使用水量及び料金をお客様に通知する。また、納期限の過ぎた未納料金について個別訪問により納付を催促・徴収する。	3	4	4	毎月の口座振替による支払方法をさらに徹底すべきである。	経営目標では、19年度を目標年次として、物件費の15年度比2割削減を掲げ、メーター検針及び徴収業務についても、近年の人口増に伴い業務量が増加している中ではあるが、この方針に基づき、経費削減に努めている。18年度は取り組みの3年目となるが、経費は15年度比85%まで削減し、着実に成果をあげており、19年度には目標を達成する見込みである。また、検針業務の一部について、19年度に民間事業者も含めて競争性を導入するべく、現在準備を進めている。 【概ね十分な取り組み。1件あたりのコストを下げている努力と競争性導入の方針が示された点については評価する。今後、競争性の導入を拡大するなど、更なる効率化に努められたい。】 ↓ 北区について19年9月から民間事業者への委託に切り替えた。21年度は、さらに対象を拡大し、長田区・須磨区で新たに競争性を導入する。	③⑥
水道局	情報システムの保守・運用(営業オンライン・財務会計)	水道料金等の調定・収納・未収管理およびそれらに付随する統計事務のシステムの保守・運用 水道局財務会計にかかる契約管理・支払事務および予算・決算事務のシステムの保守・運用	3	3	4	外部委託費を削減すべきである。	経費削減に向けてシステムの再構築を行う。 【概ね十分な取り組み】 ↓ 営業オンラインシステムを現行のホストコンピュータ(大型コンピュータ)による処理から、同等の処理能力を有する安価なサーバー(小型コンピュータ)による処理方式に変更するという再構築に取り組んでおり、21年度から、本稼働の予定となっている。これにより、運用経費の約6割を占める電子計算機使用料の大半を削減する。	⑥
水道局	職員表彰	永年勤続表彰	3	2	2	職員の意識啓発のため、例えば、市民から感謝された職員に対して手厚い表彰を行う等、有効性のある手段を検討すべき。	行財政局で取りまとめ	⑥
水道局	神戸まつり須磨花火大会	神戸まつり須磨区協賛会が開催する、神戸まつり「須磨音楽の森」での花火(その他警備を含む)を担当	4	4	3	水道局だけで協賛すべき事業か疑問。市として実施すべき事業かも含め、事業のあり方を検討すべき。市として実施する場合であっても、区役所との連携など、実施手法を再検討すべき。	17年度より、須磨区まちづくり協賛会で花火を実施している。 【概ね十分な取り組み】	①
交通局	地下鉄グリーンハイキング	地下鉄駅を起点・終点とした沿線ハイキング	3	3	2	交通局が実施すべき事業か再検討すべき。どれだけ地下鉄利用者の増加に寄与しているかを精査すべき。また、利用者増を目的とした事業については、成果を検証し、選択と集中の視点で特に効果の高い事業に特化していくべき。	交通局が独自で実施していた「地下鉄グリーンハイキング」は、利用者増に寄与してきたが、経費・事務量等、費用対効果を検証し独自での事業を終了することとした。なお、17年度より、他沿線からの利用者獲得、事務量の軽減を目的に、他鉄道会社とハイキングを共催することとしている。経費については、民間企業とのタイアップにより、局の負担は行っていない。また、協賛企業を募り、商品提供などを行ってもらい、参加者の増員につなげた。 【概ね十分な取り組み】	①

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)

④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し

⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、

⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況 上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)	再構築内容
			時代適合性	補完性	有効性			
交通局	市営交通友の会	市営交通の愛好者で構成された「市営交通友の会」を運営し、会報の発行、局主催イベントの案内や友の会独自のイベントをおこなっている。	3	2	2	3	友の会の性格上、事業費はすべて会費でまかなっており公費の支出は無い。交通局は、事務局として会の世話役を担っており、会員様からは一般のお客様と違った目線での交通局への意見をいただいたり、友の会と他社の同様の会の交流を通じて「神戸市交通局」のPRに活用している。会員数が減少傾向にあるが、会員数確保のための新たな試みとして、車内吊広告を活用したPRを行うこととしており、全国へ向けた情報発信手段として、ホームページの開設を検討している。 【事業の効果についてさらに説明責任を果たしていく必要がある。】 ↓ 19年度から会費を増額し事業費を確保したことにより、会員特典が充実し、活動が活発なものに変化している。また、会員の方々にはアンケートを実施する等意見収集にも有益である。現在はホームページで会員獲得に努めるなど、会員数の増加を図っている。	④⑦
交通局	市バス・地下鉄お客様サービスコーナー	市バス・地下鉄の路線・行先・乗り場案内等、接客受付業務企画乗車券の発売・イベント開催の案内・PR等	3	3	3	3	他の鉄道事業者との連携を図るべき。コーナーの使われ方として、交通局と関係のない業務が多い場合、交通局がどこまで関与すべきか検討が必要。路線表示方法の工夫など、他の鉄道事業者の事例も参考に、コストをかけないサービスの工夫も必要。 市バス・地下鉄の路線、行先、乗場案内等を対面及び電話で対応している。立地条件(西神・山手線三宮駅)の良さで他路線への乗換案内を行なうこともあるが、大半のお客様は市バス・地下鉄に対してのお問い合わせである。また、17年4月より市バス営業所の管理の受委託や路線移譲、路線再編成を行なっておりお客様からのお問い合わせは増加傾向にある。また、サービスコーナーは現在、案内業務に加え、企画乗車券・グッズの発売等を行うことによりアンテナショップとして機能しているだけでなく、交通局の収入増にも貢献していると考えている。 【現状維持で妥当】	⑧
交通局	かもめプレス	市バス・地下鉄沿線のエリアの魅力を高め、利用促進を図るための情報誌。年6回各10万部発行。オールカラーD判8ページ。市営地下鉄、スルッとKANSAI加盟社局、神戸市内各施設に配付。	4	4	3	3	公共事業体として実施すべき事業かどうか疑問。観光交流課等とタイアップして実施すべき。また、利用者増を目的とした事業については、成果を検証し、選択と集中の視点で特に効果の高い事業に特化していくべき。 経費的な観点からも効果を検証した結果、17年度より廃刊とする。 【十分な取り組み】	①
交通局	夢のおもちゃ箱列車	地下鉄車両をおもちゃ箱に見立てて、車両内に鉄道模型の展示や運転模擬装置の体験などを行う。	4	4	4	3	公共交通事業を周知することで、利用者が増える、という考え方は必ずしも適切ではない。機会損失も含めて、かかったコストを精査し、本当に事業目的の達成に寄与しているか、十分に検討すべき。また、利用者増を目的とした事業については、成果を検証し、選択と集中の視点で特に効果の高い事業に特化していくべき。 経費的な観点から効果を検証し、16年度をもって廃止することとした。 【十分な取り組み】	①
交通局	車両基地見学会	地下鉄車両基地(名谷、御崎)の見学会	4	4	4	3	公共交通事業を周知することで、利用者が増える、という考え方は必ずしも適切ではない。機会損失も含めて、かかったコストを精査し、本当に事業目的の達成に寄与しているか、十分に検討すべき。また、利用者増を目的とした事業については、成果を検証し、選択と集中の視点で特に効果の高い事業に特化していくべき。参加者が特定の層に限定されているのならば、友の会事業と連携を行う等の見直しを。 車両基地といった普段見学することの出来ない施設を公開することで、交通事業に理解を深めていただくために、公募制(1回50人程度)で実施してきた。しかし、経費的な観点から効果を検証し、より多くの方々に効果的にPRするために、一般公開とし、集客イベントとして乗車料収入で事業経費をまかなう形での執行方法へ見直しを行うこととした。 【概ね十分な取り組み】	⑥⑦
教育委員会事務局	公民館事業	①講座(識字・パソコン・陶芸・健康体操等)の開催 ②茶道・英会話・卓球等、公民館を使用し自主的に運営活動するグループの育成 ③生涯学習情報の提供(市内公共施設に講座等の募集チラシを配付・広報紙への募集の掲出・作品展の開催等)	3	3	4	3	自主運営グループ方式を目指すなど大きな成果が期待される。短期講座申込みでもれた市民へのケアなどを考えることで、自主運営グループ化もさらに期待できる。登録者の増加は、必ずしも高い有効性を意味しないので、満足度調査をするのが妥当と考える。 16年度中に公民館利用者などを対象に講座等のニーズ調査を行なった。また、神戸市同和対策協議会答申(平成13年度)を受けて、17年4月より生活文化会館との一体化を行い、新たに貸館事業を開始した。 【概ね十分な取り組み】	⑦
教育委員会事務局	王子スポーツセンター	大規模体育館の運営	3	3	4	3	財政状況が悪化しており、国際級・全国級の大会が開催されていることと合わせて斟酌すると受益者負担の水準を見直すべきである。利用者は市外住民が多いということであり、神戸市民の税金で賄うことの妥当性を説明していくべきである。 指定管理者制度を導入し、①全市民的なスポーツ振興による神戸アスリートタウン構想の推進、②一層の住民サービスの向上と、行政コストの削減を目指す(現在、公募中)。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 18年度に指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、原則として休館日をなくすなど市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②

事務事業の再構築状況(抜本的見直しを指摘した127事業)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

※事務事業名の網かけは、17・18年度の検証の結果、「さらなる取り組みが必要」等と指摘された事業

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)			評価の所見	再構築の状況		再構築内容
			時代適合性	補完性	有効性		上段：17・18年度の再構築状況 中段：外部評価委員会の再構築ヒアでのコメント 下段：再構築ヒア後の状況(特にフォローアップが必要な場合等に記載。21年3月時点。)		
教育委員会事務局	地区体育館(東灘・須磨・垂水・西の4館)	地区体育館の運営	3	4	4	3	民間委託の実施も必要と思われる。満足度調査を行い、有効性を検討するのが望ましい。また、受益者負担の水準や各体育館の比較検討も必要である。	15年度から、全地区体育館で職員の配置体制を見直し、15年度からは垂水体育館で、また、残りの3体育館については、16年度から、神戸市からの派遣職員を引き上げ、財団法人、NPO法人から専門指導員を受け入れている。この結果、17年度では予算ベースで、平成14年度予算と比較して、各館で、40%から50%の経費を削減し、利用者へのアンケート調査においても、高い満足を得ている結果が出ている。また、指定管理者制度を導入し、①地域のスポーツ振興による神戸アスリートタウン構想の推進、②一層の住民サービスの向上と、③行政コストの削減を目指す(現在、公募中)。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 18年度に指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、施設点検日を除く月曜日を閉館するなど市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
教育委員会事務局	中央体育館	大規模体育館の運営	3	3	4	3	財政状況が悪化しており、国際級・全国級の大会が開催されていることと合わせて斟酌すると受益者負担の水準を見直すべき。利用者は市外住民が多いということであり、神戸市民の税金で賄うことの妥当性を説明していくべき。	指定管理者制度を導入し、①全市的なスポーツ振興による神戸アスリートタウン構想の推進、②一層の住民サービスの向上と、行政コストの削減を目指す(現在、公募中)。 【概ね十分な取り組み。指定管理者制度への移行後も、運営状況を検証し、引き続き市民サービスの向上や効率性の向上に努められたい。】 ↓ 18年度に指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、年中無休閉館(施設点検日を除く)するなど市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
教育委員会事務局	職員表彰	20年並びに30年の教育に携わった教職員に対して表彰を行う。	3	3	2	3	評価対象年度(16年度)時点での事業手法を評価した。今後、記念品料等について見直しを行なうとのことであり、着実に実施されたい。	表彰の記念品に関しては17年度に市民の理解が得られるように見直しを行い、経費の大幅な節減を行った。16年度は20年表彰は現金5万円、30年表彰は2万5千円の記念品を13種から1品。17年度は20年表彰は置時計、30年表彰は万年筆でいずれも1万円程度。18年度も17年度と同等の記念品を予定している。 【概ね十分な取り組み。コストを3分の1以下に下げたことについては評価する。】	④⑥
教育委員会事務局	登山研修所運営委託	①常設登山相談、②夏山登山相談所、③登山に関する資料収集及び閲覧、④登山知識の普及及び遭難事故防止のための映画、講演会、⑤登山教室開講、⑥人工岩場及びスポーツクライミング壁の指導・監督	3	3	3	3	自治体で実施する意義が見出せない。抜本的な見直しが必要。	17年度までは、登山研修所の運営業務を本市の業務と位置づけ、それを兵庫県山岳連盟に運営委託をするという形を取っていたが、18年度から、運営業務は、兵庫県山岳連盟の独自事業ということとし委託は廃止した。ただし、神戸市は六甲山系を擁しており、登山者の安全を確保するため、安全にかかる業務の運営費のうち一部について補助を行い安全確保のための事業を支援し、今後も継続して安定的に実施できるようすることとした。 【概ね十分な取り組み】	①
教育委員会事務局	小磯記念美術館	1. 美術に関する資料の収集、保管、展示 2. 美術に関する資料の専門的かつ技術的な調査研究並びにその報告書の作成及び頒布 3. 講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催援助 4. 他の美術館、学校その他の関係機関との連絡及び協力	3	3	3	3	特定の顧客層に対するサービスである割には、コストがかかり過ぎている。	さらに対象を広げて市民ニーズに対応した幅広い内容の展覧会を開催する。特別展は、新聞社等マスメディアとの共催で行うことにより、費用負担を抑え、広報・PR効果を高め、集客に努めるなど収支を勘案しながら実施する。17年度は、嘱託職員1名を減員し管理経費の削減を実施するとともに、経費節減の一環として資料購入を17年度以降凍結している。今後は、市民等の協力を得ながら、所蔵作品の充実を図っていくほか経費節減に努め、今後さらに、運営体制、管理経費、展示内容、特別展の開催方式、教育普及事業等について、全般的に検討し、職員の意識改革を進め、館運営を改善していきたい。 【概ね十分な取り組み。】	⑤⑥

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入（②指定管理者制度の導入、③指定管理以外）
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点（15～17年度）の事務事業内容	外部評価（1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格）				再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容	
			時代適合性	補完性	効率性	有効性			評価の所見
企画調整局	神戸アスリートタウンづくりの推進	①神戸アスリートタウン構想の普及・啓発のための各種イベント・セミナー・シンポジウムなどの開催。 ②神戸アスリートタウンに関する広報・情報発信。 ③構想実現のための人材育成とNPO・事業者との連携。 ④構想全体の進捗状況の把握と庁内関係部局との連絡・調整。	2	2	3	3	事業内容を理解するのが困難な事業であり、市民に対してさらにわかりやすく説明する必要がある。まちづくりに主眼があるのであれば、他のまちづくり事業と一体的に、事業策定すべきである。	毎年秋にアスリートタウンマンスを開催するなど、市民への分かりやすい普及啓発に努めている。本構想の目標年次は22年であることから、次期神戸市基本計画において、本構想と類似する内容をもつ別の計画との統合を検討している。	⑥⑩
企画調整局	市街地活性化の推進	①兵庫区・長田区南部地域の活性化を図るため、活性化提案の実施主体の組織化支援等②「市街地活性化プロジェクトチーム」、「市街地西部活性化共同研究会」による民間活力を活かした諸施策の検討・調整	2	2	3	2	神戸市における重要な長期的課題であることは理解できる。目標を明確にし、その達成度を上げていく必要がある。	市街地西部地域の活性化をはかるため、21年度から新たに、学識経験者と関係局学区による研究会を設置し、地下鉄海岸線沿線プロジェクトの評価・検証、西部地域臨海部も含めた市街地西部地域全体の将来像のあり方などの検討を行う。また、既存の推進組織である「市街地活性化プロジェクトチーム」や「市街地西部活性化共同研究会」により、にぎわいづくりのための効果的なイベントの実施支援などを行っている。	⑩
保健福祉局	救護施設 神戸市立和光園	・生活保護を必要とし、かつ身体上又は精神上著しい障害があり、日常生活を営むことが困難な年齢18歳以上65歳未満の人を入所させ、生活の安定を図る。	2	3	4	2	民間施設との比較を通じて、費用節減、とりわけ人件費の節約に努める必要がある。	管理費等コスト削減に努めるとともに、障害者・ホームレス等の緊急受入を積極的に行っていく。	⑩
保健福祉局	子育て支援センター 子どもの家	児童福祉法に定める福祉施設で、社会的養護を要する子供たちに生活の場を提供するとともに、過去に受けた心の傷のケアを行い、児童の自立、家族の再統合にむけた支援を行う。	1	3	3	2	法令で求められている事業であり、本事業の継続は妥当と思われる。さらに、有効性を引き上げるために、満足度調査などのアンケート調査の実施を勧める。	児童養護施設入所児童についてケアの充実に努めている。また、併設している子育て支援センターの事業について参加者のアンケート等を参考に内容の改善に努めており、今後も有効性の向上に向け、検討していく。	⑩
保健福祉局	神戸市看護大学運営業務	大学運営の諸事務（施設管理、学生事務、入試事務、図書館運営、地域貢献、学術振興、国際交流、大学院運営、その他）	2	3	4	3	看護師市場が緩和している現状で、公的に運営する必然がどこにあるのか疑問である。	外部評価時点と比べ看護師等の確保は厳しい現状にある。学内に設けた将来構想委員会において、①教育研究の質的充実、②地域貢献、国際交流の推進、③運営基盤の強化等の課題について検討を進めており、20年度末を目途に、今後の大学運営の基本的なあり方を示す中期計画をまとめる。	⑩
保健福祉局	市町村特別給付	介護者が入院等で一時的に介護が困難となった場合（ミドルステイサービス）、介護者が死亡等により緊急に施設入所が必要と判断された場合（緊急ショートステイサービス）、法定給付を超えて短期生活介護入所生活介護を利用できる。	1	1	2	3	セーフティーネットとして必要な制度と捉えるのなら、ニーズに対応できていない状況は問題がある。料金体系も含め、ニーズに対応出来るよう検討が必要。	ミドルステイサービスにおいて、利用実績が減少傾向にあるが、原因としては、受入施設のショートステイの空きベッドの不足が主要因と思われる。そのため、直ちに見直すことは困難であり、施設側の意向等も踏まえて、対象事業所の拡大等について、働きかけていく。なお、料金体系については、全国統一の報酬体系が設定されている介護保険サービスと同様のサービス内容であるため、本市独自の料金設定などの対応は困難である。	⑩
保健福祉局	重度障害者特別給付金	外国籍障害者等の制度的無年金者に対し、国が制度化するまで過渡的な対応として給付金を支給する	1	1	3	2	引き続き国に対して制度化の働きかけを行なわれない。	20年度より、支給対象者を中度障害者にまで拡大した。また、大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議など、機会あるごとに国に対して要望を行っている。	⑩
環境局	自動販売機設置届出制度	自動販売機による飲料の販売者に対し、空き容器の回収設備の設置と再利用等の適正処理を義務付けるとともに、特に市長の指定する地域（三宮周辺、元町周辺）においては、飲料用自動販売機設置届書の提出と届出済書の添付を義務付ける。	2	2	3	3	空き缶ポイ捨てに対しては、届出制度に限らず、業界の社会貢献意識の向上を促す方法も含めて、より有効な対策を、視野を拡大して検討されたい。	まずは三ノ宮エリアで街頭容器の設置状況を調査するとともに、設置できていない箇所については注意を促していく予定（21年度中）にしており、引き続き、街頭キャンペーン等による業界の社会貢献意識の向上も促していく。	⑩
環境局	精霊送りに係る供物の収集・処理業務	古くからの習俗に行われている精霊送りより供えられた供物を収集し、市の処理場で処理する業務。	3	3	2	2	事業実施方法について、時代に適合しているか常に見直していくことが必要。	収集運搬、処理処分を除く部分について、地域で実施できるよう適宜区役所と協議を行い、実施していく。	⑩
環境局	自動車使用抑制運動の実施	①7市協調によるノーマイカーデー実施（毎月20日、6・12月強化）、 ②地下鉄フリーチケット販売等の関連事業との連携調整、③交通需要マネジメント等との連携調整、④アイドリングストップ等のエコドライブ普及事業	1	2	3	3	抑制運動自体は重要だが、手法が効果的ではなく、他の事業執行方法も検討すべき。	従来のノーマイカーデーの実施に加え、20年度から実施している「マイバス・マイ電車の日」との連携を進めるなど、さらに環境負荷の軽減につながるよう、効果的な運動に取り組んでいる。	⑩
産業振興局	酪農振興対策	市内の酪農家（乳牛を飼育して牛乳を生産する農家）から市民に供給される牛乳生産量は、県下全体の12%を占め淡路に次ぐ規模であり、市内には乳業メーカーの工場が立地している。市は、酪農家の支援策として経営面での情報提供や経営管理指導を行うとともに、直接的な経営支援として北海道から優良な乳牛を導入するための助成や優良な精液確保のための助成を行い、酪農経営の改善と優良な乳牛の確保を図るとともに、地産地消の推進により、市民が求めている「顔の見える安全・安心な牛乳」の供給に努めている。	2	3	2	2	生産者だけではなく、消費者の立場に立った施策の推進が必要。	生乳の適正管理のためチェックシートによる巡回指導を行うなど、酪農家の取り組みの支援を強化している。また、PRイベントを通して生産者と消費者の交流を図っている。	⑩
産業振興局	肉牛振興対策	北区、西区で飼育される肉牛から神戸ビーフを生産し、市民へ高品質な牛肉を供給するとともに、食肉産業の振興を図っている。市内では、約7000頭の肉牛が飼育され、県内飼育頭数の15%を占めており、政令指定都市では第1位の頭数である。牛肉の生産量は年間に2,100tで、神戸市民の年間牛肉需要量の50%に相当する。市は、素牛導入資金の融資、神戸市場への出荷奨励、神戸市場での出荷成績向上をめざした販売会（枝肉共励会）の開催、消費者向けのPRイベントの開催を実施して、肉牛振興を図っている。	2	3	2	2	生産者だけではなく、消費者の立場に立った施策の推進が必要。	農家等への巡回指導を通して、安全・安心でおいしい牛肉生産への取り組みを支援するとともに、PRイベント（開催日数の延長により拡充している）を通して生産者と消費者の交流を図ってきた。	⑩
都市計画総局	復興市街地再開発事業	震災により甚大な被害を受けた新長田駅南地区における防災公園等を中心とした防災拠点の構築、良質な住宅の供給、地域の活性化や副都心にふさわしい都市機能の整備のための再開発ビルの建設及び公共施設の整備	3	2	4	2	今後の事業収支を正確に予測し、状況に合わせて事業変更を行なっていくべきである。ソフト事業の展開にあたっては、費用対効果を勘案すべきである。	未着工区の施行について、費用対効果や残物件の配置状況等を考慮し、意向把握や建物調査を行い、事業収束の方策を検討している。残権利者は、現在19名となっており、平成22年度までの移転完了を目指して協議を進めている。中心市街地活性化基本計画に基づき、地域に魅力と賑わいを創出する必要がある。その一環として、地元団体が鉄人28号ミュージアムと三国志ミュージアムをつくることを支援する。また、南北の導線を確保し集客力のアップに努める。	⑧⑩
都市計画総局	道場八多地区土地区画整理事業	区画整理手法による宅原中央線・駅前広場等公共施設の整備と宅地の整備	3	2	3	2	計画通りに事業が終了するよう努められたい。	19年3月に換地処分の公告を実施し、事業収束した。21年度に残保留地約2万㎡の一般競争入札による分譲（完売）をめざす。	⑩
都市計画総局	土地区画整理組合の指導及び助成	組合土地区画整理事業の認可及び指導・助成	3	3	3	2	白水地区は、計画通りに事業が終了するよう努められたい。それ以降の新規事業着手については、宅地需要や費用対効果を厳しく精査し、必要な箇所に限定する必要がある。	白水地区については、地元交渉の難航により換地処分時期に遅れが生じたが、21年度には換地処分ができる予定となっている。	⑩

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入（②指定管理者制度の導入、③指定管理以外）
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点（15～17年度）の事務事業内容	外部評価（1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格）				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容
			時代適合性	補完性	効率性	有効性			
みなと総局	造成地の管理・保全・維持補修業務	西神ニュータウン6団地、月が丘、複合産業団地等の造成地及び団地関連道路等について①道路占用、土地一時使用の許可及び占用料、使用料の徴収 ②ゴミの不法投棄や自転車等の放置物件の処理 ③造成地の草刈や道路清掃等の維持管理 ④側溝、舗装等の維持補修を実施する	2	2	3	2	早期に移管を進めるとともに、市が直接管理するだけでなく、地域との協働による管理を進めていくべきである。	関係各課と調整して公共施設等の移管を促進し、段階的に業務量の縮小を図っている。また、地域との連携による管理の方向についても地域と共に検討を進めている。	⑥⑧⑩
水道局	給水設計台帳管理システム	給水設計台帳をパソコンで管理し、市民からの相談や給水管に係る工事申請に伴う対応を迅速に行う。	1	3	3	2	事業全体の業務委託や、台帳入力業務に直接派遣社員を活用するなど、業務の執行方法を見直すべき。	経費節減のため、業務の効率的な執行方法について検討しており、21年度中に見直しを実行する。	⑩
国際文化観光局	文化功労者表彰	神戸の文化の発展に貢献した個人・団体の功績を讃え、これを表彰する。	2	1	3	2	賞金が市民文化の振興に効果をあげているか、また、若手芸術家の文化活動に対するインセンティブとなっているか、分析が必要。	現時点での検証では、文化にかかわる賞が他都市にもあり、賞金額は他都市とほぼ同水準となっている。受賞者も多方面で活発に活躍されている。	⑨
保健福祉局	徴収金減免（児童養護施設等）	児童福祉施設入所等に伴う扶養義務者の費用徴収金について、国で定める基準額より軽減して定めることにより、負担を軽減する。	3	1	2	2	減免により、児童の権利擁護にどのような役割を果たしたのか検証する必要がある。	入所措置をとるにあたり、徴収金により扶養義務者の意向が左右されないよう、減免は一定の有効性がある。他都市比較でも、17都市中11都市が同様に減免を行っており、継続が妥当と判断した。	⑨
保健福祉局	年金事務	高齢、障害、死亡によって国民生活における経済的安定が損なわれることを共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上を図る国民年金制度において、市町村が行うこととされている各種申請受付等の法定受託事務を行う。	—	—	3	3	効率性の概念が不明確で、評価が困難。国への事務移管に際して、役割分担が不明確となっており、事業の位置付けが中途半端になっていないか。	法定受託事務であり、市は各種届出の受理等を分担している。なお、現在、年金記録問題解決に向け、国から様々な要請があるが、市として協力できること、できないことを判断し、適宜役割分担を明確化して対応している。また、20年度より、各区役所・北須磨支所の職員を1名ずつ削減し、その代わりとして、年金相談専門の嘱託職員を1名ずつ配置する等、効率化を図った。	⑤⑨
保健福祉局	生活支援ショートステイ	要介護認定において自立と判定された高齢者等が一時的に在宅生活が困難となった場合に、養護老人ホームなどに短期入所させ必要な支援を行なう。原則として、6か月に7日以内の利用を上限とする。（利用者負担は、養護老人ホーム利用の場合 1140円/日 特別養護老人ホーム利用の場合 2250円/日）	1	1	3	3	セーフティネットとして必要な制度と捉えるのならば、ニーズに対応しきれていない状況は問題がある。有効性を高めるのか、事業を縮小するのか、あり方の検討が必要。	18年4月高齢者虐待防止法の施行後、被虐待者分離のための利用が増加し、利用件数は約2倍となった。19年度はその利用理由と利用後の利用者の状況についての把握を行い、その結果を踏まえて、対象者要件の見直しを第4期介護保険事業計画の策定作業（20年度）の中で検討したが、一定のニーズが認められたため、直ちに見直すことは困難であるとの結論に至った。	⑨
保健福祉局	養老福祉金	老人福祉施設に入所している方のうち、資力に欠け、他の入所者との均衡上、特に必要のある方に対して、養老福祉金を支給する。	3	2	3	2	社会経済状況を考慮しながら、適切な支給額を検証していく必要があるのではないかと。	著しく資力に欠ける施設入所者に対する支援措置として必要性は依然として高い。適切な支給額について、他都市比較により検証したが、現時点では妥当である。	⑨
保健福祉局	長寿祭	市内在住の60歳以上の方を対象にゲートボール、ソフトテニスなどスポーツ大会13種目と囲碁など文化行事4種目を「しあわせの村」を中心に行う。種目の多くは、「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」の予選会を兼ねる。	2	2	3	2	適切な自己負担額のあり方について検討が必要。	検証の結果、19年度では政令市で徴収しているのは本市を含めて4市であり、本市の自己負担額の水準は、現時点では妥当である。	⑨
保健福祉局	介護保険苦情処理	介護サービスに係る契約やサービスの質に関する苦情等について、消費生活相談の役割を担っている神戸市生活情報センターにて電話相談を行う。	1	2	3	3	活動単位あたりコストが高い。利用者の満足度調査も行なっており有効性の評価を行なうべきである。	生活情報センターの相談業務として一体的に運営しており、活動コストは配分上のことであり、全体としてのコストは適当である。	⑨
保健福祉局	タクシー利用助成	公共交通機関等の利用が困難な障害者に対し、タクシーによる外出支援を行うことにより、社会参加の促進を図る	2	3	3	3	チケットを使う人と使わない人で不公平感があるのではないかと。有償移送サービスとの整合を検討するとともに、有償交付の可能性も検討してはどうか。	タクシー助成は、福祉乗車証を利用できない重度障害者が社会参加するための不可欠な制度である。また、福祉乗車証との選択性となっており、タクシー利用助成を選択した人の中で不公平感はないようにしている。	⑨
環境局	ひまわり収集	ごみ出しの困難な高齢者・障害者の世帯を対象に個別収集を行う。付随的に安否確認も行っている。	2	3	3	2	安否情報について他局との共有を促進する必要がある。有料化も検討してはどうか。	安否情報については、確認ができない状況が継続する時は、要綱に基づき、区保健福祉部に情報提供することとしているなど、連携を図っている。また、20年度から対象ごみ種の拡大により市民サービスの充実を図っている。	⑦⑨
産業振興局	南京事務所の運営	上海・長江交易促進プロジェクトの現地拠点として、①プロジェクトの推進、②中国企業の誘致、③各種情報収集、を行っている。	2	2	2	3	市として、産業振興を目的として海外事務所を運営することが時代に適合しているのか再検討する必要がある。国際貿易面で、市が支援を行う時代ではないのではないかと。	現時点での検証の結果、中国では法解釈に際しての地方裁量に幅があり、人治の国でもあることから、市の経済振興を図るうえで、フェイストゥーフェイスでの交流が不可欠であると判断した。また、事業費及び通信費を節減し、効率的な運営を行っている。	⑥⑧⑨
産業振興局	天津事務所の運営	天津市を中心とする地域で各種交流事業や現地中国企業の誘致を推進する。	2	2	2	3	市として、産業振興を目的として海外事務所を運営することが時代に適合しているのか再検討する必要がある。国際貿易面で、市が支援を行う時代ではないのではないかと。	現時点での検証の結果、中国では法解釈に際しての地方裁量に幅があり、人治の国でもあることから、市の経済振興を図るうえで、フェイストゥーフェイスでの交流が不可欠であると判断した。また、事業費及び通信費を節減し、効率的な運営を行っている。	⑥⑧⑨
みなと総局	船舶出入港等動静管理	EDI船舶管理システムにより、神戸港に出入りする船舶の動静を一元的に管理する。	1	3	3	1	港湾管理者以外でも行える業務を明確化し、さらなる民間委託の可能性を検討すべきである。	業務内容を精査の上、民間委託の可能性を検討したが、さらなる民間委託による事務の効率化は現時点では困難である。現在、法律改正等に対応して、新たな船舶動静情報連絡の一元化を検討しており、その中で新たに委託可能業務がないか検討する。	⑨
みなと総局	メールマガジンの発行	神戸港に関する最新ビジネス情報、コンテナ船等の航路情報、進出企業の紹介、港湾関連の新制度、施設等の情報を電子メールを利用したメールマガジンにより情報発信し、神戸港における企業誘致・船舶貨物誘致を推進する。	2	2	2	3	メルマガ読者数の調査・把握が必要。	メールマガジンによる広報は、最新の神戸港情報を直接ユーザーに安価で効率的にPRできるということが重要な情報発信機能の役割を果たしている。現時点で登録数は約3100であり、登録者の氏名、職業は把握している。引き続き、船社や荷主企業への訪問等ポートセールス活動を進める中で、より一層の読者獲得に努めるとともに、内容の充実を図っていく。	⑨
教育委員会事務局	豊かな心をはぐくむ教育推進事業	私立幼稚園の園庭等を開放(みんなの幼稚園)し、未就園児等に幼稚園教育を体験させることにより、幼児同士の交流を深めるとともに親子で遊ぶことにより安定した親子関係の中で豊かな人間性を育む。また、幼児期からの心の教育の重要性に鑑み、幼児を持つ保護者の不安や悩みに適切に対応できるよう「みんなの幼稚園」に参加した保護者等を対象に子育て教室や教育相談を実施する。	2	2	3	2	ボランティア等との連携を図るべきである。団体に事務処理を委託することで、どのように効率化が図られたのか説明が必要である。	幼稚園各園のもつ地域とのつながりを活かし、その協力を得られている。私立幼稚園連盟は市内の幼稚園全園が加盟する団体であり、実施園の募集や行事報告の集約など各園との連絡調整を円滑に行うことができる。	⑨
教育委員会事務局	中学校ミルク給食	昼食時における牛乳（200cc/本）の給食提供	3	2	4	2	カルシウム補給を目的としながら希望制である等、課題の検証を行うべきである。	中学生では食への自立が必要なことから、ミルク給食は選択制で実施している。廃止も含め検討したが、利用する生徒（43.2%）も多いため、中学校長会役員会で存続の決定がなされた。	⑨
教育委員会事務局	障害児学級給食費補助	障害児学級の児童・生徒の就学を奨励するため学校給食費の1/2を補助する。	1	1	3	3	障害者施策との連携、整理を行うべきである。	障害児学級の給食費の補助は、特別支援学校の同様の補助制度に準じて、国で要綱に定めがある。また、併給となるような障害者施策もないため、同事業を継続していく必要がある。	⑨
教育委員会事務局	神戸市体育協会への給食食材調達のための補助金	学校給食の食材調達を担当している体育協会に対して、人件費相当分を補助している。	2	2	3	3	競争による委託先選定方法を検討されたい。	これまでも神戸市体育協会の経営努力により補助金を削減しており、民間業者との比較においても経費面、地産地消・地場産の育成等の施策面等を総合的に勘案すると、現行の方式が望ましいと判断した。	⑨
教育委員会事務局	中学校弁当販売	中学生の昼食は保護者弁当を基本にしているが、家庭の事情等で弁当の持参が困難な中学校生徒に対して、廉価（400円程度）かつ栄養に配慮した弁当を販売する。	3	2	3	2	行政の関与としては、場所の提供、業者との仲介的な役割が適切である。	業者が注文を集め、調理、販売する方法をとっており、行政は業者との仲介的な役割を果たすための最小限の関与であると考えている。他都市の状況と比べても割安であるため、この方法を継続することとし、21年度から全中学校で弁当販売を実施することとした。	⑦⑨

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入（②指定管理者制度の導入、③指定管理以外）
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点（15～17年度）の事務事業内容	外部評価（1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格）				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容
			時代適合性	補完性	効率性	有効性			
秘書室	自動車運転業務	市長車、助役車の運転業務。	3	3	3	2	効率性を検討する際、民間委託のシミュレーションをもっと厳密に行う必要がある。試験的に民間委託し、現行方式が必要か見直しすべきである。	職員体制について18年度に見直しを行った。公用車内は市長・副市長の執務室と同様であり、民間委託になじまないと考えているが、超過勤務の縮減等による経費削減に努める。	⑤⑥
企画調整局	文書館（管理運営）	(1)資料の閲覧とレファレンス (2)古文書の整理・保存 (3)歴史的価値のある公文書保存等への準備 (4)文書館施設の管理	2	3	3	3	入館者数は最近減少すると同時に、その水準が低い。民間委託を含め、事業自体の見直しが必要である。	レファレンスについて、神戸大学地域連携センターとの連携により専門家を確保し、古文書整理・展示などを効率的に行っている。また、20年度より、館長を嘱託化するなど、経費削減を行った。	③⑤ ⑥⑦
企画調整局	統計業務	①国勢調査など統計法に基づく指定統計調査（保健衛生及び港湾に関するものを除く）の実施及び調査環境の整備 ②国県が統計法に基づき行う統計調査への協力 ③市が行う統計調査に関し、統計法に基づき行う把握・調整 ④統計報告事務規程に基づく各種の統計資料の整備・編集 ⑤各種統計調査の結果公表、総合的解析、人口推計及び統計情報の利活用の推進 ⑥統計事務に係る（区の統計調査事務を行う）区役所との連絡などの内部事務	2	3	3	3	民間委託を含め、民間機関との多様な協働形態を実施すべきである。	16年度より統計データ集計業務の民間委託を実施した。	③
企画調整局	北神・西神地域等における生活バス路線支援	北神・西神地域等の生活バス路線を維持確保するため、県・市協調して、民間バス事業者に対する赤字額の補助を行っている。	2	2	3	3	バス会社の交通調査に依存するのではなく、行政自ら交通調査すべきである。その結果、得られた統計結果並びに経験の中から、望ましい運営形態（曜日・時間帯等を考慮した弾力的なバス運行など）への道筋が現れてくる。世界各地で多様な試みがなされており、それらを参考にすべきである。	市職員による実車乗降数調査や沿線地域組織に対するバス利用促進の呼びかけの実施、バス停までのアクセス向上の検討、地元NPO法人（北区淡河町）への側面的支援や地元とバス事業者との連携によるダイヤ改正の実施など、さまざまな視点から、取り組みを進めている。	⑧
企画調整局	国際情報文化都市機能の充実	①②利用者のニーズに合わせた柔軟性のある通信サービスの提供、地域IXの実現 ③コンテンツ制作の人材育成、制作環境、④著作権処理の支援スキームづくりと利便性の高い決済手段（例：携帯電話）の導入	2	3	2	2	採算事業と不採算事業を峻別し、メリハリをつける必要がある。税金を投入する根拠を十分に説明していくべきである。	「KIMEC2010計画」を見直した「こうべICT推進計画」を17年9月に策定し、豊かで快適な市民生活の実現、神戸経済の活性化、電子市役所の実現をめざしている。	⑧
企画調整局	WHO神戸センター運営支援	WHO神戸センター運営の財政的支援等	2	2	3	2	コストとパフォーマンスのバランスが取れていない。支援目標を定め、その達成度を高めるための工夫が必要。	17年6月にWHOと地元（神戸グループ：兵庫県・神戸市・経済界）の覚書（MOU）を改定し、負担額の見直しを行った（市2,260万米ドル→1,000万米ドル）。また、地元との連携強化策として、事業検討会議・諮問委員会への地元からの参画などを見直しを行なった。	④⑤ ⑥⑦
企画調整局	あじさいネットの運用	コンピュータを活用して公共のスポーツ施設の情報提供や利用登録による利用申込・使用料支払、講座申込等の手続ができるシステムの提供	2	1	3	1	ITの進化に対応出来る方法を常に検討すべき。委託化やリース導入の検討も行うべき。	運営委託費の見直しによる経費削減を行った。	⑥
行財政局	本庁舎管理業務	本庁舎（1号館から4号館、延床9万6640㎡）の維持管理運営。	2	3	4	2	設備監視・保守点検業務の委託に当たって、毎年交代する可能性があるというのは効率性の面から問題である。入札や見積り合せは、3～5年の複数年度を対象として実施すべきである。また、老朽化に伴う事故防止に努め、危険性チェックのマニュアル化を進めるべきである。	設備監視業務について、16年度から複数年（3年）契約を実施し、現在は、19年度から複数年（3年）契約を実施している。庁舎の危険性チェックのマニュアル化については、庁舎管理危機管理マニュアルを作成し、その中で設備機器については、庁舎の安全確保マニュアルに基づき、防災対策が十分発揮されるよう本庁舎の安全確保に努めている。	⑤⑧
行財政局	給与支給業務	職員の給与支給	1	2	3	2	IT化の推進により、さらなる効率性の向上を図るべきである。	給与台帳システム、通勤手当システムを構築する等、処理の効率化、簡素化を図るとともに事務処理の標準化を進めている。また、人材派遣を活用し、事務の執行体制を見直した。	③⑤⑥
行財政局	財政事情の公表	財政のあらまし（6月、12月）の発行、予算の主要施策の発行、予算・決算の発表資料作成、ホームページや広報紙を活用した広報、神戸市の「バランスシート」と「行政コスト計算書」の作成	2	3	3	3	一般市民は「バランスシート」や「行政コスト計算書」の内容についての適正性・適法性に関する判断ができないので、第三者によるチェックがなされなければならない。市民の理解度・満足度を定期的に測定することも必要である。	広く市民に対し、パンフレットやホームページ等を通じて、分かりやすい財政広報を行っている。	⑥
行財政局	独身寮・職員住宅・待機宿舎維持管理	遠隔地より採用された職員向けの独身寮、若年職員で住宅に困窮している職員に対する世帯向け住宅を設置することにより、住宅面から職員の生活安定に資する。	2	2	3	3	待機寮以外の寮・住宅等は縮小していくべきである。	独身寮は16年度から、職員住宅は21年度から、それぞれ廃止した。	①⑧
行財政局	公報発行事務	条例・規則・訓令甲・告示・公告、その他市行政に関する必要事項について、原則毎週火曜日に市公報を発行する。また、急施を要する場合には公報への掲載に代え、市・区役所の掲示板に掲示している。	1	1	3	2	条例等の発効要件を満たすという目的は充分果たしているが、公報の持つ重要性に鑑み、さらに一般に周知させるよう工夫を行うべき。	インターネット上で目次等を整備することにより、利便性の向上をはかった。	⑧
行財政局	庁内メール業務	文書交換室を設置し文書係窓口で一括受理された郵便物等を各局室に仕分けすると共に、本庁内文書交換の利用に供する。また、本庁と区役所・事業所・学校等の間の公文書等をメールカーにより集配、交換する。	2	3	3	3	電子メールの活用による文書量の減量に取り組むとともに、民間活用の検討も行うべきである。	18年度予算より公用車買い替え基準の見直し（車両登録時から11年経過し、かつ、11万km以上の走行距離）。庁内電子メール、イントラネットの活用による文書量の減量を呼びかけるとともに、庁内メール業務について代替手段と現行方式とのコスト比較を行って行く。	⑤
行財政局	公文書管理事務	情報公開制度を実質的に保障するとともに、公文書管理規程に基づいた公文書の適正な管理事務の統括。公文書管理規程に基づき・公文書分類表、公文書目録等の作成・永年・10年保存文書の各所管課からの引継ぎ・不要文書廃棄のための非公開文書のエコ環境整理運動の実施など。	1	1	3	3	単なる公文書の管理事務に留まらず、情報公開面でのさらなる有効性向上を図るべきである。公文書管理規定について、職員により周知させる取り組みを行うべきである。	情報公開も視野にいれて、文書管理・電子決裁システムを開発し、19年度から運用している。また、そのシステム導入研修においても、情報公開制度及び公文書管理の意義について研修し、周知徹底を図った。	⑧
行財政局	郵送等の集中管理業務	本庁での郵送事務の軽減を図るため集中管理処理を行い、各所管課が郵便依頼票により発送する文書について、市役所内郵便局に対し郵便証紙を発行して別納処理している。所管課へは、一月ごとに立替郵送料を振替引去りしており、原則として、所用経費収支は均衡している。	2	2	3	3	常に収支を明確にしておくことが改善のために必要。選択可能なサービスの比較検討による改善を、さらにスピードアップして行うべき。	一般信書については、郵便法、信書便法により日本郵政グループ（H19.10.1～）しか扱えないため、市役所内郵便局を利用する発送業務を集中管理方式で処理することにより事務量及び経費の軽減を図っている。一般信書以外については、集荷サービスなど多種多様な宅配サービスが存在するため、各所属がその都度、低料金で最適なサービスを選択している。	④⑧
行財政局	複写・印刷集中管理事務	複写室においてはオフセット印刷、簡易印刷（デジタル孔版）、カラー複写等のサービスを提供。本庁舎分散設置複写機についての集中管理を行っている。	2	3	3	3	コスト削減の取り組みは評価できるが、職員の利便性も配慮しながら最適な執行方法を検討すべき。複写室業務については、抜本の見直しを含めて検討すべきである。	20年度に印刷業務に直接携わる職員を削減し、複写室業務のセルフサービス化を実施した。また、21年度からは複写室の無人化を行う。	⑤⑥

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入（②指定管理者制度の導入、③指定管理以外）
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点（15～17年度）の 事務事業内容	外部評価（1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格）				再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築 内容	
			時代 適合 性	補 完 性	効 率 性	有 効 性			
行財政局	法規事務	(1)例規等（条例、規則、訓令甲等）の案の審査を行う。(2)例規集を編集し、職員の仕事参考用としてイントラネットにおけるデータベースシステムである「神戸市例規検索・活用システム」の運用及び差替え式冊子の配置、市民への情報提供のためインターネットのウェブページへの掲載及び図書館における差替え式冊子の配置を行う（編集等については事業者に委託）。(3)所管課からの法的問題に関する相談に応じ、事案によっては所管課とともに弁護士に相談を行う。(4)争訟（訴訟、調停等）を総括し、所管課への助言及び調整、代理人の選任及びその報酬の支出、代理人及び裁判所との連絡調整等を行う。	1	1	2	3	地方分権で政策法務の重要性が高まっている。相談業務や研修を通じて、職員のスキルアップを図るなどの役割を担うべき。また、条例への市民理解促進のため、原課と連携し、ホームページを含めた情報提供についての全体調整等に取り組むべき。	各種事務事業の企画立案時点など早い時点からの法的助言や弁護士相談についても積極的にを行い、更に、17年度から政策法務研修を実施することにより、職員のスキルアップを図っている。また、19年度から市会において可決された条例の公報掲載分及び各所管課の条例に関するページへのリンクをホームページに掲載し、市民への情報提供を図っている。	⑧
行財政局	職員提案事務	市政全般にわたる事務事業に関する職員提案を迅速公平に処理し、実施することによって、市民サービスの向上、職員の士気高揚、行政効率の向上を図る。	2	2	3	3	総職員数に比較すれば、提案件数が少ない。提案に対する評価を即時にフィードバックする等、提案件数が増加するような方法を検討するべき。	単に表彰するだけでなく、副市長との懇談の場を作ることにより更なるやる気のアップを図った。また、職員提案制度のほかに、日常の業務を通じて実践された改善事例を表彰する業務改善等提案表彰制度（こうべ改善 ～案・D O ・トライ～）を18年度に創設し、職員のアイデアをより実践に結びつけることを促進している。	⑧
行財政局	事務事業監理事務	事務の管理及び執行状況並びに事故の調査を行うことにより、適正な行政を確保する。	1	1	3	2	事故の発生原因の調査と掘り下げた分析、公表等にさらに取り組むべき。また、内部告発制度をはじめ、時代に即したシステムを構築すべき。	「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」を策定し適切な職務執行の確保に努めている。具体的には、事務調査（法令遵守）により、事務の適正化に向けた指導を強化している。契約事務に関しては、事務調査とともに、21年度から委託契約約款の導入や各部局の委託審査委員会での審査基準を明確化するなど、契約事務の適正化に向けた取組みの強化を図ったところである。また、「公益通報取扱要綱」を施行し、内部通報への適切な対応を行っている。さらに、「懲戒処分の方針」や「分限処分の方針」、「継続的な指導を要する職員への対応に関する要綱」を策定し、厳格に運用しており、非遵行を行った職員や勤務実績不良等の職員を指導、処分することで、市全体の効率性向上に貢献している。なお、懲戒処分については、全件公表を行っている。	⑧
行財政局	安全管理	神戸市職員安全衛生委員会の開催（安全パトロール含む）、安全週間の実施及び各種技能講習等の案内	—	—	3	3	公務災害件数を減少させるという目標は明確であるが、そのための手段として現在の運営方法でいいのか議論する必要がある。また、メンタルヘルスに関してより有効な対策を講じる必要がある。	18年度より、過重労働・メンタルヘルス対策の充実を目的として、「長時間労働者への産業医による面談指導」を実施している。また、21年度より全職員を対象としたメンタルヘルスチェック、相談体制の充実、復職支援などに体系的に取り組む。	⑧
行財政局	普通財産の管理	市が保有する公用・公共用に供していない土地（普通財産）で、将来の利用予定がないものは売却を進め、将来の利用があるものは、使用するまでの間、賃貸借を行うなど暫定的な活用を行い歳入の確保に努める。また、長期賃貸借物件など収益と管理コストが見合わない物件は借地人への売却を進める。これらの普通財産の管理・運用には、土地を維持保全する業務や運用にあたり課題整理・契約手続などの事務が必要。	—	—	3	2	引き続き、山林も含む未利用地の有効活用（自然に親しめる場としての活用等）に取り組まれない。	17年度より、1区画50㎡以上の未利用地について、そのリストを市内のイントラネットに掲載することにより各局で情報を共有し、市の施策を進めるために活用している。	⑧
市民参画推進局	区庁舎管理業務（管理員業務）	庁舎及び敷地の維持管理（冷暖房時における空調設備の維持管理、設備機器の点検・補修作業、庁舎の施設及び閉鎖、廃棄物の整理・集積・管理、駐車（輪）場の管理、樹木草花の剪定・除草・散水、周辺清掃、巡回による異常箇所早期発見・対応など）庁舎案内（窓口案内、周辺案内）、文書集配（郵便物の仕分け・発送、庁内メールの集配、掲示板管理、物品の送受）、一部公会堂管理業務、その他必要な業務。	2	3	4	2	人員削減を進めるとともに、ボランティア等の活用を図るべきである。また、今後事故対策・危機管理の重要性が一層増すと考えられるので、その点への配慮も必要である。	管理員については、退職不補充による嘱託化により、執行体制の効率化を図っている。また、夜間宿直については、指揮命令なしに業務遂行が可能であるため、積極的に民間委託を行っており、具体的には、70歳に到達した宿直員から順次民間人材に切り替えている。	③⑤⑥
市民参画推進局	住民基本台帳事務	①届出の受付審査、住民基本台帳の記載及び適正な管理、②行政の基礎資料の作成、③申請による証明発行事務など	2	2	4	2	IT化による効率性の向上を進めるとともに、個人情報保護について、市民の理解を深める必要がある。区役所窓口業務の執行体制について、効率性の観点から見直しをする必要がある。	証明書自動交付機や戸籍0A化、郵送処理センター設置など、積極的な0A化や事務の集約化等により、市民サービスを向上させつつ、職員削減による大幅な効率化（コスト効果：約2億円/年）を行った。	③⑤⑥⑦
市民参画推進局	戸籍事務	①届出の受付審査、戸籍の作成及び適正な管理、②行政の基礎資料の作成、③申請による証明発行事務など	2	2	4	2	IT化による効率性の向上を進めるとともに、個人情報保護について、市民の理解を深める必要がある。区役所窓口業務の執行体制について、効率性の観点から見直しをする必要がある。	証明書自動交付機や戸籍0A化、郵送処理センター設置など、積極的な0A化や事務の集約化等により、市民サービスを向上させつつ、職員削減による大幅な効率化（コスト効果：約2億円/年）を行った。	⑤⑥⑦
市民参画推進局	各種市政懇談会	随時、問題別・地域別に広く各層の市民と対話し、市民の声の姿勢反映に努めている。	1	1	3	2	活動単位当たりのコストから効率性は低い。有効性の判定基準もよく分かりませんでした。	実務担当者の対応や区役所内会議室の使用等により効率的に行い、経費削減を図るとともに、懇談会等において市政への理解を深め、また意見を市政に反映できるよう、努めている。	⑥⑧
市民参画推進局	市政アドバイザー	20歳以上の市民の中から無作為に選出した約1,000人を対象に、市長・区長との懇談会、意識調査、市政への提言、市政セミナー、施設見学会などを実施し、これらの意見・要望などを市政に反映させる。	1	1	3	2	政策への反映状況等により、有効性を測定する必要がある。活動単位当たりのコストを見ると効率性は低い。	各種テーマごとの意識調査を行い、施策の参考とするなど、様々な方法で市政アドバイザー制度を活用している。また、執行体制の効率化（14年度運営体制2.90人→19年度運営体制1.00人）を行うとともに、16年度よりインターネットでの意識調査を実施して郵送・印刷コストを削減した。	⑤⑥
市民参画推進局	総合インフォメーションセンターの運営	市政や観光に関する総合的な情報発信拠点として、各種案内、相談、パンフレット等の配布、有償刊行物の販売、宿泊・観光タクシーの斡旋などを行っている。また、市役所が閉庁している夜間や休日にも市民等にサービスを提供している。（なお、当課では主に市政部門を所管し、観光部門については神戸国際観光コンベンション協会が所管している）。	1	1	3	2	活動単位当たりのコストが高い。より広いスペースならより高い有効性が得られるものと思われる。	14年度の移転にあわせて、嘱託職員・インフォメレディを削減するなど、大幅な体制の見直しを行った。引き続き、スタッフのノウハウ・知識の蓄積を通じた、質的向上と効率的な運用を行う。	⑤
市民参画推進局	メールマガジンによる情報発信	登録された人のメールアドレスに市の最新情報・観光情報等を毎週火曜日、月初めには広報こうべのダイジェスト版を配信している。	1	1	3	3	メルマガにすれば登録者が少ない。活動単位当たりのコストも高い気がしますが、いかがでしょうか。需要動向を探るようなアンケート調査が必要である。	登録者数増に努めてきた結果、13年度の登録者数3,815人から、20年9月19日現在では9,792人と大幅に増加した。毎年読者アンケートを実施し、ニーズに応じたテーマの見直しを進めるとともに、キャンペーンを実施するなど、様々な工夫を凝らし、更なる登録者の増加に努めていく。	⑥
市民参画推進局	広報紙の市外避難者への郵送	阪神淡路大震災の影響で、市外に避難された方の中で希望された方に市政の情報を提供し、神戸に戻るための一助にしよう。	2	1	2	3	有料にしてもいいのではないかと。状況の確認が十分なされておらず、有効性は低い。	震災による市外避難者への広報紙送付は、市民同様無料で行うべきと考える。しかし、震災後13年を経て移転先での定着も進んでいることから、毎年対象者に継続送付の希望を確認しており、結果郵送数は減っている。	⑥

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の 事務事業内容	外部評価(1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築 内容
			時代 適合性	補 完性	効 率性	有 効性			
市民参画推進局	市政展示	各局作成のポスター送付を調整し、自治会・婦人会の掲示板へ市政ポスターを掲示してもらう。併せて、さんちか通路「アドウインドー」の展示ブースを調整し、各局の事業啓発の一助とする。	2	1	3	3	ポスター1枚当たりのコストの算定が必要である。アンケート調査などで有効性を測る必要がある。	各局バラバラで郵送することに比べ効率的であるとともに、16年度から郵送形態を見直し、若干のコスト削減を行った。ポスター掲示による効果の把握は困難だが、地域コミュニティの中で市政情報を伝えるツールであるという点で有効性が高く、地域全体が自ら神戸市広報の担い手になるといった意味で、協働の取り組みであると考えている。	⑥
市民参画推進局	テレビを活用した情報発信	神戸のまちの魅力や市政情報などを、市民にとって身近であるとともに広域的な媒体であるテレビを活用してわかりやすく、かつ、効果的に発信する。	2	2	3	2	1万人アンケート調査を利用して、有効性の検討をしてみたいか。活動単位当たりのコストが高い気がする。	15年度に2番組を見直し打ち切り、新たにCATVで市民参加型の番組を開始した。また、1番組では制作・放送業務を分離し、制作業務でコンペを実施した。さらに、番組をHPで動画配信しているほか、すずらんケーブル(北区)で再放送を行うなど、コスト削減と活動単位の拡大を図っている。	⑥⑦
市民参画推進局	ラジオを活用した情報発信	神戸のまちの魅力や市政情報などを、市民にとって身近であるとともに広域的な媒体であるラジオを活用してわかりやすく、かつ、効果的に発信する。	2	2	2	3	有効性の判断に疑問が残りました。スポンサーをつけることも検討してみたいか。	15年度に1番組の大幅な見直し、さらに20年度から1番組の打ち切りを行った。また、番組については、18年度から番組の一部をHPで公開している。さらに、番組「おもしろ神戸学」をHPで配信するための素材購入を、20年度末で終了した。	⑥⑦
市民参画推進局	関西国際広報センター負担金	神戸の情報発信機能を強化するため、外国報道機関への情報提供等を行う「関西国際広報センター」の運営主体として設立された同協議会(関西圏の財界、自治体等で構成)に普通会员として参加することで、センターが運営する各種媒体を通して魅力的な神戸の情報を国内外に広く発信する。	2	2	3	3	活動単位当たりコストが高い。有効性の評価も客観的な方法とはいえないように思われる。統計的に確認する必要がある。	17年度には、震災10年をテーマとしてプレスツアーを実施し、アジア諸国等にインターネット等で発信した。更に、19年7月に「関西国際広報センター(KIPPO)」など8団体を統合し、「関西広域機構(KU)」が設立され、20年度には、KU広報部会の主催で、神戸にてプレスツアーが実施され、主要事業等を海外へ向けて発信した。現在、KUにおいて中期計画を策定中であり、広報部会で関西全体の効果的な情報発信の方策を検討している。	④
市民参画推進局	庁内案内	来庁者に対する庁内案内。①用務先所管課が不明のケース 約40% ②所管課の位置が不明なケース 約20% ③レストラン等庁内利便施設の位置が不明のケース 約25% ④居住地など庁舎付近の道案内 約15% 注：①②の%は、推定値。1日来庁者数約3000人(1号館 約100人、2号館 約200人)	1	1	3	2	苦情がなくなっているかなどより多くの項目を考え、有効性を測定する必要がある。活動単位当たりコストが高い気がする。	コストについては、その他請負経理契約の導入と配置人員の減員(3名→2名)により、可能な限りの削減を行った。また、新しい市政情報をその都度提供するとともに、定期的にミーティングを行うなどにより、情報共有を図っている。	③⑥⑧
市民参画推進局	窓口職員の応対研修	・民間講師による講義 ・具体的な事例に基づくグループ討議 ・応対研修リーダーによる討議のまとめ及び結果の発表	1	1	3	3	活動単位当たりコストが高い。アンケート調査を通じて有効性を測る必要がある。大きな名札にするべきである。	コスト面での課題を指摘されているが、業務の効果を高めることで、費用対効果の向上を図っている。具体的には、 ①従来の初任者研修に加え、ベテランの知識継承を目的にスキルアップ研修(H17~)を開始。 ②専門講師による窓口リサーチ(H19)を実施し、市民の目線による評価をしていただいた。 ③その評価結果も踏まえ、兵庫区をモデルに区民サービスディレクターを配置(H20~)し、着実に成果をあげつつある。	⑦
市民参画推進局	地域情報紙「ふれあい」の発行	住民自治組織(自治会)のリーダーに対し、定期的に地域活動に関する事例の紹介等コミュニティ情報を提供することにより、リーダーの資質の向上と組織間の交流を図る。	1	3	3	3	広告収入がなくなったのは、スポンサーにとって魅力がないと判断したからではないか。「広報誌による情報発信」と合体できないか。アンケート調査を通じて有効性を測る必要がある。	発行回数を減らし(16年度 年間4回→3回 20年度 年間3回→2回)、コスト削減を行った。	⑥
市民参画推進局	勤労者福祉事業	勤労者団体との市政に関する対話を通じて勤労者の市政に対する要望・提言の反映を行うとともに、労働情報、市政情報を提供する。また、労働諸団体代表者、経営者代表者、学識経験者で構成される勤労者福祉事業審議会を通じて、勤労者福祉対策のあり方に検討を加える。勤労者諸団体が実施する福祉事業等に助成を行うことにより、勤労者の福祉向上のための活動を促進する。	2	1	3	2	事業が、勤労者団体や勤労者個人に対して有効性を発揮しているか検証が必要。この事務事業が勤労者にフィードバックされているかを検証されたい。	コスト削減のため、17年9月から勤労市民ニュースをインターネット上のホームページに掲載した。また、労働者団体との学習会・要望集会等での個人アンケート・意見および審議会での意見等でニーズの把握を行い、有効性を確認している。	⑥
市民参画推進局	技能職者福祉対策	神戸市技能職団体連合会への助成。技能職者の顕彰。花時計ギャラリーでの展示・技能グランプリ&フェスタの開催等技能職PR。進路学習会への支援。	1	2	3	2	ものづくりの重要性をさらに積極的に市民にPRされたい。産業振興局のマイスター制度に対して、この事業は若い人への技術伝承に主眼を置くなど、役割分担を明確にする必要があるのではないか。	技能グランプリ&フェスタや花時計ギャラリーの活用により、PRを行っている。20年度には、須磨高校でものづくり就業体験事業、青陽高等養護学校、舞子中学校で進路学習会を実施し、若者の関心を惹起して技能職の後継者確保育成に努めている。また技能グランプリ兵庫大会を兵庫県とともに開催し、技能職のすばらしさ、大切さをPRした。	⑧
市民参画推進局	神戸勤労福祉振興財団への助成	勤労者福祉に関する調査・研究、勤労者を対象とする生涯教育事業の実施並びに中高年齢者の福祉増進に関する事業を行う神戸勤労福祉振興財団に対して助成を行う。	2	2	3	3	外郭団体経営評価委員の指摘事項を踏まえ、財団の経営について見直しを行なうことが必要。事業に直接関係ない総務部門に対する補助の必要性や成果の検証が必要。	固有職員や嘱託職員を削減し、コストの軽減を行ってきた。また19年度には第2次中期経営計画を策定し、一層の経営の効率化を目指している。また、勤労福祉振興財団とシルバー人材センターは20年4月に統合し、神戸いきいき勤労財団となったが、計画は財団の現状と課題を分析し、新財団の新しいビジョンを盛り込んだものとしている。	⑥⑧
市民参画推進局	神戸市シルバー人材センターへの助成・貸付	高齢者の生きがいの充実と社会参加を図り、能力を活かした活力ある地域づくりのために高齢者労働能力活用事業を展開している(財)神戸市シルバー人材センターに対して助成を行うとともに、毎月の会員への配分金の支払時期と発注者からの代金の収入時期のずれにより生じる金利負担を軽減し安定した事業運営を支援するため、単年度貸付を行う。	1	1	3	2	事業の趣旨は理解出来る。本部経費のより一層の効率化を図りたい。	固有職員から嘱託職員へ切り替えによる体制の効率化や、事務所経費・清掃等委託経費の削減によるコスト軽減を行った。なお、勤労福祉振興財団とシルバー人材センターは20年4月に統合し神戸いきいき勤労財団となった。また、従来シルバー人材センターへ行っていた貸付金は財団統合の結果、財団内部の処理によって解決することとなり、21年度予算から計上していない。	⑥⑧
市民参画推進局	勤労者福祉共済制度(ハッピーバック)の運営	給付事業、貸付事業、購買事業、健康・相談・保険事業、余暇事業	2	3	2	3	民間企業で担える部分があるのではないか。脱会企業が増えてきており、時代の変化や企業のニーズを踏まえた事業展開が必要。	郵送方法の工夫や業務の外注などによるコスト削減を行うとともに、利用手続の簡素化やメニューの充実などによるサービス向上を行った。民間事業者への移行については、観劇・映画鑑賞券の割引など地域密着型のサービスを求める声が多く、こうしたニーズに対応するには全国展開を図る民間事業者では困難であり、また民間事業者では会費が一定規模以上を想定したのものとなっていることから中小零細企業の福利厚生共済事業には馴染みにくいと考える。会員数維持のため、DMの発送や訪問・電話による勧奨によって加入促進を図るとともに、アンケート等による会員ニーズの把握を行っている。	⑥⑦
市民参画推進局	勤労会館本館の管理運営	勤労市民の団体・コミュニティ活動等に対する集会施設の提供、文化・スポーツ等市民活動に対する施設の提供	2	1	2	3	指定管理者制度への移行にあたっては、利用者のニーズを踏まえて、より一層満足度を高めるよう努められたい。	18年度から、指定管理者制度(利用料金制)を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、開館日の増加・利用時間の延長などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
市民参画推進局	神戸婦人大学の運営	女性の社会参画を促進するために、女性を対象とした3年制の人材育成の場。生活福祉、文化スポーツ、消費情報の3学部に分かれて、体系的な学習を行う。1、2年生は主に講義、実地学習などを中心に行い、3年生は10人程度のグループで主体的にテーマを決めて卒業論文作成・発表に向けて実習や実地視察、文献検索、討論による自主学習を行う。	1	3	2	2	女性の社会進出との関連を考えると、勤労女性が参加しやすい運営方法を検討すべきではないか。	勤労女性が参加しやすい土曜日の年間30講義を公開講義として開放している。19年度からはさらに受講しやすいように、1講義からでも受講できるようにし、参加者が増加した。	⑧

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価(1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容
			時代適合性	補完性	効率性	有効性			
市民参画推進局	男女共同参画センターの管理運営	自主講座・講演会等啓発事業、情報の提供・発信、学習室の提供、セミナー室の使用許可、施設・設備の管理	2	2	3	2	コスト削減の努力を行うべき。登録団体制度の運用について、指定管理者制度の導入を検討する際には課題となる可能性があるため、運用方法の再検討を行うべき。	競争見積合せの活用のほか、個々の項目ごとに可能な限り経費節減に努めるとともに、歳入増加を図ってきた。20年度においては特に歳入増を図るため、使用料の改定を行った。	③④ ⑤⑥
市民参画推進局	違法駐車対策	違法駐車等防止条例の運用、①都心部対策としての違法駐車等防止重点地域の指定及び指導・啓発(重点地域「三宮・湊川・新長田・六甲道」)②住宅地対策としての違法駐車等追放推進地域の指定及び活動補助(推進地域70地域)③全市一斉の違法駐車等追放強化運動(11月)	1	2	2	3	違法駐車対策については、警察との役割分担を再検討すべき。さらに市民のモラル、マナーの向上策に努められたい。	警察は取締り、行政は啓発活動との役割分担のもと市民のモラル、マナー向上に努めてきたが、18年6月より、駐車監視員制度が導入され違法駐車台数は激減している。その現状をふまえて平成20年度より違法駐車等追放重点地域での啓発活動日数を削減した。	⑥
市民参画推進局	“くらしの創造・再生”ネットワーク	消費者・事業者・行政の協働をめざすシンポジウム、懇談会、交流会等の開催。消費者保護基本法等の抜本的改正にあわせ、新たなライフスタイルに対応した21世紀型の消費者行政の在り方を検討し、「神戸市民のくらしをまもる条例」の検討を行う21世紀型「消費生活」研究会の開催。「神戸市民のくらしをまもる条例」制定30周年の節目にあたることから(仮称)KOBEM消費者フェスティバルを開催する。	2	3	2	2	補完性について、民間やNPOとのさらなる協働を進めるべき。	16年以降は名称を「神戸消費者フェスティバル」とし、企画段階より消費者団体、事業者と相談しながら進めており、消費者・事業者・行政が参加して様々な消費者問題の解決策を議論する三者合意システムを基本に、ワークショップやパネルディスカッションを実施している。	⑥
市民参画推進局	垂水ユースステーションの開設	青少年の継続的な居場所づくりのモデルケースとして、垂水勤労市民センター内の音楽練習室・多目的ホールを借り上げ、音楽・演劇・ダンスなどの芸術文化活動に取り組む青少年の練習の場を提供する。定期的な練習の場や発表の場を提供することで、学校・クラブ活動・塾以外での青少年の居場所をつくとともに、青少年相互の情報交換や仲間づくりの拠点を目指す。	1	2	3	2	事業の意義は認められるが、関係部局との連携を密にして、より一層の効率的運営に努められたい。	モデルケースとして区事業として実施していたが、平成18年7月には常時利用できるフリースペース機能を備えた「ユースステーション垂水」として開設し、運営面でも区と連携を図りながら、NPO法人や地域ボランティアとの協働により運営を行っている。なお開設以後は、「青少年の居場所づくりの推進」事業に位置づけ、一体的に取り組んでいる。	③⑤⑦
国際文化観光局	文化ホール(大・中・小・練習場)	文化ホールでは、多様な市民の舞台芸術鑑賞の要望に応えるため、あらゆるジャンルの公演を実施しているが、ポピュラー音楽や演歌、演劇等は対象の観客層が広く集客しやすいため、民間が会場を借り上げて公演しており(文化ホールの貸館事業)、主催事業としては、公共ホールとしての役割を認識し、採算面で民間が手がけにくく、他のホールとあまり重複しない分野の良質な公演を実施している。	2	3	3	3	人件費・物件費を20%程度削減し、使用料の値上げなど価格体系を見直し、収支差額を縮小すべきである。「神戸らしさ」をどう実現するかが不明瞭である。小ホールは閉鎖する方向で検討すべきである。	17年3月に小ホールを廃止した。17年度から、指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、開館時間の延長などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。また、21年度から、施設のより効果的な活用を図るため、利用料金制を採用する。	①②
国際文化観光局	観光案内所	来神観光客への神戸観光の案内業務、情報提供等	2	2	3	3	一層のコスト削減と有効性の向上に取り組む必要がある。	16年12月に新神戸駅観光案内所及び有馬温泉観光総合案内所が外国人対応を行う「ビジット・ジャパン案内所」として、独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)の指定を受けたほか、17年4月から北野観光案内所の運営を観光ガイドのボランティアが設立したNPO法人に委託している。また、18年2月の神戸空港開港にあわせて、神戸空港総合案内所での観光案内を実施するほか、19年4月に、場所が手狭で分かりにくかった新神戸駅観光案内所を移転するなど、観光客の利便性の向上をはかった。	⑥⑦
国際文化観光局	水族園	水族に関する知識を広め、水族への親しみを深めることにより、市民の教養とレクリエーションに資すること。さらに観光施設としてより多くの集客を行い、神戸観光の振興に資すること。	2	3	3	2	15年度予算が達成されるかどうかの問題がある。予算・決算の乖離をなくすように具体的な方策を実行する必要がある。	18年度から、指定管理者制度(利用料金制)を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、開館日の増加などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
国際文化観光局	神戸まつり	神戸まつりの主催者である神戸市民祭協会への助成、事務作業及びび運営を行う。	2	3	2	2	段階的に、市民主体の運営へシフトしていくべきである。	17年から市民自らが企画から運営までを行う「市民提案型イベント」として実施してきた。また、市民に神戸まつりモニターとして参画していただくとともに、民間企業からイベント運営に長けた人材を派遣していただいた。さらに多くの会場で同時進行的に実施される神戸まつりのイベントの記録写真を、大学の写真部に依頼するなど、取り組みを進めてきた。	③⑦⑧
国際文化観光局	文化振興財団への助成	音楽事業、美術事業、演劇事業、国際文化交流の促進、文化情報の収集・提供等	2	2	3	2	補助に見合った効果をあげているかが分かりにくい。より効率性の向上が必要である。	19年3月に中期経営計画(計画期間:H19~22年度(4年間))を策定し、「明日の神戸文化を支える人材育成」「文化の多様化への対応」を主な目標に掲げ、「地域密着型文化施設を活用した事業展開(5件)」などの数値目標を設定して事業を行っている。また、財団の組織体制について見直しを行い、人件費を削減した。	⑤⑥⑧
国際文化観光局	神戸市演奏協会への助成	神戸市演奏協会が実施する演奏会の開催、音楽芸術の普及及び振興に関する事業、オペラ事業への助成。	2	3	3	2	行政の関与のあり方について再考すべき。市民の寄付等による運営に移行し、市民に支えられる協会を目指されたい。	音楽ファンの拡大を図るため、18年12月から「神戸音楽友の会」会員の募集を始めたほか、学校巡回事業や混声合唱団設立20年記念事業などでの地元企業等からの協賛金・民間助成金の活用を行っている。	⑧
国際文化観光局	灘区民ホールの管理運営	区民ホール貸館事業、市民作品展示会	2	2	3	2	指定管理者制度の導入による利用率の向上、コスト削減に努められたい。	18年度から、指定管理者制度(利用料金制)を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、開館日の増加などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
国際文化観光局	王子市民ギャラリーの管理運営	ギャラリー貸館事業	2	3	3	3	歴史的建築物としての価値が活かされる活用方法を、早急に検討されたい。	18年度に廃止し、神戸文学館に転活用した。神戸文学館は18年12月の開館時から指定管理者制度を導入し、運営している。	①
国際文化観光局	市民ギャラリーの管理運営	市役所本庁に訪れる市民に対し、行政の広報を展開するとともに、市民の芸術文化に触れる機会と、美術作品等の発表スペース提供のため、市役所1号館2階のスペースを「市民ギャラリー」として運営する。	2	1	2	3	より市民に親しまれるような運営に努められたい。市政広報については、どれだけの効果を生んでいるか検証が必要。	市民開放期間を設け、効率的運用に努めた結果、利用件数が増加した(19年6件→20年10件)。さらに市民に親しまれるような運営に取り組んでいくとともに、利用者の感想なども積極的に聞き、今後の運営に活かしていく。また、21年度は市民開放期間を拡大する。	⑦
国際文化観光局	彫刻のある街づくりの推進	潤いのあるまちづくりを進めるため、市内の野外彫刻の設置及び管理を行う。	1	1	2	3	神戸市が野外彫刻の多い都市であるということを市民にアピールし、市民が彫刻に親しみを持ってもらえるよう努められたい。	震災以降は、10年度の神戸須磨離宮公園現代彫刻展を最後に財政的な理由等で彫刻展の開催を休止し、メンテナンス等の最小限の経費で維持管理を行っている。また、市民の財産である野外彫刻をより親しんでもらうため、19年度より野外彫刻が集中しているエリアである「花と彫刻の道」(フラワーロード沿い)、「緑と彫刻の道」(湊川神社西側)の紹介をホームページで行った。また、神戸婦人大学の卒業生が「あの会」を結成し、ボランティアで彫刻の手入れにあっている。さらに21年度は、緊急雇用創出事業を活用し、彫刻みがきを実施する。	⑦⑧
国際文化観光局	おもてなしの向上	まちかど観光ステーション、タクシーマナーの向上、観光ガイドボランティアの育成支援、市内全体の観光客を迎える機運の醸成、受入体制の整備など、事業者、市民、行政をあげたおもてなしの向上に取り組む。	1	1	2	3	効果を測定し、より観光振興に有効な施策展開に努められたい。	タクシーマナーの向上にむけた取り組みの実施、地域における観光ガイドボランティアの育成、高齢者や障害者が安心して観光を楽しめるユニバーサル観光の取り組みに対する支援などを実施している。また、市民一人ひとりが神戸の魅力を再発見・再認識し、おもてなしの心を高める機会として、神戸学セミナーや六甲まや学検定を実施したほか、19年度から神戸商工会議所の主催する「神戸学検定」の開催を支援している。	⑦

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価(1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容
			時代適合性	補完性	効率性	有効性			
国際文化観光局	情報発信・誘致プロモーションの充実	国内外からより多くの観光客を誘致するため、ポスター、雑誌、インターネット等による情報発信や、震災10年、「義経」等を契機とするキャンペーンなど、効果的かつ戦略的な情報発信・プロモーションを展開する。	1	1	3	2	重点地区を定めるなど、より成果の上がる施策展開を検討されたい。	神戸空港の就航都市からの観光客を誘致するため、就航都市との交流活動や観光キャンペーン活動を実施したほか、冬のイルミネーションなどをテーマに「神戸ロマンチックフェア」を開催し、神戸向けの旅行商品造成を働きかけた。また、就航都市や在京のマスメディアに対する提案型・体験型のプレスツアー、神戸フィルムオフィスによるロケ支援活動など、雑誌や映像を通じた神戸の情報発信を行っている。さらに、神戸公式観光サイトを20年6月にリニューアルするなど、効果的な情報発信を行っている	⑦
国際文化観光局	海外諸都市との提携による交流	姉妹・友好都市7都市及び親善協力都市と、5年毎の周年事業を軸に、様々な分野で交流を行うほか、海外諸都市からの訪問団の受入等の交流活動を通じて神戸市の国際化を推進する。	2	2	3	2	相手方都市の需要と、神戸市の行政としての位置づけとの間にギャップが生じているのではないかと。社交儀礼上、合理的な範囲で、適切性を失うことがないように運営を。	19年度はシアトル姉妹都市50周年記念事業を実施し、シアトル市との間で、ワーキンググループを設置の上、今後の実質的交流の進め方について協議することを合意した。また、20年度は天津市との間でオウンユースチャーター機による市民訪問団の相互派遣等を実施するなど、相手方都市と神戸市双方の需要を踏まえた交流活動を行っている。	③⑧
国際文化観光局	旧神戸移住センターの保存活用	海外移民の拠点であった旧神戸移住センターの建物を維持保存。神戸移住資料室の設置。海外移住の資料収集・展示を行い、移住の歴史について市民啓発を行う。在住日系人コミュニティの活動支援(日本語教室、子供のための母語教室、就業支援のための研修等)	1	2	3	2	保存の必要性は認めるが、何らかの方法で神戸市の負担を最小化する方法を講じるべき。	旧神戸移住センターは、「海外移住と文化の交流センター」として再整備を行い、21年6月から指定管理者制度を公募により導入し、運営を開始する。再整備にあたっては、国費・県費を獲得し、市負担を最小限とするよう努めた。	②
国際文化観光局	外国人学校助成	外国人学校における教育環境の充実	2	1	3	2	民間資金の活用や、企業等から寄付を求めるなど、行政コストを低減させる取り組みが必要。	各校の経営状況・児童生徒数等に配慮して、適切に助成金を配分するとともに、兵庫県に対し外国人学校への助成の充実を要望している。	⑧
国際文化観光局	留学生支援	市内大学・各種学校に在学する留学生支援のため、奨学金支給、住宅の提供、住宅敷金貸付、施設見学補助、フォローアップ等の事業を行う。	1	1	3	2	低金利の社会状況を踏まえ、新たな財源確保の方法の検討を。留学生の在学中の財政的支援のみならず、留学期間終了後も貴重な人材としてフォローアップに重点を置くべき。	支給額や支給年数など奨学金制度の一部見直しを実施した。機関紙の定期的な送付や奨学生会報・名簿の発行を通じ、帰国後の留学生のネットワーク化に取り組んでいる。	④⑦
保健福祉局	しあわせの村宿泊施設	市民福祉条例の理念である「自立と連帯」の実現をめざす市民福祉推進の全市民的な核である総合福祉ゾーン「しあわせの村」内で宿泊施設の運営と各宿泊施設の特徴を生かした福祉・交流事業を行っている。宿泊について高齢者・障害者に対し、料金・予約時期など優遇している。	2	2	4	2	赤字が大きすぎる。利用者の満足度調査を基にして、市外住民への料金なども含めて、料金体系を見直すことにより収益を上げるべき。	16年10月の料金改定で、繁忙期料金を新たに設定し、市外利用者に対する利用料金に引き上げを行った。また、省エネルギー化事業(NEDO補助事業)を活用し、経費の節減を図り収支の改善を図った。さらに、18年度から指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減と市民サービスの向上を図った。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②④
保健福祉局	ふれあいのまちづくり事業	概ね小学校区で整備している地域福祉センターの管理・運営、ふれあいのまちづくり協議会の育成、地域活動への支援を行い、地域社会における各種の福祉活動、交流活動を推進する。	1	2	3	3	補助金の金額は、毎年同じと聞く。費用節約を目指すインセンティブを与える補助金交付方法を考えるべき。より有効性を高めるため住民が自発的に参加するような仕組みを構築する必要がある。地域住民の満足度調査を定期的実施することが望ましい。	ふれあいのまちづくり協議会が自主的に校区内の全世帯を対象に事業検証アンケートを実施した。今後、アンケートを順次実施していくとともに、指定管理者の満足度調査を実施し、既存の利用者の満足度を上げ、ニーズの分析を行い、センターの効果的な利用を実施する。	②
保健福祉局	更生施設 神戸市立更生センター	・ホームレス等の養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させ、自立更生のための生活指導・作業指導を行う。	1	1	4	2	民間施設、他都市施設との比較分析を通じて、費用節約、とりわけ人件費の節約に努める必要がある。	生活保護法による更生施設であり、身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする18歳以上60歳未満の要保護者を入居させて、生活扶助を行う施設として、今後とも事業を継続する必要性を認識している。事業の継続にあたっては、管理費、需用費等節約に努めている。	⑥
保健福祉局	児童館事業	身近な地域での子どもへの遊び場の提供や、就学前児童と保護者を対象にしたクラブなど子育て支援事業の実施	1	3	4	2	保育所との連携を考えてもいいと思われる。民間委託などを視野に入れ、運営形態を見直す必要がある。	16年度から順次指定管理者制度を導入し、運営主体として、地域人材の活用の観点から、地域団体・社会福祉法人等を積極的に活用している。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われていることを確認している。	②
保健福祉局	学童保育事業	保護者が放課後、家庭にいない小学校1~3年生の児童を対象に、児童の安全と健全育成を図るため、児童館放課後児童クラブ、小学校学童保育コーナーなどで放課後児童健全育成事業(学童保育)を実施、また、地域、社会福祉施設で実施する学童保育事業に助成も行っている。	1	2	3	2	補助金交付額がかなり大きいので、受益者負担も含め、費用節約を促すような補助金の交付形態にする必要がある。	利用児童数の増加に伴い施設整備を図るとともに、延長実施館の拡大や人数に応じた職員の配置など需要の増大に対応しながらも、おやつ代の実費負担金や延長保育料を除いて、無料で実施してきた。しかし、受益と負担の適正化を図り、さらに、財政事情に左右されることなく、安定したサービスの提供を維持し、子育て支援を充実させていくため、20年7月より保護者負担を導入した。	④⑦
保健福祉局	神戸市立若葉学園	児童福祉法44条に基づく施設で、不良行為をなし、またはなすおそれのある児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所、または保護者のもとから通わせ、必要な指導を行い、その自立を支援する施設。児童自立支援専門員による生活指導・職業指導、家庭環境の調整、学校教育を実施する。	2	1	4	2	法令で定められている事業であり、本事業の継続は妥当と思われる。しかし、人件費がかなり高いので、節約する方策を検討する必要がある。	夫婦小舎制の維持に努めるとともに、特殊勤務手当の削減を行うなど、人件費の抑制を図っている。	⑤
保健福祉局	こども家庭センター	児童福祉法に基づく児童相談所として、児童の福祉に関する事項のあらゆる相談に応じ、必要な調査、判定結果に基づいて児童の一時保護や施設措置等の援護を行なう。	1	1	4	2	法令で定められている事業であり、本事業の継続は妥当と思われる。しかし、人件費がかなり高いので、節約する方策を検討する必要がある。	児童虐待など新たな課題に対応する必要があるため、体制を強化してきた。また、事務の性質上、正規職員が執行する必要がある。なお、人件費を抑制するため、現時点で考えられる必要最低限の体制で取り組んでいる。	⑦⑧
保健福祉局	保育所(保育料)	児童福祉法に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童の保育を行う。	2	2	3	3	本事業は必要な事業ではあるが、保育サービスの供給事業と一体的に評価する必要がある。料金体系のフラット化を図る必要があると思われる。また、料金の未納率を低下させる必要がある。受益者負担の原則を貫くことが必要である。	神戸市児童福祉審議会答申(平成12年1月)を受け、所得階層区分の簡素化や国基準保育料の概ね80%の水準を目指すなど、子育て世帯の負担軽減に配慮しつつ2年に1回の割合で段階的に国基準に沿った保育料の改正を行い、20年度に国基準保育料の80%を達成した。また、支払い能力があるにもかかわらず再三の納付指導に従わない滞納者に対して、20年8月に財産の差押えに着手するなど、未納保育料の回収に努めている。	④
保健福祉局	神戸市環境保健研究所	感染症新法に基づく感染症発生動向調査、バイオテロを含む健康危機管理等における試験検査、HIV・結核等の感染症対策検査、遺伝子組換え食品検査、残留農薬ほか添加物検査、水質汚濁・大気汚染に係る行政検査と調査研究、海外研修生の受入等を行っている。	2	2	4	4	公共性の高い事業なので、事業自体の存在は妥当と思われる。類似施設の統合や連携により、費用節約の方策を実施する必要がある。	19年度に評価委員会を設置し、検査・研究業務のあり方について評価・検討を行うとともに、20年度には、民間でできる一次スクリーニング検査は民間に移譲することで、民間で実施できない検査に集中するなど、業務の有効性・効率性の向上を図った。また、執行体制の見直し(15年度44人→20年度34人)などによる経費削減も行った。	⑤⑥ ⑦⑧
保健福祉局	墓地使用料(年間使用料)	既存の市営墓地の除草、ごみ処理、便所・給水施設等の維持管理、防災工事等及び墓籍台帳の整備、墓理法の諸手続等に係る経費について、墓地使用者から年間使用料を徴収する。	2	2	3	3	満足度調査の実施を検討する必要がある。今後、費用節約の具体策を実行し、独立採算に近づけていくべきである。	16年度に墓地使用料(年間使用料)を改定(m ² あたり1,000円→1,300円)し、収支改善を図った。	④
保健福祉局	畜場使用料	畜場及び付属施設の管理運営にかかる経費について、使用料を徴収する。	2	2	3	3	本事業は必要な事業ではあるが、畜場サービスの供給事業と一体的に評価する必要がある。独立採算の見地から使用料手数料を引き上げるべきである。	20年度に火葬料を改定(20%増)し、収支改善を図った。	④⑧

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価(1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)				再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容
			時代適合性	補完性	効率性	有効性		
保健福祉局	シルバーカレッジ	高齢者の豊富な知識、経験、技術をさらに高め、その成果を社会に還元することを目的とした高齢者のための総合的、体系的な学習の場を提供する。	2	3	3	2	授業の満足度を高めるために、シニア世代にとって共通の関心事である「健康」をカリキュラムに取り入れ、21年度から福祉文化コースを健康福祉コースに改める。	⑦
保健福祉局	要介護認定事務	介護保険の被保険者からの要介護(要支援)認定申請を受けて、要介護(要支援)認定処分を行う事務	1	2	3	3	18年度に調査体制を大幅に見直し、新規・変更認定調査は「(財)こうべ市民福祉振興協会」に、更新認定のうち在宅分は地域包括支援センター併設居宅介護支援事業所(74箇所)に、それぞれ委託することで、委託先及び調査員の集約化を行った。これにより調査の質ひいては要介護認定の公正性が向上し、保険給付の適正化が図られた。また、19年度に認定申請書等の交付方法を変更し、事務の簡素化を図った。	⑧
保健福祉局	さざんか療護園	身体障害者福祉法に基づく身体障害者療護施設として常時介護を必要とし居宅においてこれを受け入れることが困難な者を受け入れる。	1	2	4	3	平成15年度から17年度にかけて、障害者自立支援法施行前の支援費制度での設置基準に見合うよう職員定数を見直した。	⑤
保健福祉局	老人訪問指導	保健師・訪問指導員など専門職種が家庭を訪問し①家庭における療養方法②介護予防の方法③生活習慣病の予防方法④在宅で介護を担う者の健康管理など⑤アセスメントに基づく諸制度の利用方法などの相談指導を行っている	2	2	3	3	18年度の介護保険法改正、20年度からの医療保険者による特定健診・特定保健指導の実施により、公民の役割分担が明確となった。	⑥⑧
保健福祉局	防疫業務	感染症発生時の患者の搬送、接触者等の調査、関係場所の消毒等による感染拡大の防止。市民への情報提供・啓発による感染の予防。	2	2	4	2	17年度に防疫手を1名減少させるなど、執行体制の効率化を図った。また、市民への情報提供について、市内の感染症発生動向を週報、月報で保健所ホームページに掲載するなど分かりやすい公表を工夫している。	⑤⑥
保健福祉局	医師会等補助	保健・医療分野において専門的な知識と経験を持ち、神戸市民の健康の増進に寄与する事業を実施する3団体(神戸市医師会、神戸市歯科医師会、神戸市薬剤師会)に対して補助金を交付する。	3	2	2	2	神戸市医師会、歯科医師会、薬剤師会の実施する市民を対象とした保健事業に対して補助金を交付し、草の根的な活動を支援することで、結果として医療費負担の軽減につながるものと考えている。また、実績報告書を徴することとするなど事業実績を適切に把握し、助成金の適正性を確認している。	⑧
保健福祉局	災害援護資金貸付償還事務等	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、阪神・淡路大震災で世帯主が負傷した世帯及び住居や家財に一定以上の損害を受けた世帯に貸付けた災害援護資金(31672人、777億円)の返済指導事務	—	—	3	2	少額償還等個別の償還指導により、貸付金の回収増を図るとともに、引き続き国に対して貸付金償還期限の再延長の具体化、免除要件の拡大等を要望している。また、嘱託職員・派遣会社派遣等の活用と業務内容の変化をふまえた執行体制の見直しを行っている。	⑥
保健福祉局	愛の輪運動	市・区社会福祉協議会を通じて、「啓発・広報活動の推進」「会員の実践活動の支援」「福祉教育の推進」を3本柱として、地域団体・企業・労組等職域・学校など各種団体が会員となり、連携しあって広く福祉の啓発に努め、広報紙を発行している。そのほか、福祉協力校制度やワークキャンプ(福祉体験学習)など実践活動を通じて、福祉に対する理解と認識を深めていく。	1	2	3	2	公共団体のほか、地縁団体、学校、企業、民間労組など各種多様な主体が参画し、各主体での自主的、主体的な活動を進めており、16年度から19年度にかけて、新規会員を約30団体増やすことができた。また、従来実施してきた事業を一部見直し、愛の輪会員が中心となって、神戸まつりパレードや子育て支援のイベントなどに参加して啓発活動を行うなど、より一層広がりのある福祉啓発を進めている。	⑧
保健福祉局	市・区社協助成	市・区社会福祉協議会が行う①福祉活動の基盤強化の推進【福祉活動の基盤作り、活動計画策定委員会の開催等】②地域見守り推進事業【ふれあいネットワーク活動、テレホンサポート事業等】③市民参加福祉活動推進事業【ボランティアセンターの運営・管理】④民間社会福祉施設の振興【施設行事援助費等】⑤広報・啓発事業などの事務事業に対する助成(その他各個別事業について神戸市より別途助成及び委託を実施しているものもある)	2	2	3	2	時代の変化を踏まえ、助成のあり方、効率性を高めることのできる手法を検討すべき。効率性について、評価可能な指標の工夫が必要。	⑤
保健福祉局	市民福祉交流センター	1. 会議室、実習室等の貸し出し 2. 駐車場の管理運営 3. 在宅福祉センターや市民福祉スポーツセンターの利用者への支援 4. 館内で福祉事業を行なっている団体(市民福祉大学や福祉ライブラリー、ボランティア情報センターの運営等)や入居団体への支援等を含めた館内の保守・維持管理業務を行う	2	2	3	2	指定管理者制度により、効率性、有効性の向上に努められた。	②
保健福祉局	市民福祉大学	研修、啓発講座の実施、情報提供、企画開発を通じ、社会福祉事業従事者から地域活動者、市民・ボランティアまでの幅広い福祉人材の育成及び資質の向上を図る。(神戸市社会福祉協議会の補助事業)	1	2	3	3	今後の事業のあり方が検討できるよう、受講者アンケートについて、質問内容、回収方法等の工夫を行うこと。	⑦
保健福祉局	しあわせの村(除く宿泊施設)	市民福祉条例の理念である「自立と連帯」の実現をめざす市民福祉推進の全市的な核である総合福祉ゾーン「しあわせの村」内で、研修館(旧勤労福祉センター)の運営と村内園地の整備、村全体の事業の企画運営・経理・営業部門を行っている。	2	2	3	2	16年10月の料金改定で、繁忙期料金を新たに設定し、市外利用者に対する利用料金に引き上げを行った。また、省エネルギー化事業(NEDO補助事業)を活用し、経費の節減を図り収支の改善を図った。さらに、18年度から指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減と市民サービスの向上を図った。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②④
保健福祉局	総合福祉センター	1. 会議室、研修室等の貸し出し 2. 館内設置施設(点字図書館・母子センター・保育所・児童館等)及び婦人会館や生活情報センター利用者への支援 3. 館内に入居している福祉関係団体や婦人会館および生活情報センター管理者等との連絡調整等を含めたセンターの保守・維持管理業務を行う	2	1	3	3	18年度から指定管理者制度を導入し、コスト削減を図った。さらに、適正な受益と利用者負担を図るため、20年4月より使用料を10%改定した。なお、管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
保健福祉局	年金福祉事業助成	(財)こうべ市民福祉振興協会が運営管理する、垂水年金会館及びホールの運営助成を行うとともに、融資を受けて建設された垂水年金会館・ラジウム温泉太山寺の借入金に対する償還金相当額を補助	2	2	3	3	垂水年金会館については稼働率が低く、ニーズに合っていないのではないか。民間への運営委託も検討すべき。	①⑧
保健福祉局	ふれあい給食	区社会福祉協議会を通じて、65歳以上のひとりぐらし高齢者を対象に地域での交流を深められるよう、ふれあい給食会を実施する地域団体などに対し、助成や研修、連絡会開催などを実施する。	2	2	3	2	16年度からは配食だけを行うグループへの助成廃止や助成限度の制限等の抜本的見直しを行い、介護保険事業等で行われている配食サービスとの役割分担を明確にした(経過措置を経て18年度より完全実施)。なお、20年度に実施した事業の検証においては、地域住民の主体的な取組みにより、ひとりぐらし高齢者の安否確認・仲間づくり・閉じこもり防止などに効果が上がっており、引き続き安定的な制度運用を求める声が大きかった。	⑧

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入（②指定管理者制度の導入、③指定管理以外）
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点（15～17年度）の事務事業内容	外部評価（1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格）				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容
			時代適合性	補完性	効率性	有効性			
保健福祉局	民間社会福祉施設助成	①民間社会福祉施設給与改善助成②民間社会福祉施設職員加配助成③民間社会福祉施設運営助成④民間社会福祉施設職員福利厚生事業補助⑤施設整備資金融資⑥施設整備資金融資利子補助⑦福祉医療機構借入金利子補助	3	2	3	2	補助対象となる施設の運営状況を把握するとともに、本当に必要な所に対応できているかどうか確認する必要がある。	補助対象施設の運営状況を把握のうえ、適正で効率的な制度となるよう、見直しを行ってきた。具体的には、給与改善助成、職員加配助成、運営助成について、自立支援法の施行に伴い、18年度下期より、助成対象から知的障害児施設を除いた。また、給与改善助成については、動続10年以上における補助単価を5%増額するとともに、61歳以上の職員について、経過措置を経た後20年度から支給対象外とした。	⑧
保健福祉局	ユニバーサルデザインの推進	・ユニバーサルデザインの普及、啓発、・市民、事業者、行政から構成するこうべUD広場（こうべユニバーサルデザイン推進会議）の開催・学校におけるUD学習・こうべUDフェアの開催・その他ユニバーサルプロジェクトの実施など	1	1	3	3	イベントについては、評価年度については参加者が少なく、効率性、有効性ともに低い。ただし、平成16年度は実施方法の工夫によって参加者が大幅に増加したとのことであり、改善に向けた取り組み姿勢は評価できる。	イベントについては、市民ボランティア主体で実施するなど、経費節減に努めているほか、UDの視点に立った会場の選定、参加者へのアンケート実施、様々な立場の人たちが参加できる仕組みづくり、広報印刷物やホームページなどを活用した情報発信に取り組むなど、効率性・有効性を確保している。また、イベント内容は、参加者がUDの理解を深めるとともに、ユニバーサル社会実現に向けた人材の育成につながるよう、工夫している。	⑧
保健福祉局	緊急援護資金貸付	生活保護申請から支給日までの立替資金、要保護者の急迫した生活需要に対応するための生活資金の貸付を行う。	1	1	3	3	事業本来の目的が達成できたかどうか、事業の成果を図ることの出来る指標を設定することが必要。	21年度から貸付の種類や限度額を見直した上で、市からの直接貸付制度として再構築を行った。	⑧
保健福祉局	看護師等確保対策	・看護師等養成所に対する運営費補助。・医療機関等に長年従事し、地域医療の向上に資する看護師の表彰。・中堅看護師の海外派遣研修（平成14年度まで）。	2	2	3	2	表彰制度は、どれだけ効果があるか確認する必要がある。養成所運営費については、養成所の財務状況を把握し、必要かつ有効な補助を行うことが必要。	看護のともしび賞は、18年度から、表彰式を看護協会との共催にするとともに、会場を県看護協会会館に変更した。更に、19年度から、看護協会主催の看護フェアとの同日開催とし、看護学生を含む多くの参加者を得ており、運営の効率化と効果の向上を図った。近年、看護師の離職が問題となっており、同事業は看護協会のみならず、医療関係者からも高い評価を得ている。	③⑥
保健福祉局	老人健康センター運営費補助	入所の方法による施設療法、運動機能の改善を目的とした機能訓練（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）や介助指導、家屋改修の相談・指導を行うことで、高齢者の自立、寝たきりの予防、在宅での療養及び介護を支援する。	2	2	3	2	運営費補助を行なうのならば、センター事業全体がどのような成果を生んだのか評価、分析が必要。指定管理者制度の導入で効率性、有効性の向上に努められたい。	18年度から指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図った。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②④
保健福祉局	公害保健福祉事業	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく被認定者の健康の回復・増進及び認定疾病による健康被害を予防するため、健康相談事業・機能回復訓練事業等の事業を行なう。	—	—	2	3	参加者が少なく、有効に機能していないのではないかな。	転地療養事業についてプログラムの見直しなどを行ない、参加対象者が参加しやすい内容に見直した。また18年度から高齢者インフルエンザ予防接種費用助成事業を開始するなど、新たにニーズにも対応している。平成21年度より職制（主査）を廃止する。（公害認定患者が1,000人を割り込む。）	⑤⑥⑧
保健福祉局	栄養改善	生活習慣病予防、介護予防など市民の健康を保持増進し、積極的な健康づくりを推進するため、保健福祉局健康部（保健所）・区保健福祉部が機能分担しながら生活習慣病予防、介護予防など食生活に関する正しい知識の普及や、健康被害の防止、安全の確保から市民に対して適切な情報提供を行う。また、食環境の整備など食生活全般を視野に入れ、市民の健康ニーズに沿った食生活改善を行う。	—	—	3	2	事業執行にあたって、地域住民との連携をさらに強化されたい。	地域活動栄養士の活動支援を積極的に行った結果、登録栄養士数および地域活動回数が増加しており、地域との連携強化に取り組んでいる。なお、平成21年度より、各区に配置していた職員管理栄養士を健康部（保健所）に集約し、全市的な視野に立った、効率的な体制に変更し、人材育成など企画・計画部門に重点を置く。各区の事業執行は、職員から在野の管理栄養士・栄養士に変更する。（管理栄養士▲8）	③⑤⑥
保健福祉局	集団給食施設指導	特定多数人に対して継続的に食事を提供する給食施設においては、その栄養管理の適・不適が喫食者の健康状態に影響を与えることから、健康増進法に基づき、市長により任命された栄養指導員による①計画的な施設指導や②施設における適切な栄養管理、③喫食者が健康的な食習慣を身につけるための栄養教育が積極的に行われるよう責任者及び給食施設関係者に対し必要な指導・助言を行う。	—	—	3	2	各施設の栄養管理状況を数値化して公表してはどうか。今後、施設の責任で栄養管理ができるチェック体制整備を早急に検討されたい。	施設自らが栄養管理状況をチェックできるよう「自主管理表」（事業所・寮向け）の様式を作成し、順次配付している。なお、平成21年度より、各区に配置していた職員管理栄養士を健康部（保健所）に集約し、効率的・重点的な特定給食施設指導専任体制に変更する。施設自らが栄養管理の実施をできるよう、定期的に立ち入り検査を実施して指導・助言を行っていく。	⑤⑦⑧
保健福祉局	健康こうべ21の推進	健康こうべ21の普及・啓発、こうべストレッチングの普及、市民推進員登録制度、サポーター店・施設制度、健康的に5kgやせよう運動、地域での自主的な健康づくり支援、たばこ対策、学校・職域との連携による各種健康づくり事業等	1	2	3	2	医療費の抑制にどうつながったのか分析できる手法を工夫されたい。	国の「健康日本21」運動の地方計画である「健康こうべ21」の中間評価を行い改定し、「新・健康こうべ21」を20年3月に策定した。同計画中の参考資料として医療費抑制の事例を掲載した。計画の重点分野を推進していくことで、結果として医療費の低減に寄与していく。	⑧
保健福祉局	健康づくりイベント	「健康こうべ21」の基本方針に沿った健康づくりをテーマに、住民基本健診や健康チェック、各自のライフスタイルに無理なく取り入れられるよう、こうべ健康・福祉フェア等の中で、健康づくり運動等の紹介及び啓発を行う。	1	3	3	2	協賛企業を募って、自己収入をさらに増やすべきである。啓発との因果関係がより明確な有効性の指標設定を、引き続き検討されたい。	18年度より廃止した。	①
保健福祉局	健康教育	区役所や健康部・保健所の職員が、区役所や地域で、市民に対し健康に関する知識の普及・啓発を行う「健康教育」や40歳以上の希望者等に対する「健康手帳の交付」のほか、東洋医学夏期大学補助金、ハンセン病患者助成金、目の愛護デー講演会、耳の日講演会、保健所実習生受入、専門職の研修、健康増進法施行に伴う受動喫煙防止対策など	2	2	3	2	引き続き、有効性の検証と、その結果を踏まえた事業の改善に努められたい。	18年度より、介護保険法の改正に伴い、地域支援事業として介護予防の取り組みを導入して実施しており、専門職を地域活動の場に派遣している。	⑧
保健福祉局	骨粗しょう症検診	(財)兵庫県予防医学協会において、骨粗しょう症の早期発見及び骨折予防を目的として、地域巡回基本健康診査の全会場で実施（市の補助事業）。	2	3	2	2	有効性について、若年世代の女性の受診率が低いという点が課題。追跡調査等で有効性の判断が可能ではないかな。	18年度より30歳、36歳～39歳も基本健康診査対象となり、骨粗しょう症健診の受診につながった。また、20年度から健診実施体制が見直された。	⑦⑧
保健福祉局	生活習慣病対策	生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、個別の指導を行うため、各区保健福祉部において、成老人健康予防教室、成老人健康相談、生活習慣改善指導、個別健康教育等を実施する。	1	2	3	3	有効性について、引き続き定期的な市民ニーズ調査による把握に努められたい。	20年度より根拠法令の変更に伴い、基本的には特定健診・特定保健指導を各保険者が実施することとなった。	①⑧
保健福祉局	臓器移植普及啓発	臓器移植法に基づく臓器提供について、各種のイベント会場で啓発・普及を行うと共に、区役所、病院、美術館、スポーツ体育館等施設の窓口で臓器提供に関する冊子やリーフレット、臓器提供意思表示カード、シールを配布して、臓器移植法への理解と臓器提供への協力を求めるため、広く普及活動を行う。	2	1	2	3	事業の意義は大きいと考えるが、十分に効果を生んでいないように思われる。市単独で実施すべき事業ではなく、NPO等との協働を進められたい。	国から配布されるドナーカード・冊子・ポスターなどを活用するとともに、講演会やイベント等の協賛を行ってきた。また、市独自の取り組みとして、啓発チラシ・ポケットティッシュ・風船などを作成し、イベント会場で配布してきた。現在、腎友会、臓器移植推進協議会、神戸骨髓バンクの輪を広げる会等のNPOと連携し、普及啓発活動を行っている。	⑧

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点(15～17年度)の事務事業内容	外部評価(1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容
			時代適合性	補完性	効率性	有効性			
保健福祉局	乳幼児健診	成長の著しい乳幼児期に健康診査を実施することにより、健康状態を確認し、疾病・障害を早期に発見し、適正な指導を行う。妊婦健診・9ヶ月健診は医療機関委託、4ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児健診は直営実施。	1	2	3	1	他都市比較を行う等、さらなるコスト改善に努められたい。有効性について、引き続き様々な形で事業成果の把握に努められたい。	19年2～3月に健診受診者(保護者)に対しアンケート調査を実施するとともに、18年度に母子保健事業検討委員会において、虐待や発達障害の早期発見など様々なニーズに対応すべく検討を行い、19年度に問診票の改定を行った。また、20年4月より健診の受付業務・案内発送等の事務作業を民間事業者に委託し、事業の効率化とサービスの向上を図った。さらに、問診・保健指導に従事する保健師の半分に在野のマンパワーを活用し、保健師の家庭訪問等可能な時間量を増やすことで、虐待等への対応強化を図った。	③⑤⑦
保健福祉局	40歳総合健診	40歳に到達した市民に対し、誕生日の前月に受診券を送付し、指定医療機関、区保健福祉部において、基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診を実施	1	2	2	3	有効性について、受診率が低いという点が課題。有効性について、引き続き定期的な市民ニーズ調査による把握に努められたい。	19年度末で基本健康診査が廃止となったため、20年度よりがん検診と歯周疾患検診の内容で実施。がん検診に関しては、各がん検診とも他の有料者層(5歳刻み)と比較すると、40歳～44歳の受診率が高いことから、がん検診受診の市民ニーズはあると考えられる。(国により、がん検診受診率50%との目標が示されている現状から、本市においても、各種がん検診受診率向上を目指しているところである。)	⑥⑧
保健福祉局	病院事業	病院の運営	2	1	3	2	現在策定中の経営改善計画に基づき、引き続き経営改善の努力を継続すべき。	経営計画を踏まえ、17年度に「運営形態ワーキング」を設置し、運営形態の見直しを検討した結果、一般地方独立行政法人が望ましいとされた。21年4月に一般地方独立行政法人に移行することにより、市民病院の基本理念を継承し、地域医療機関との連携、役割分担のもとで、今まで以上に運営の機動性、柔軟性を確保し、より市民・患者へのサービスの向上と効率的な病院運営を行う。	⑦⑧
保健福祉局	総合療育センター(診療部門以外)	児童福祉法に基づく知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設の運営。知的障害者福祉法に基づく通所授産施設の運営。	1	2	3	2	時系列でのコスト分析、民間との比較など、コスト削減への取り組みが必要。入所希望者への対応が十分になされているか検証を。	障害者自立支援法の施行により、一定の利用者負担を求めるととなり、一方で負担軽減のための国及び市単独での上乗せ措置を講じた。なお、児童通園施設については、児童福祉法の改正が近く予定されていることから、その改正内容に適切に対応していく。	④
保健福祉局	心身障害福祉センター	身体障害のある人、知的障害のある人に対する各種相談・判定・障害者手帳または療育手帳の発行。理学、作業、言語療法によるリハビリテーション。肢体不自由児、難聴幼児の通園施設の運営。社会事業授産施設の運営。体育室・会議室の貸館。	1	2	3	1	時系列でのコスト分析、民間との比較など、コスト削減への取り組みが必要。入所希望者への対応が十分になされているか検証を。	施設運営については、障害者自立支援法の施行により、一定の利用者負担を求めるととなり、一方で負担軽減のための国及び市単独での上乗せ措置を講じた。なお、社会事業授産施設は21年4月から社会福祉法人に移管する。また、児童通園施設は児童福祉法の改正が近く予定されていることから、その改正内容に適切に対応していく。	③④
保健福祉局	障害者スポーツの振興	障害者のスポーツの普及啓発、障害者のスポーツに適した競技の調査研究及び開発、障害者のスポーツに関する指導者及びボランティアの養成、障害者の各種スポーツ大会の開催及び選手の派遣、障害者の各種スポーツ団体の育成、神戸市障害者スポーツ振興事業の受託、市民福祉スポーツセンターの管理運営の受託、その他前項目の目的達成するために必要な事業	1	1	3	2	満足度調査の実施を検討されたい。NPOや民間とのスポンサー契約や運営上の協働をさらに促進すべき。経営の意識を高めるためにも、指定管理者制度の導入も検討されたい。	18年度から、スポーツセンター管理運営に指定管理者制度を導入し、コスト削減を図った。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。また、19年度より、障害者スポーツ協会の事務局長を社会福祉協議会の事務局長が兼務することとし、執行体制の効率化を図った。	②⑤
保健福祉局	点字図書館	蔵書及び貸し出し。点訳・音訳ボランティア養成。対面朗読・読み書きサービス。点字指導。点訳音訳のプライベートサービス。点字版「広報こうべ」テープ版「広報こうべ」の発行。	1	2	3	2	市内の障害者数に比較して登録者数が少なく、利用者が特定化している。有効性を高めるよう努められたい。	18年度から、指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図った。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
保健福祉局	知的障害児(者)通所施設	知的障害児通園施設は知的障害のある児童が日々保護者の下から通い療育を受ける。知的障害者通所施設は18歳以上の知的障害者で一般就労が難しい者が通所し、簡単な職業訓練や自活に必要な訓練を受ける。	1	2	3	2	施設の振り分けについて、利用者の満足度に関する情報を引き出す努力が必要。	障害者自立支援法の施行により、一定の利用者負担を求めるととなり、一方で負担軽減のための国及び市単独での上乗せ措置を講じてきた。なお、児童通園施設2箇所については、児童福祉法の改正が近く予定されていることから、その改正内容に適切に対応していく。	④
保健福祉局	精神社会復帰対策	社会適応訓練事業、居宅介護等支援事業、神戸市精神障害者家族連合会への補助	2	1	2	3	企業の啓発を増やして、一般就労を増やす施策を促してはどうか。効率性の記載事項は、有効性の説明になっている。	18年度に、一般企業約1000社に対して、精神障害の普及啓発と社会適応訓練事業の紹介を兼ねたアンケート調査を実施し、企業の意見を集約するとともに、この調査を足がかりとして、実際に訓練受け入れ事業所を開拓した。	⑦
保健福祉局	子ども会活動助成	子ども会の活動(子どもの交流活動、子ども会活動の促進を図る活動、指導者や育成者の研修活動)に要する経費の補助。	1	2	2	3	モデル活動助成については、団体にとって使いやすいものにするべき。助成金の執行状況について、適正なチェック体制を整えるべき。	モデル活動助成については、16年度実績なしであったものの、関係者会議等で積極的に呼びかけを行った結果、17年度以降、実績が上がっている。また、助成金の執行状況は、市社協または各区役所を通じて、年度末に報告を受けており、適正執行を確認している。	⑧
保健福祉局	母子寡婦等福祉資金貸付	①母子寡婦福祉資金貸付：母子家庭の母及び児童、並びに寡婦及び扶養している子に対し、自立を支援するため、就学・転宅・技能習得等に必要の貸付を行う。②父子家庭児童福祉資金貸付：父子家庭の児童の自立支援のため、就学・就労に必要な貸付を行う。	—	—	3	3	滞納が多いうえ、自立に役立っているかの有効性も確認されていない。民間金融機関のチェックも含め、事業手法の見直しが必要。	国の母子寡婦福祉制度の一環として位置づけられた事業であり、母子家庭の自立の支援を図るため、母子及び寡婦福祉法に基づき実施している。経済的に困窮しがちな母子家庭は他の貸付を活用しにくい現状があり、有効な制度であると認識している。貸付の際は、連帯保証人を確認するとともに、例えば事業資金については経営診断士による経営相談を行うなど償還の観点からも適正な審査を行っている。また、平成16年度より徴収嘱託員を各区に派遣し保育料と共に滞納分徴収・償還指導を行うとともに、主たる債務者以外への償還指導を強化し、滞納の抑制・解消に努めている。	⑧
保健福祉局	老人保健医療	国民が自助と連帯の精神に基づき、老人の医療に要する費用として公平に負担した拠出金及び公費の交付を受け、高齢者に対し適切な医療給付を行う。	—	—	3	2	レセプト点検体制など、市として効率化を図れる点があるのではないか。	20年度から廃止した。	①
保健福祉局	遺家族等援護	戦没者・戦傷病者遺家族の援護に関する窓口や業務委託、各種団体に対する補助等を行うことにより、戦没者遺家族等の福祉の増進を図る。	3	2	3	2	恩給制度など、他の制度も勘案しながら、事業の意義について検討を。運営体制などについて、コスト削減余地がないか、他都市との比較も行うべき。また、助成金等の執行状況について、適正なチェック体制を整えるべき。	検証の結果、他都市でも同水準の制度を設けており、継続が妥当である。また、助成金等の執行状況については、事業実績の適切な把握のため、実績報告書を徴する等を行った。	⑧
保健福祉局	高齢者自立生活支援ホームヘルプ	介護保険制度の対象とならないが、日常生活を営むのに支障がある高齢者に対してホームヘルパーを派遣し、必要な家事サービス等を提供することによって、高齢者の自立した在宅生活の継続を支援する。	3	3	2	2	経過措置としては十分に役割を果たしたと考えられ、縮小・廃止を視野に検討すべきである。	17年度より新規利用者の申請受付を停止しており、21年度から廃止する。	①
保健福祉局	自立支援デイサービス	介護保険制度の対象とならないが、日常生活を営むのに支障がある高齢者に対して通所により日常動作訓練や入浴等の自立支援デイサービスを提供する。	3	3	2	2	経過措置の期間は過ぎたと考えられ、縮小・廃止を視野に検討されたい。	17年度より新規利用者の申請受付を停止しており、21年度から廃止する。	①
保健福祉局	住宅改修助成	高齢者及び障害者が住み慣れた住居で安全かつ快適な生活を送ることができるよう、身体状況等に応じた住宅改修を行なう際に、専門家による訪問相談及び住宅改修費用の一部を助成する。又制度の利用において、自己負担すべき金額を無利子で貸し付ける。(助成対象経費から介護保険の住宅改修費の20万円を控除した額に、生計中心者の市民税など課税状況に応じた助成率を乗じた額を市が負担する。)	2	1	2	3	貸付事業は利用実績が少なく、事業の縮小、廃止も検討すべきである。助成事業については、有効性についてリサーチを継続して行なう必要がある。	助成事業について、より一層の有効性確保のため、19年度より委託先の在宅ケア研究所に係長級の建築職(嘱託職員)を配置し、工事内容のチェックを行っている。	⑧

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入（②指定管理者制度の導入、③指定管理以外）
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点（15～17年度）の 事務事業内容	外部評価（1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格）				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築 内容
			時代 適合性	補 完性	効 率性	有 効性			
保健福祉局	家族介護慰労金	在宅で過去1年間介護保険サービスを利用せず、要介護4以上（認知症症状が顕著な場合は、要介護3の認定でも協議の上対象とする）の高齢者を介護している低所得の家族等に対し慰労金を支給する。	2	1	2	3	国・県・市協調事業であるが、有効性が分かりにくい。支給件数も低下してきており、事業のあり方も含めて検討すべき。	18年度より、介護保険事業の地域支援事業として実施している。	⑧
保健福祉局	訪問理美容サービス	理美容師が出張して、利用者の居宅を訪問し、理美容サービスを提供する。(上限4回分の利用券を支給する。自己負担はカット費用の2,000円/回)	2	2	2	3	利用者が特定されている。より幅広い対象者に受益が広まるよう、事業のあり方も含めて検討すべき。	第4期介護保険事業計画の策定作業（20年度）の中で、事業費の見直しを検討した結果、21年度より事業者への委託料を1800円/回（現行3000円/回）に見直す。	⑥
保健福祉局	老人クラブ補助	神戸市老人クラブ連合会や区老人クラブ連合会に対しては、単位クラブ等の指導育成機関としての機能を十分に果たせるよう経費の一部を助成する。また、単位クラブ等へは、各々の活動の推進を図るため、経費の一部を助成する。	1	1	3	2	自主活動組織の事務局を区役所が担うべきか検討が必要。事業実績を適切に把握することにより、助成金の使途を明確にし、助成がどのような役割を果たしたかを明らかにする必要がある。	超高齢社会において、高齢者の社会奉仕、健康づくり、生きがいづくりなどの目的で活動する老人クラブの育成・援助を図ることは必要なことである。また、実績報告書により事業実績を適切に把握し、助成金の適正性を確認している。	⑧
保健福祉局	福祉電話（高齢）	低所得のひとりぐらし高齢者に電話を貸与することにより、安否確認を行い、地域見守り支援の一助として実施。	2	2	3	3	平成16年度以前設置者についても、16年度以降設置者との均衡を図る措置を講ずるべき。	16年度より、新規利用者については、基本料金を自己負担とする見直しを行った。また、15年度以前の利用者には、現在は経過措置として公費負担を行っている。	④
保健福祉局	介護保険第三者評価	介護保険の利用者が自らサービスを選択するために必要な情報を提供するとともに、事業者も自らのサービスの質を向上するための参考となる第三者機関による介護サービス（訪問介護等）の評価結果についての情報提供を行う。（15年度においては訪問看護の第三者評価基準の作成も行った）	1	2	3	3	全国的にも先進的な取り組みであった点は評価できる。今後、より市民に分かりやすい総合的な評価を工夫されたい。	18年度より廃止した（兵庫県による県内統一事業開始）。	①
保健福祉局	重度心身障害児（者）通園事業	在宅の重症心身障害児（者）に対し、通所の方法により、日常生活動作・運動機能等に係る訓練・指導等必要な療育を行い、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者に家庭における療育技術を習得させる。	1	1	3	2	障害者自立支援法の成立を視野に入れ、事業のあり方を検討されたい。	利用希望ニーズに対応するため、18年度に、①利用要件の適正化（大島分類（重症児に関する基準）の1～4に限定）、②定員制から登録制に変更、③利用者負担額を月額定額払制から月額日割払制に変更、する見直しを行った。	④⑧
保健福祉局	小規模通所訓練施設助成	就労することの困難な在宅の障害者を対象として各種訓練を実施している法人又は団体の小規模通所訓練施設に対し、その経費の一部を補助。	2	2	3	2	企業に対してニーズ調査を行い、その結果を踏まえて職業訓練の内容を検討していくことが必要。	地域の社会資源としての小規模作業所のメリットを残しつつ、障害者自立支援法のサービス体系への移行は有効であり、その要件として法人化のための支援など移行を進めている。また会計処理や人事労務などの運営に関する課題や、授産活動や新体系移行に関する悩みなどを少しでも解消できるよう、事業サポーター（アドバイザー）を派遣する「神戸市小規模作業所等事業サポーター制度」を19年度に創設しており、21年度には新たな派遣先を募り、事業サポーターによる個別相談を実施する。また、19年度に創設した、自立支援給付へ移行するために必要な移転費用、改修費用、初度調弁に対する補助制度を継続していく。	⑧
環境局	クリーンセンター	①公害防止を図りながらごみ焼却を行う。②年間のごみ処理計画をもとに、機器の点検整備を行い、常に機器の適正な運転管理に努め、安定的な焼却能力の維持を図る。	2	3	4	2	ほぼFULLの処理能力に見合う処理を行っているが、ゴミの減量化などの事業とセットして事業を推進されるべき。また、さらなる効率化のために、一部民間委託の実施も必要ではないか。	執行体制の見直しによる効率化を進めている。また、新たなごみの減量・資源化施策等によるごみ量の減少に伴い、21年9月末を目標に落合クリーンセンターの焼却を停止し、その既存施設を活用しながらごみ収集体制に不可欠な中継地を整備する。	⑤⑥
環境局	ごみ収集業務	家庭から排出される廃棄物を、その処理方法に応じ、分別して収集し、パッカー車等で処理施設または中継所へ運搬する。また、市民が、排出区分など、ルールに応じた排出をするよう、啓発指導を行う。	2	3	4	2	財政状況の悪化をふまえ、事業所や自動車管理事務所のある方を再検討する必要がある。また、一部民間委託の実施も必要と思われる。粗大ゴミの有料化も検討すべきである。業務執行体制を含めた業務改善のための研究会を早急に立ち上げ、一層の効率化に努める必要がある。	収集車両台数の見直し（42台削減）や事業所と自動車管理事務所各車庫の統合、備車の経理契約方法の変更、車両更新年数の延長、などによる効率化に取り組んできた。また、燃えないごみの排出機会を月1回から月2回に増加するほか、20年11月から、大型ごみの申告有料収集の実施、家庭系ごみ指定袋制度の導入、容器包装プラスチックの分別収集（北区先行実施）など、ごみのさらなる減量・資源化に取り組んでいる。加えて、容器包装プラスチックの分別収集については、二人乗車による収集を試行的に実施している。	⑤⑥
環境局	側溝清掃業務	市が管理する道路の付帯設備としてある生活側溝で、市民が清掃することが困難なものについて、特殊車輛も使用し清掃する。	2	4	4	2	民間委託の検討も必要と思われる。有効性については満足度調査の検討も必要である。	21年度より、すべて囑託化することにより効率化を図る。	⑤⑥
環境局	破碎選別施設運営	収集された荒ごみ及び事業系一般廃棄物の粗大物を破碎し、不燃物・可燃物・資源物に選別して、資源物はリサイクルし、可燃物は焼却することにより、処分地の延命化を図る。	2	3	4	2	可燃物処理で運送費の発生の問題などあるものの、その効率化に取り組むとともに、継続して効果を上げるべきである。	17年度に、2班体制を1班体制に見直すなど、執行体制の効率化を図った。	⑤⑥
環境局	エコタウンまちづくりの推進	ひとりでも多くの市民・事業者が、環境にやさしい実践活動に参加できるよう、「環境」をキーワードとして地域ぐるみで進めるまちづくりが「エコタウンまちづくり」である。これは、循環型社会の実現に向けての市民・事業者が主体の取り組みであり、その広がりを通じて神戸市全体を循環型都市に変えていくことを目標とする。	1	2	3	3	平成16年からの助成システムに合わせて、ゴミの資源化や減量に取り組む地域の担い手を育成するようなシステムの構築が必要。事業内容の類似性から、「親子ふれあい環境教室」との統合を検討する必要がある。	18年度から執行体制を地区担当制とし、19年度から地域が取り組みやすい内容となるよう制度改正を行った。また、従来実施していたエコタウン意見交換会を拡充し、地域の担い手の交流促進のためにエコタウンフェスタを実施した。	⑤⑦⑧
環境局	資源集団回収の促進	リサイクルの市民運動の推進を図るため、資源集団回収を実施する市民団体・回収業者に助成を行う。さらに地域団体がいない場合には、回収業者が日時を決めて回収を行う（育成型）。	2	2	3	3	リサイクルを実現する方策としては、古紙への需要を高める施策を検討する必要がある。財政難のおり、より一層の効率化が必要である。	業者助成については、古紙市況に応じた単価の見直しを行っており、19年7月からは0円としている。また、古紙の更なる資源化を目指し、雑誌チラシなどによる広報周知強化を図るとともに、地域の特性や排出機会の実態に応じた地域ごとの働きかけを行った。	⑦⑧
環境局	環境大学	身近な話題から地球環境問題まで、幅広く、わかりやすく広く市民に環境学習を進める。さらに、地域や学校で環境学習を展開できる人材育成を進める。	1	2	3	3	シルバーカレッジなど他大学との統合を検討する必要がある。これによって、対外的にアピールでき、神戸市の評価が高まるものと考えられる。	環境大学（講義）の回数を減らしたうえで、他の事業と一括して委託したほか、シルバーカレッジ夏季講座と同日開催とし、経費削減を行った。また、実践講座を「リーダー養成講座」としてリニューアルし、内容の充実を図った。	⑥⑧
環境局	親子ふれあい環境教室	ごみの減量・リサイクル、省エネルギー、自然へのふれあいなど、環境を守るために身近でできることを、親子で楽しく学んで、地域や学校、家庭での実践につなげていく。企画・運営はNPOに委託し、市民活動団体・人材の育成を図る。	2	2	3	3	事業内容の類似性から、「エコタウンまちづくりの推進」との統合を検討する必要がある。運営主体としてのNPO育成も進んでおり、今後のさらなる成果の向上とNPO・ボランティアの育成が必要である。	親子ふれあい環境教室のプログラムの一部をエコタウンの取り組みメニューに加え、NPOが地域に出向き環境講座を開催する仕組みづくりをした。	⑧
環境局	エコライフ市民の集いの開催	温暖化防止をはじめ環境に配慮した行動を促進していくために、市民、事業者、市はどのように取り組めばよいのかをみんなで考え、取り組みの輪を広げていくため、さまざまな団体等が環境保全の取組事例発表等を行うイベントを開催する。	1	2	3	2	今後とも、さらに市民との協働を進められたい。市民主体の活動の場の提供という目標に対して、定量的な検証に努められたい。	環境に関する取り組みを行う地域団体等、4団体による事例発表及び企業等10団体によるブース出展の場を提供した。また、G8サミット環境大臣会合の神戸開催に併せて、市民により一層環境について関心を持っていただけるよう、著名人をゲストに招いての市民シンポジウムや企業・NPO・大学等、幅広い市民活動主体の参画を得た展示イベントを「エコ市民フェスタ」として実施した。	⑦

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点(15～17年度)の 事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)				再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築 内容
			時代 適合性	補 完性	効 率性	有 効性		
環境局	環境保全資金融資	事業者の低公害車購入資金等の環境保全資金および個人の太陽光発電システム導入資金を融資する。	2	1	3	3	現状では利用件数が少なく、制度の有効性には疑問が残る。	⑦
環境局	神戸市地球温暖化防止地域推進計画の推移	市は、自らの事務事業に伴う地球温暖化防止対策に率先して取り組むとともに、市民や事業者の地球温暖化防止活動の支援施策を推進するため、以下の施策を総合的・計画的に進めている。①各主体の取り組みの実績を調査、把握するとともに温室効果ガス排出量を把握し、環境保全審議会に報告し、公表 ②省エネルギーの推進 ③自然・未利用エネルギーの活用 ④省資源・リサイクルの推進 ⑤低公害車等の普及促進等	1	1	3	3	様々な取り組みを行なっていることは評価できるが、今後5年間で温室効果ガス削減の目標を達成するためには、より積極的かつ効果的な取り組みが必要である。	⑧
環境局	リサイクル工房の運営	市民へのリデュース及びリユース意識の普及・啓発のため、粗大ごみとして収集した家具・自転車のうち、再使用が可能なものを修理して市民に提供するとともに、家庭で不要になった古本、育児・子供用品の提供を行う。併せて、排出ルールの徹底など、ごみ問題の啓発を行う。	2	3	2	2	リサイクルに要する費用について、社会的に誰が負担すべきか検討すべき。また、市民啓発が目的のひとつであることは理解でき、さらなる一般市民への周知を進めるべきではあるが、事業者の活動も存在する以上、補完性に適格性があるとは言えない。	④⑥⑦
環境局	ごみに関する市民啓発(発火防止対策)	市民のごみ出しマナー、ルール違反が原因と思われるごみ収集車等の発火事故を防止するために、市民に対してごみ出しルールの徹底を図る広報啓発。	2	1	3	3	火災事故が減少しておらず、現状の事業執行方法がいいのか改めて検証を。製造者、販売者の問題もあり、市だけで解決できない部分もあるのではないかと。	⑦⑧
環境局	公衆便所	本市が設置する公衆便所約230箇所のうち19箇所の維持管理	—	—	3	2	段階的に市民トイレに置き換えていくことが望ましい。	①⑧
環境局	合併処理浄化槽整備促進事業	①生活排水処理計画の策定・運用、②浄化槽の適正使用等に係る普及啓発、③合併処理浄化槽整備事業(設置者への助成等による計画的・面的整備)	2	2	3	3	説明会等を行なっているので、後は、建築確認申請時に捕捉、設置していく対応が中心とならざるをえない。普及促進のための手段としては、事業者を活用するなど、抜本的な見直しを。	⑧
環境局	低公害車購入資金等助成	低公害車を導入する民間事業者に県市協調助成制度により助成金を交付する。①市助成要綱の制定・改訂、②兵庫県との連絡調整、③助成金交付事務	1	1	2	3	全自動車保有台数に占める導入台数が少なく、寄与度が評価しにくい。低公害車の普及促進という本来の目的に照らし合わせて、事業のあり方の検証が必要。	⑧
環境局	低公害車フェアの開催	①(独)環境保全再生機構との連絡調整、②事業受託事務、③低公害車フェアの企画、④低公害車フェアの開催、⑤報告書の作成	1	2	2	3	今年度以降、事業者連携を図る形での改善が行われており、成果を見守りたい。	⑧
産業振興局	神戸国際ビジネスセンター事業の推進	KIBCは、WAM、ラボ、オフィスという異なる機能をビル内に配置し、外資系企業の多様なニーズに対応するとともに、多目的な利用に対応できる共用会議室、ビジネスサポートコーナー等により、企業の神戸での事業展開を支援する。	2	3	3	3	当該事業は、都市整備公社と行っているため、公社の費用・収益などを含めて総合的に評価する必要がある。また、有効性・効率性を測るためには、雇用の変化などの経済変数を推定する必要がある。コンサルティングなどソフト面での実効的なサポートも求められる。	⑦
産業振興局	魚腸骨再資源化推進事業	市内の水産物卸・小売店から発生する魚腸骨を原料として家畜用飼料の魚粉、生餌、魚油の製品を生産販売している神戸フィッシュミール協同組合(中央卸売市場本場と東部市場の関係者7団体により設立)に対し必要な支援を行う。	1	2	3	3	事業の妥当性は、フィッシュミール工場と一体で評価すると同時に、効率性・有効性の観点から、より説得的になされるべきである。また、フィッシュミール組合から売上の一部をもらう等、収益性を高める方策をとるべきである。	⑧
産業振興局	農業集落排水事業	農業地域の下水処理サービス	2	3	3	3	施設管理の一部は民間委託を行っているとのことだが、外郭団体でない民間へのさらなる委託を進めるべきである。	②
産業振興局	神戸のつどい	神戸商工会議所との共催により実施している。行政・地元経済界のトップと東京在勤の経済界、官界のトップクラスの方々との懇談により、人的ネットワークを構築するとともに、企業進出などの情報提供・仲介を受けるなどネットワークの活用を図る。また、神戸経済の現状、医療産業都市構想や神戸空港等の主要プロジェクトなど神戸の最新情報について説明・PRを行い、神戸での事業展開を進めていただくための情報提供を行う。	2	2	3	2	1回の集会で効果を生むのは容易ではないため、集会以外の手法でも人的ネットワークのメリットを活かす方法を工夫すべき。	⑦
産業振興局	中国ビジネスチャンスフェアの開催	阪神地域を中心とする日本企業と中国企業との貿易・投資等のビジネス推進のために開催する、中国からの輸入商談や中国への投資案件等についての展示商談会。	2	2	1	3	税を投入して実施すべき事務事業か再検討する必要がある。	①
産業振興局	中国現地セミナーの開催	日中ビジネス促進や中国ビジネスチャンスフェアの下地づくり等を目的として、日本の実務専門家が中国に出向き、日本の消費ニーズ、新商品開発、流通システム等のノウハウを伝えるセミナーを開催するもの。	3	2	1	2	中国ビジネスに関する事務事業については、実施するならば特に効果の高い事務事業に特化していく必要がある。	①
産業振興局	SOHOプラザ	神戸市内外の起業家等を対象に経営支援等のソフト支援サービスの提供	2	2	3	2	単位当たりコストは改善されつつあるということだが、類似施設と比較して効率性が高くないということもあり、さらなる効率性向上が必要。	⑥

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入（②指定管理者制度の導入、③指定管理以外）
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点（15～17年度）の事務事業内容	外部評価（1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格）				再構築の状況 （平成21年3月時点）	再構築内容
			時代適合性	補完性	効率性	有効性		
産業振興局	産業振興センター運営	市内産業振興の拠点施設として、会議室・展示場等の施設の利用、並びに研究開発型の創業間もない企業及び新分野開拓を目指す企業の育成支援を図るため企業育成室を設け低廉な事業スペースとして提供している。また、各関係団体が事務所として使用していることにより、各会員へのセンターのプロモーション機能を同時に担っており、その他にも、センター利用者への利便施設としてレストラン・喫茶を業務委託により運営している。	2	2	3	3	利用者満足度向上のため、指定管理者制度の導入を機に、サービス向上の取組みが必要。	②
産業振興局	ファッションモール	平成12年に㈱ジャパンマーケットセンターから寄贈を受けた神戸ファッションモールの土地建物等について、神戸商工貿易センターと使用貸借契約を締結し、神戸商工貿易センターが運営にあっている。当事業は、ファッションやITベンチャー等への不動産賃貸業務のほか、神戸ファッション協会等との連携によって、ファッション産業振興に寄与する人材育成事業等も展開していくものである。	2	3	3	2	固定資産税減収という損失も考慮し、より効率的な運営を行なうとともに、長期的には神戸の都市戦略の中で、どのような利用形態がふさわしいのかを検討すべき。	④⑧
産業振興局	ものづくり職人大学	神戸の代表的な地場産業であるが、後継者不足に悩む「神戸洋服」「神戸靴」「神戸家具」の3業界と共同で、神戸に蓄積された優れた「ものづくり」の技術・技能の後継者を育成することを目的として、平成12年度に開講した。1期3年制で、現在（平成17年6月）2期生22人が3年次（最終年次）を迎えている。各コースの運営については、各業界に一定の負担も求めながら、神戸マイスターを始めとする職人自らが指導にあっている。	1	2	3	2	県や他部局の類似事業との連携を行ない、重複投資を避け、相乗効果を生み出すようにすること。	⑥⑧
産業振興局	チャレンジオフィス	オフィスビルに入居するベンチャー企業に対し、賃料の一部補助（賃料の1/2、上限：15000円/㎡・月月額75000円、2年間）及び経営指導などのサポートを実施する。	2	3	2	3	賃料補助という手法だけではなく、貸付という手法も検討が必要ではないか。	①
産業振興局	共同施設建設費補助	商店街・小売市場が行うアーチ・アーケードなどの共同施設の建設等に対して補助金を交付する。補助率：（法人）25%、（非法人）20% 補助限度額：（法人）600万円、（非法人）500万円	3	2	3	2	商店街という商業集積に対して、その実情、将来像を十分検討した上で、メリハリのある施策を行うべき。	⑧
産業振興局	総合空き店舗活用支援事業	商店街・小売市場が空き地・空き店舗を賃借し、活性化のための事業を行う場合に、賃借料等の一部を補助する。①地域課題解決型（ふれあいサロン等） 補助対象経費：賃借料、内装・設備工事費、広報費 補助率：2/3（2年間）→1/2（3年目）→1/3（4年目）②新規創業者育成型（チャレンジショップ） 補助対象経費：賃借料、内装・設備工事費 補助率1/2（2年間）③不足業種対応型（テナントミックス） 補助対象経費：賃借料 補助率：1/4（2年間）	3	2	3	2	商店街という商業集積に対して、その実情、将来像を十分検討した上で、メリハリのある施策展開を行うべき。	⑦
産業振興局	地域商業サポート事業	地域の賑わいづくりや集客拡大のために商店街・小売市場が行うふれあいイベントの開催経費の一部を助成する。 補助率：1/3 補助限度額：50万円	3	2	3	2	商店街という商業集積に対して、その実情、将来像を十分検討した上で、メリハリのある施策展開を行うべき。	⑥
産業振興局	わらしべ塾事業	14・15年度は”小売版”創業準備オフィスとして、商店街・小売市場の空き店舗を活用して、商売をはじめたい人が週単位、月単位で気軽に利用でき、商業体験実習をつむことができる拠点の整備を支援していた。16年度からは、新規創業者に対し専門家を派遣して、商売に必要な基礎知識の講習や実地アドバイスをを行うほか、新開地商店街・地区内の飲食分野の事業者に対して開催する商業講習会の企画・実施を、新開地まちづくりNPOに委託している。	2	3	3	3	3件しか事業継続しておらず、有効性に疑問がある。事業の見直しが必要。	①
産業振興局	都心商業の活性化	神戸の都心商業の活性化を推進するため、H15年度に都心活性化戦略会議を設置し、神戸のまちの実証的データ（都心商業実態調査の実施）から導かれる神戸の個性・強みについて集中的に討議し、事業の戦略的展開をまとめた。H16年度は会議からの提案を受け、おもてなし研修等の実施や「洋菓子」など神戸にちなんだマップを作製した（神戸コンシェルジュ運動の推進）。またH17年度に実施予定の震災10年の感謝を表すキャンペーン（many thanks from KOB Eキャンペーン）のための準備を行った。H17年度は引き続き神戸のガイドマップ等の作成を行うとともに、キャンペーンを実施する。	2	3	2	2	民間主体で取り組むべき事業である。また、市の部局間の連携も必要。マップが好評とのことであるが、最近の来街者は、事前にガイドブック等の情報に触れており、現地で取得するマップが観光客誘致に効果があるのか分析が必要。	⑧
産業振興局	ふる里一誇事業の推進	里づくり協議会が主体となって策定した里づくり計画に基づき、地域の活性化・PRを図るため、特産品や景観などを活かした里づくりの取り組みを「ふる里一誇」事業として位置づけ、支援を行う。（取組事例）①地域の特色を活かした特産品づくり、②歴史的環境の保全・活用、③都市と農村との地域間交流	3	3	3	2	行政として実施すべき範囲の内容となっているかどうか常に検証していくことが必要。	⑧
産業振興局	花・果樹・稲・麦・大豆・穀物等の生産振興	近畿圏でも有数の市域農業が、市民生活に貢献する機能の充実を図るため次に掲げる事務を行なっている。・安全で品質の高い農産物を生産するための農業者に対する指導・生産技術の向上や、生産者相互の技術交流を図るための共進会（品評会）の開催・農業に関わる情報や栽培技術に関わる情報を伝達、普及させるための研究会、研修会の開催・市内農産物の需要拡大（地産地消の推進）と、市域農業の役割を都市住民に理解してもらうためのPR活動や広報活動	2	3	2	3	県の補助が終了するのを機に、生産者の視点だけではなく、消費者の視点で事業の見直しを行なわれない。	④⑥

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入（②指定管理者制度の導入、③指定管理以外）
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点（15～17年度）の 事務事業内容	外部評価（1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格）				再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築 内容	
			時代 適合 性	補 完 性	効 率 性	有 効 性			
産業振興局	観光農業の推進	自然環境に触れる喜びや楽しさを味わい、農業や環境に対する理解を深めるための施設として、市内観光農園に対する支援を行う。・観光農園のPR（スタッフへの支援）・観光農園の開設者（生産者）に対する栽培指導の実施・生産者に対する接客マナーや栽培技術の研修会の開催・園内利便施設の充実を図るための支援・農地の有効活用による品目の増加の推進（いも掘り、スイカ狩り、貸し農園）。	2	3	2	3	入園実績は低下してきている。観光農園については、行政はPR等の側面支援にとどめ、運営自体に直接支援をすべきではない。	平成18年度より観光プロモーション事業として、観光園芸協会のPR支援に減額・見直しを行っている。	⑥⑧
産業振興局	みのりの祭典	農漁業に関係する様々な団体（生産者、農協、漁協、流通業界、行政等）で運営協議会を結成し、市域農水産業が時代にあった活発な活動を展開していることを都市住民に伝えるために、毎年11月3日、兵庫区湊川公園において、市内農水産物を一堂に集めた「秋の収穫感謝祭」として市民参加型のイベントを開催している。	3	3	2	2	イベントという手法は、会場周辺のにぎわいづくりには貢献しているが、地産地消の推進に本当に成果を生んでいるのか、再検証が必要。	参加者へのアンケート調査に基づき、農漁業を体験・学習できる食育コーナーを充実するなど内容を見直し、地産地消の推進につなげている。	⑧
産業振興局	堆肥あっせん事業	市内の畜産施設で生産された良質の堆肥を、耕種農家にPR、あっせんして、堆肥流通を促進する。	3	3	3	2	本来は畜産農家の自主努力を求めるべき。	家畜排せつ物を適正に管理して畜産公害の発生を防止するという観点から、行政の一定の関与が必要である。あっせん価格の見直しや堆肥の需要シーズンにおけるPR拡大などにより、より効率的かつ効果的な堆肥流通の推進を図った。	⑧
産業振興局	堆肥発酵処理事業の運営	家畜糞尿の集中処理による畜産環境の保全と堆肥の土壌還元による農産物の安定生産のために、大型堆肥発酵施設の運営を行なう財団法人神戸みのりの公社に対して、管理運営業務の助成を行なう。	3	3	3	2	本来は畜産農家の自主努力を求めるべき。	平成20年度から施設利用農家による管理運営に移行した。	③
産業振興局	漁業振興対策-漁業共済	漁業共済制度は、漁業災害補償法に基づき、のり養殖漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんすることにより、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とした国の制度である。神戸近海は、油流出による海洋汚染や船舶の輻輳化により、のり養殖活動が阻害されることが常態化しており、神戸の漁業の重要な柱であるのり養殖(平成15年の市内漁業生産金額ベースで34.4%を占める)の安定化及び健全化を図るため、共済掛金に対して補助を行っている(ただし予算枠が上限)。	3	2	2	1	受益者が少ない事業であり、国の補助事業に伴う事業であっても、時代に合わせた見直しを行なうべき。	財源の見直しを行った。	④
産業振興局	漁業振興対策-漁船保険	漁船保険制度は、漁船損害等補償法に基づき、漁船における不慮の事故による損害の復旧及び更新を容易にして、漁船の運航に伴う不慮の費用負担及び責任の発生により、漁業経営が困難となることを防止することを目的とした国の制度である。神戸近海は、神戸港の発展による海上交通の輻輳化や海上浮遊物(ゴミ等)により、漁業者の生活手段である漁船が損害を被るケースが増加しており、神戸市としては、漁業経営の安定化を図るため、保険料に対して補助を行っている(ただし予算枠が上限)。	3	2	2	2	受益者が少ない事業であり、国の補助事業に伴う事業であっても、時代に合わせた見直しを行なうべき。	財源の見直しを行った。	④
産業振興局	漁港区域内環境整備	漁港機能の維持保全を図るため、漁港等(垂水漁港、塩屋漁港、須磨浦漁船だまり)の用地及び海面の清掃並びにゴミの回収処分を行い、環境整備に努めている。	2	3	3	2	釣り人に対するマナー啓発、指導が必要。	釣り人に対する効果的なマナー啓発を行うとともに、20年度からは、垂水漁港、塩屋漁港、舞子漁港、須磨浦漁船だまりの管理とマリンピア神戸の管理を一体で委託し、効率化を図った。	③⑥
産業振興局	栽培漁業センター管理運営	①本市海域に適した定着性のある魚類の種苗生産と中間育成②魚介類の試験研究	3	3	3	2	事務事業の対象者数から勘案すると、効率性に課題がある。	財源の見直しを行った。また、放流する魚種及び尾数を増やすなど有効性の向上に取り組んだ。	④⑧
産業振興局	中央卸売市場本場再整備	埋立事業の推進、PFI事業の推進、第8次整備計画の策定、住宅の移転補償、施設跡地の活用策の検討	2	2	2	3	中央卸売市場の将来のあり方検討や、需要予測を充分に行うべき。	PFI手法を導入し、再整備事業を進めている。20年3月に加工物流棟・南物流センター棟が完成し、西側の加工施設が移転した。21年3月には、関連棟が完成するなど、順調に整備が進んでいる。	③
産業振興局	西部市場運営業務	事務事業の公共性を再確認し、と畜部門、市場部門についての効果的、効率的な施設運営を図る。	2	2	3	2	設備も更新されており、一定の役割を果たしている。	施設管理のうち、基幹施設管理業務の民間委託の拡大を行い、効率性を高めた。	③⑥
産業振興局	中小企業支援事業	①人材育成 各種セミナーや講座を開催、ノウハウや情報の提供を行う。交流会等を通じての情報交換を積極的に図る。②専門家派遣 市内中小企業が抱える経営上の諸問題を、それぞれの課題に応じて専門家を派遣し、その解決を図る。③情報提供 ホームページを作成し、各種支援情報をタイムリーに提供する。④創業支援(SOHOプラザの運営) 低廉な事業スペースの提供と経営・技術の両面にわたる支援、交流会やネットワークづくりの支援等を行い、育成を図る。⑤相談業務 経営上の諸問題について相談員が対応。必要に応じて弁護士・中小企業診断士等の専門家を通じて解決を図る。	3	2	3	2	支援のレベルが行政として実施すべき範囲となっているかどうか常に検証していくことが必要。	創業、第二創業支援の一元化に努め、支援体制の効率化に取り組んだ。また、資金調達支援の多様化を図るため、民間資金を活用したファンド組成、ビジネスチャンス拡大を図るため、国費を活用した企業間のマッチングや民間事業者と連携したインターネット等での販路開拓支援など官民連携による新たな中小企業支援サービスの充実に取り組んだ。金融機関からの出向者を受入れ組織体制の強化を図った。	⑤⑥ ⑦⑧
産業振興局	北農業委員会業務	農地の適正利用のための法令事務の適正な執行と農業者の意思の県・市行政への反映のための建議・要望等のとりまとめ	—	—	3	2	北・西農業委員会との統合を検討すべき。	18年9月に神戸市北農業委員会及び西農業委員会を神戸市農業委員会に統合した。	①
産業振興局	西農業委員会業務	農地法その他法令に基づく許可・届出の受理、各種証明等、農地基本台帳の整備、農用地の利用権設定等促進事業、農用地利用計画変更申し出の審査受付、農地保全のためのパトロール実施、行政庁への建議等	—	—	3	2	北・西農業委員会との統合を検討すべき。	18年9月に神戸市北農業委員会及び西農業委員会を神戸市農業委員会に統合した。	①
建設局	自転車駐車場管理業務	主要鉄道駅周辺において、通勤・通学者が利用する自転車・原付に対応するための、有料自転車駐車場の管理運営	1	2	3	2	内部評価の方向性で、具体的取り組みを進めるべきである。	17年度から、全ての自転車駐車場において指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、周辺美化・清掃や周辺駐輪対策などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。なお、一部の自転車駐車場について無人無料化を実施している。	②⑧
建設局	建設事務所道路維持補修業務	道路の側溝、舗装、道路施設(トンネル設備、歩道橋、地下道、防護柵等)等の適正な維持補修を行うと共に、美しいまち神戸の実現に向けて道路美化業務を推進する。	2	3	4	3	コスト削減を前提として、事業を全面的に見直すべきである。	執行体制の効率化などによるコスト削減を図った。また、市民からの通報・要望に対して、より迅速に対応することにより、市民サービスの向上を図った。	⑤⑥⑦

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の 事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築 内容
			時代 適合性	補 完性	効 率性	有 効性			
建設局	街灯助成事務	私道に街灯を設置し、維持管理している団体(町内会・自治会・管理組合など)を対象に、年間所要経費(電灯料金、電球代)や灯具等の新設・取替経費の一部を助成する。<事務の流れ> ・各区まちづくり推進部が申請を受け付け、書類審査(必要に応じて現地調査)を行う。 ・新規・取替の場合等は各建設事務所の副申を受ける。 ・建設局で助成金交付決定の後、各区へ予算配分し、各区で助成金支出手続きを行う。	1	2	3	2	事務作業のマニュアル化や助成方法の工夫等、事務処理の効率化の工夫を行なわれない。	マニュアルを作成して事務処理の統一を図るとともに、電気料金等年間所要経費のみの継続申請団体の事務処理を効率化するなど、申請から交付までの期間短縮を図った。また、灯具を32Wに変更する際の助成限度額を、20年度以降6,000円に増額した。	⑦⑧
建設局	私道整備助成事務	用地や構造上の問題で公道化できない私道について、建設事務所で、私道舗装等の工事費助成を行う。(1)助成対象工事 ①私道舗装②側溝の整備③私橋の架け替え・補修④危険防止施設の設置 (2)条件 ①幅員1.5m以上 ②不特定多数の人が利用③地主の了解④関係住民の総意による整備 (3)助成額 標準工事費の2/3	2	2	3	2	路線にもよるが、受益者が限定されており、少なくとも現状以上の公共関与は必要ないのではないかと。さらなる効率化が必要である。	18年4月に水環境センターでの下水助成の処理を建設事務所に一元化し、窓口の一元化を図るとともに、19年5月に道路反射鏡を助成対象に追加するなど、市民サービスの向上を図った。助成にあたっては、地域の私道整備の必要性、緊急性等を考慮しながら、効果的な制度運用を行っている。	⑦
建設局	寄付による私道の公道化・公道の拡幅事務	現に一般通行の用に供されている私道を、用地寄附により公道化を図る。○公道認定基準 ①道路幅員が4m以上②道路の起終点が既存の公道に接していること③道路用地について、所有者全員の寄附があること等また、住宅建築の際に生じる後退用地を寄付受けし、狭隘な公道の拡幅整備を行う。 ○対象道路：①公道で2項道路であること②用地の寄附があること ○自己居住用住宅の場合、分筆・道路整備は市が負担する。	3	2	3	2	受益者が限定されており、申請件数も少ない。一定期間を定めて申請を受けるなど、事業のあり方を見直す必要がある。	20年度においても予算を5,000千円に減額するほか、体制の縮小も行った。申請の受付についても、効率的な制度運用を行っている。	⑤⑥
建設局	特殊車両通行許可事務	大きさや重さが制限値をこえる車両(海上コンテナ車、大型工事車両等)を通行させようとする者からの申請を受けて、適切な通行が可能か否かを基準に照らして審査し、許可証の交付または不交付の処理をする。	—	—	3	1	審査期間のさらなる短縮に努められたい。定型化・マニュアル化等を行なうことにより、コスト削減を図る余地があるのではないかと。	国の事務処理要領に基づく手続きではあるが、他管理者との協議データの蓄積・活用による事務処理時間の短縮を図った。ただ、19年度からは、国の設けるシステムを使用することとなったが、その回線の接続速度が非常に遅いことから、国に接続速度等の改善を要望している。	⑧
建設局	広域幹線道路整備推進事務	国等が実施する広域幹線道路の整備を推進するために、地元要望を踏まえ、当該広域幹線道路と関連する事業・施策の調査・計画・調整および国の機関その他関係機関との連絡・調整を行う。	2	2	3	3	時代や環境の変化を十分に認識し、必要な範囲での事業執行体制とすること。	業務量に応じた簡素な執行体制(3人)としている。新名神高速道路事業における地元設計協議においては、市の協力により地元調整が円滑に進んだ結果、設計協議確認書の締結や用地買収に着手するなど事業が進捗している。	⑥⑦
建設局	舗装新設事務	道路の舗装新設や商店街等のカラー舗装	3	2	3	2	採択基準にあるとおり、あくまでも舗装補修が必要な箇所に限定して実施すべき。	事業の実施にあたっては、舗装補修が必要かどうかを見極めた上で、必要な箇所に限定して行っている。	⑥
建設局	自転車駐車場整備事務	自転車が道路上に放置されることにより通行の安全が阻害されている箇所に自転車駐車場を整備する。	2	3	2	2	民間事業者の参入を積極的に促す方を検討されたい。	19年1月に道路法施行令が改正され、民間により道路上に駐輪場を整備することが可能となったため、現在、一部でモデル事業の実施を行っており、今後さらなる拡大を図るため、民間事業者に働きかけてい	③
建設局	道路照明灯維持管理事務	幹線道路等の車道照明灯(300W水銀灯Na灯)の灯具他(球・安定器・タイマー等)に対してメンテナンスを行って不点灯を回復し、夜間の視認性を確保して道路通行の安全を図る。また高所作業の能力(人・車)を活用して、他部局の要請を受けて、各種バナーの設置や各施設での臨機な高所作業を行う。	1	2	3	1	執行体制を含めてさらなる効率化のための方策を検討されたい。	21年度より道路照明灯(300w以上水銀灯、ナトリウム灯)の維持管理については、防犯灯の維持管理に加え各建設事務所で行う。	⑥
建設局	下水処理場運転管理業務	下水処理場・ポンプ場の運転管理(①汚水の処理、②雨水の排除、③し尿の処理、④汚泥等の処理、⑤下水処理場等その他の施設の運転及び保全に付随する業務)、処理場等の施設・設備の保守・補修修繕・改築改良	1	3	4	3	効率化目標の設定と受益者負担の再検討が必要である。それをふまえ、より経済的・効率的な事業執行が必要である。	職員削減等による執行体制の効率化を図るとともに、20年度から2下水処理場の包括的民間委託を実施した。	③⑤
建設局	建設事務所河川維持補修業務	河川施設のパトロール及び破損箇所の補修、草刈り・ゴミ拾い・浚渫など	2	3	3	2	市民参画(特に小学生・中学生の教育的参画)を推進すべきである。	河川維持補修業務のうち、市民参画が容易な草刈、ごみ回収等の河川美化については河川愛護団体の活用を図っており、15年度と比べ、20年4月までに登録団体数が8団体増加した。	③
建設局	再生水事業	神戸市の海上文化都市である六甲アイランドとポートアイランドにおいては、新しいまちづくりでのリサイクル型社会の実現を目指し、下水処理水を再生水として利用する水リサイクル事業を展開している。水リサイクル事業としては、①水リサイクル事業の計画・調整、②水リサイクル事業の運営・管理を行っている。	1	2	3	2	事業開始時との状況の変化を見極めつつ、より時代に適合した事業経営のため、問題点を抽出し、改善案を示すべき。	新たに、ポートアイランド西地区の大学で19年3月から、神戸空港では18年2月から利用されている。引き続き事務の効率化及びコスト削減に努める。	⑧
建設局	河川愛護団体に関する事務	ボランティア活動として自然発生した河川愛護団体を育成・支援することで、市民の河川愛護思想の普及高揚を図る。	1	3	2	1	河川愛護団体の支援にあたっては、環境局等の関連部局との更なる連携を図り、効率的な関与を行うべきである。	河川の美化活動への啓発のみならず、都賀川での水難事故を受けて、河川での活動における安全確保、河川利用者への呼びかけへの協力依頼を区役所等とも連携して行なった。また、河川区域内にほたる水路を施工設置することを希望する団体に対して、資材の提供や技術的アドバイスをを行った。なお、河川愛護団体による河川美化活動については兵庫県も趣旨の助成制度を設けているため、重複しないよう要綱を見直した。	④⑦
建設局	あまみず利用タンク助成	水資源としての雨水をタンクに貯めて散水や災害時の雑用水として利用し、環境にやさしい生活ができることを、市民にPRする。環境保全意識を高めてもらう、そのきっかけとしてあまみず利用タンクを購入してもらい、それに3分の2の助成をする。この事業は国土交通省の「新世代下水道支援事業制度」の一環で、雨水の再利用や貯留浸透による流出抑制を目指すものである。平成15~18年度の4カ年のモデル事業として助成金の2分の1は国庫補助となっている。	2	2	3	3	雨水利用によって、自然との共生について考えていくきっかけになるという面については一定理解できるが、下水道への負荷低減という目的に、この事業内容が合致しているか疑問。	19年度から廃止した。	①

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入 ②指定管理者制度の導入、③指定管理以外）
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点(15～17年度)の事務事業内容	外部評価 (1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容
			時代適合性	補完性	効率性	有効性			
建設局	平磯芝生広場	垂水処理場は自然海岸を埋め立てて建設したが、建設にあたり環境アセスメント(昭和53年)、上部利用計画検討委員会の審議(昭和55年)により、処理場施設の上部利用によって景観を保全し、さらに地域の生活環境を向上させるように決定された。当広場はそれに基づき、処理場のイメージアップを図り、市民に親しまれる処理場を具体化するため、垂水処理場の上部利用施設として設置されたレクリエーション施設である。業務内容としては、芝生広場の一般管理(芝生、樹木、施設)、麗水プラントの管理(プラントの運転管理、滝・せせらぎの維持管理)、恋人岬(ピオトープ)の管理等がある。	1	2	3	2	外郭団体に委託することで、必ずしも効率化を図ったとは言えないのではないか。	これまで一括して外郭団体に委託してきたが、外郭団体への委託を廃止し、一部を除き、民間事業者へ委託する予定としている。	③
建設局	須磨離宮公園管理業務	須磨離宮公園の管理を(財)神戸市公園緑化協会に委託し、市民等の利用に供している。	2	3	4	2	入園者の減少対策が、委託先である(財)神戸市公園緑化協会だけに委ねられているのではないかと、レストラン・売店等の売上が、入園者数に比べて極端に低い。今後の意思決定にあたっては、ランニングコストをしっかりと考慮すべきである。	18年度から指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、大学との連携による活性化事業の実施などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
建設局	森林植物園管理業務	森林植物園の管理を(財)神戸市公園緑化協会に委託し、市民等の利用に供している。	2	3	4	2	入園者の減少対策が、委託先である(財)神戸市公園緑化協会だけに委ねられているのではないかと、レストラン・売店等の売上が、入園者数に比べて極端に低い。今後の意思決定にあたっては、ランニングコストをしっかりと考慮すべきである。	18年度から指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、市民団体との協働によるイベント実施などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
建設局	布引公園管理業務	布引ハーブ園の管理を(財)神戸市公園緑化協会に委託し、市民等の利用に供している。	2	3	4	2	入園者の減少対策が、委託先である(財)神戸市公園緑化協会だけに委ねられているのではないかと、レストラン・売店等の売上が、入園者数に比べて極端に低い。今後の意思決定にあたっては、ランニングコストをしっかりと考慮すべきである。	18年度から指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、新たなイベント実施などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
建設局	総合運動公園陸上競技場管理業務	総合運動公園内にある陸上競技場(メイン・サブ)の管理を(財)神戸市公園緑化協会に委託し、一般市民及び競技団体等の利用に供している。	2	3	4	2	(財)神戸市公園緑化協会に委託して、効率的・弾力的な運営がなされているかどうかの検証をすべきである。検証結果によっては、民間委託をすべきである。	19年度から指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、国際大会の誘致等による施設の利用促進などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
建設局	総合運動公園体育館管理業務	総合運動公園内にある体育館(メイン・サブ)の管理を(財)神戸市公園緑化協会に委託し、一般市民及び競技団体等の利用に供している。	2	3	4	2	(財)神戸市公園緑化協会に委託して、効率的・弾力的な運営がなされているかどうかの検証をすべきである。検証結果によっては、民間委託をすべきである。	19年度から指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、国際大会の誘致等による施設の利用促進などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
建設局	建設事務所公園維持補修業務	公園緑地、街路樹の保全および管理の調査、設計、施工。施設補修業務。	2	3	4	3	美緑花ボランティア制度が適切に運営されているかどうかの検証が必要である。ボランティア活動には、金銭の補助よりも、活動成果に対する評価を適切にすることによって、「やる気」を起こさせることも重要である。また、他の自治体とのベンチマーキングを行うべきである。	公園の整備段階から地元参加を促し、身近な公園は地域主体の管理(清掃、除草等)となるよう努めている。2010ビジョンチャレンジ指標では、身近な公園での美緑花ボランティア結成率が平成19年度末の結成率が7.4%(平成15年、6.9%)であり、目標(7.5%)に向け、地域主体の公園管理を進めているところである。また、美緑花ボランティアニュースの発行などによる情報提供、啓発等により活動の活性化を図るとともに、永年活動表彰の顕彰等を行い、活動成果の評価に努めている。このような公園の愛護活動は他都市でも多様な取り組みがされており、先進事例の調査を行い、公園の利活用につながる改善を行っていく。また、美緑花ボランティアでは出来ない作業(高所作業等)や美緑花ボランティアが結成されていない公園の日常管理業務は民間事業者へ発注している。さらに、直営作業においては執行体制の効率化などによるコスト削減を図るとともに、市民からの通報・要望に対して、より迅速に対応することにより、市民サービスの向上を図っている。	⑤⑥⑧
建設局	公園緑化事業にかかる啓発事務	市民・企業の参画と協働により花と緑のまちづくりを実現させるために、緑花活動への企業貢献の推進、花と緑をテーマにしたイベント等の開催、市民主体の緑花活動への助成等により意識啓発を図る。	2	2	3	2	緑化に対する市民意識は高くなってきており、行政主体で啓発を行う必要性は少なくなってきている。スポンサー花壇など企業の関与を高める方策をさらに推進すべき。	企業の参画を積極的に促してきており、スポンサー花壇への参加は増えている(12社→14社)。また、18年度から、県民緑税による助成事業を活用した、緑化啓発も進めている。	⑧
建設局	市民花壇等関連事務	公園、街路、広場、空地などを利用し、市民が自主的に花壇を設置、育成、管理ことにより地域の環境美化とコミュニティづくりを図る。	2	3	3	2	苗の配布等の直接支給的な関与は減らし、市民主体の取り組みとなるよう誘導すべき。	花壇管理団体に対し、市民花壇コンクールへの参加の促進や技術支援を進めることにより、育成意欲や技術力の向上を図るなど、市民主体の取り組みとなるよう適切に誘導している。	⑦⑧
建設局	花時計・東遊園地等維持管理事務	花時計および東遊園地において季節の草花の植え替え、樹木の剪定および、施設の補修等の維持管理業務。	1	2	3	1	執行体制も含めて、さらなる効率化を図りたい。	花時計の機械更新を市民からの寄付によって行うなど、効率的な事業執行を行っている。	⑥
建設局	神戸文明博物館群公園事業推進事務	人々が学び楽しめる参加・体験・研究・ネットワーク機能をあわせもつ複数の博物館群の受け皿となる文化・レクリエーション公園の計画	2	2	2	3	1期の緑化・既存緑地保全業務については費用対効果も踏まえながら適切な管理を行なうべき。2期については事業の見直しを含めて検討すべきである。	文明博物館構想は凍結し、1期については、効果的かつ効率的な管理を行っている。また、2期については、生物多様性の保全に配慮したゾーン設定など、自然環境を生かした計画内容に見直しを行った。	⑧
建設局	舞子海岸整備関連事務	アジュール舞子の利便施設用地に対して、民間事業者を対象にコンペを行い、当該地に相応しい施設を誘致する。	2	2	3	2	早期に用地処分を行い、資金回収を図るべきである。	利便施設用地(全体約3.2ha)は、分譲、事業用借地により処分済である。(参考)分譲用地:H16.6契約、事業用借地(約0.9ha):H17.2契約、〃(約0.8ha):H17.9契約	⑥⑧
建設局	森林保護及び育成調査・計画事務	市有林の保全育成 松くい虫その他の森林病虫害の防除市有林の日常管理(不動産管理を含む) 再度山永久植生保存地調査	1	1	3	2	市民との協働により、執行体制も含めて、より効率的な執行を行なわれない。	森林育成管理のため、森の学校などボランティア活動の充実・活性化を図った。また、19年度には、新たに摩耶山で協働活動(摩耶の森クラブ)を立ち上げるなど、取り組みを進めている。	⑦⑧
建設局	自然公園施設等維持管理業務	ハイキングコースの施設の維持管理自然公園施設などの維持管理市草山・錨山などの山麓電飾の維持管理	1	1	3	2	市民との協働により、執行体制も含めて、より効率的な執行を行なわれない。	要望が多いハイキングコースにおける道標整備などに対しては、機動的かつ効率的に対応するとともに、森守ボランティアによる維持作業をより一層充実するなど、市民との協働による取り組みを進めてきた。	⑦⑧
建設局	再度公園及び外国人墓地使用・占用事務	再度公園などの都市公園及び外国人墓地の維持管理および使用・占用等事務	3	2	3	2	将来的には、民間による外国人墓地の管理を模索し、歴史遺産としての価値を踏まえた管理を行なわれない。	歴史的遺産としての価値も踏まえ、18年度から外国人墓地の一般公開を実施しており、定着しつつある。また、19年2月には、国の名勝指定を受けた。	⑦
建設局	市民参画による森づくり事業関連事務	こうべ森の小学校、こうべ森の学校、森の匠など市民参加による森林保護育成活動の運営事務	2	2	3	2	市民、NPO、企業との連携により、さらなる効率性、有効性の向上に努められたい。	自立に向けてのボランティア組織の立て直しとセンター機能をもつ事務所をボランティアで建設するなど、自主運営に向けた取り組みを着実に進めている。	④⑦⑧
建設局	動物園管理業務	展示動物の飼育管理、園地整備、社会教育の実施、稀少動物の種の保存、動物に係る調査研究活動	2	3	3	2	H14年度の来園者数の大幅減少に対して、適切な対応策を実施すべきである。また、近隣に大規模駐車場を整備することが急務である。	動物園に宿泊し、夜間や早朝の動物を観察する「Z00キャンプ」等の各種イベントを実施するなど、園の活性化を図った。また、動物サポーター制度の導入による負担軽減や動物飼育業務における職員削減など、運営の効率化にも取り組んだ。なお、大規模駐車場の建設は困難なため、広報紙等により公共交通機関の利用を積極的に呼びかけるとともに、市営三宮・花隈駐車場を利用した入園者を対象に、駐車料金を3時間分無料にするサービスを開始した。	③⑤ ⑥⑦

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価(1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容
			時代適合性	補完性	効率性	有効性			
都市計画総局	こうべまちづくり会館管理	神戸市立こうべまちづくり会館の管理・運営	2	3	4	3	効率性・有効性の判断根拠が不明確である。アンケート調査の実施等、これらの客観的評価に取り組むべきである。	18年度から指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、会議室等の利用申込期間の延長などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正な管理運営が行われているとの評価結果となっている。また、負担の適正化を図るため使用料を改正した。	②④⑤
都市計画総局	市営住宅管理業務	市営住宅入居者の募集、家賃の決定及び収納、入居者管理、計画的な修繕	2	3	3	3	民間委託や、滞納率を引き下げる努力をもっとすべきである。また、入居要件を欠いた人が住み続けるのを容認していることを、どう市民に説明するのか。	18年度から一部の住宅(中堅所得者向け市営住宅9団地)において、民間事業者による指定管理者制度を導入した。その管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。また、滞納率の引き下げ及び収納率の向上にも取り組んでいる。	②
都市計画総局	今後の神戸の都市づくり	都市計画の推進、地域課題の解決等のために、行政と地域が協働でまちづくりを進めるもの。行政は地域の勉強会への参加、情報提供、活動に対する支援等を行い、まちの課題や解決の方向性を共有化する。行政は住民からの提案等に基づき、都市計画の変更や新たな決定、協定の締結等、地域それぞれの課題解決に向けての取り組みを行う。	1	3	2	2	終期を定めて事業を行うこと。一定期間経過後は、行政による公共関与の度合いを減らしていくべきである。	地域へのまちづくりの働きかけにあたっては、必要性を十分精査し、効果的かつ具体的に取り組むとともに、住民によるまちづくり組織の設立など、住民主体のまちづくりへとつなげている。	⑤
都市計画総局	まちづくり支援事業	住民の主体的なまちづくりを支援するために、まちづくり協議会等に対し、その活動に要する経費の一部を助成する。または、技術的援助を行う。	1	3	2	2	まちづくり協議会によって進めるという方向性は良いが、終期を定めた助成にすべき。	まちづくり支援事業審査会を開催し、まちづくり協議会等への活動助成、専門家派遣の必要性等について厳密に審査し、適切に執行している。また、専門家派遣について、派遣期間を設定するなど、住民の主体的な取り組みへつなげるよう、運用を行っている。	⑧
都市計画総局	こうべまちづくり学校	こうべまちづくり学校は、協働と参画のまちづくりを推進するために、地域活動の活性化や地域の自律を目指して、市民の方に、わかりやすく、総合的に”まちづくり”について学び、考える場を提供し、地域におけるまちづくりに携わる人材の育成を行っている。そのため、講座内容は、地域活動を推進するための参加型の体験学習講座や、地域の安全を確保するための防災・防犯、コミュニティづくりの実践的な講座など、単なる教養講座ではなく、まちづくりに関して総合的に学び、地域の力を向上させるための内容にしている。	2	3	3	3	修了者がまちづくりに参画、貢献しているか等、事業の有効性を検証し、事業の改善に役立てる仕組みをつくるべき。	卒業生がまちづくりに参画、貢献しているか等のアンケート調査を行うとともに、卒業生を対象とした地域活動に役立つより実践的な講座を新たに設置し、地域で実践的に住民主体のまちづくりを進めることができる人材の育成を図るよう取り組んでいる。	⑧
都市計画総局	地域整備事業	六甲地区他7地区においては、細街路整備、老朽住宅の除却、道路整備、公園整備、建替促進等の事業を行う。野田北部地区においては、街なみ環境整備(細街路整備・修景助成)を行う。	2	2	3	3	建替の実績が乏しい。行政の関与の仕方としては、まちの防災に係る啓発を重視し、建替等に直接関与することは慎重であるべき。	当該事業は、地域が主体となって取り組む必要があるため、まず、行政が地域に働きかけを行っている。まちづくりの働きかけ及び事業の実施にあたっては、必要性を十分精査のうえ、効果的かつ具体的に取り組んでいる。	⑧
都市計画総局	酒蔵地区のまちづくり	西郷・魚崎郷における「酒蔵の道」整備事業の推進と景観整備1. 景観指導による街並みの誘導2. 街なみ環境整備事業による地区の修景3. 都市防災総合推進事業による道路の拡幅整備	2	3	3	3	景観形成や地域環境改善の取り組みは一定評価できるが、ハードとしての道整備については、事業の費用対効果を検証し、特に新規地区への拡大は慎重に検討すべき。	酒蔵地域へのまちづくりの働きかけにあたり、特に公共事業については必要性を十分精査のうえ、効果的かつ具体的に取り組んでいる。なお、街なみ環境整備事業は既に終了し、景観整備事業から景観誘導によるまちづくりに重点を移した。	⑥
都市計画総局	景観形成関連事業	都市景観形成地域等届出制度・景観形成指定建築物等届出制度	1	1	3	2	業務量に応じた執行体制かどうか更なる検討が必要である。	神戸らしい美しいまちを形成していくため、19年度に景観形成指定建築物等誘導基準を策定し、届出の際の事前協議をより効果的かつ効率的に進めている。	⑧
都市計画総局	神戸・景観ポイント賞	神戸らしい優れた建築物やまちなみ等を、広く一般市民から募集し、表彰することにより、市民及び事業者の景観に対する理解と意識の向上に努める。	2	2	3	2	インセンティブが生まれる効果はあるが、更に効率化を図る必要がある。また、賞は本当に効果のあるものに限定すべき。	さらに効率的・効果的に機能させるために、17年度から隔年実施とした。また、19年度より、新たに「屋外広告物部門」を設置し、神戸らしい魅力ある屋外広告物も表彰対象として、効果的な制度となるよう見直しを行った。	⑧
都市計画総局	民間再開発事業	民間事業者(組合、個人、再開発会社など)により実施される市街地再開発事業等の支援	2	3	2	2	行政として関与の必要性の高いエリアを選別して支援していくべき。	公・民の役割分担の視点にたち効果的に市街地環境整備を推進していくため、市街地再開発事業補助要領の改正、建設基準及び都市計画総局民間再開発事業等審査委員会要綱を制定するとともに、優良建築物等整備事業補助要領及び建設基準の改正を行った。具体的には、①市独自の補助採択要件の制定、②市独自の補助対象範囲の制定、③補助金の限度額の制定、④補助採択に係る審査会の承認の義務付けなどが主な内容である。現在、市街地再開発事業は中央区旭通4丁目地区、中央区中山手地区で、優良建築物等整備事業は兵庫区浜山第6地区で実施している。	④⑥⑧
都市計画総局	住宅新築資金等の貸付事業	住宅地区改良事業地域内に居住する者で自ら居住する住宅を新築し若しくは購入し又は土地を取得しあるいは改修しようとする者に低利で貸し付けた資金の円滑な償還	2	1	3	2	引き続き、債権回収率の向上に努めるとともに、事業収束方法について検討されたい。	繰上げ償還の勧奨等により早期回収を図るとともに、滞納債権については訪問督促や法的措置により債権回収を行っている。なお、回収困難な滞納債権については、債務者の状況把握に努め、困難度に応じて対応し、事業収束を図っている。	⑧
都市計画総局	すまいの耐震化促進事業	「住宅耐震簡易診断事業」旧構造基準(昭和56年5月以前の建築確認)により建てられた共同住宅、戸建住宅の所有者等からの申込みを受けて、耐震診断員を派遣し、住宅の耐震性を調べる簡易な調査を行い、診断結果を申込者に報告する。平成14年度までは無料で実施してきたが、平成15年度から、申込者に費用の一部を負担していただいている。(戸建住宅で1件3000円、共同住宅RC造で3000円等)	2	3	3	3	制度利用促進のため、さらなるPRに努める必要があるのではないかと。改修補助までは実施しておらず、事務事業の位置づけが不明確。事業の性質として、自己責任に委ねるべき部分もあるのではないかと。	17年度に耐震診断の無料化と耐震改修の補助制度を創設し、すまいの耐震化に関する支援制度の充実を図った。PRとしては、パンフレットのポスティングや専門家団体等と連携したキャンペーンによる集中的な普及啓発活動を継続して行うほか、20年度には、実際の耐震改修工事を見学できる「耐震改修オープンハウス」の開催や耐震化啓発キャラクターを募集・決定し、キャラクターを活用した市バスのラッピング広告など、効果的な普及啓発を行っている。	⑤⑦
都市計画総局	優良建築物等整備事業	市街地の環境の整備改善に寄与する土地の利用の共同化やマンション建替、及び良好な市街地住宅の供給等のために優良建築物等の整備を行う事業について、国、県及び市が補助する。	2	2	3	2	マンション再建については、最終的な解決まで時間がかかりすぎ、有効性の判断が難しい。	六甲第5地区は、20年9月に工事完了、兵庫・長田第3地区は、20年3月に工事完了し、震災復興地区におけるマンション建替事業は、46地区全てで完了した。	①
都市計画総局	住宅相談業務	『すまいるネット』において、すまいに関する様々な悩みや問題の解決に資するため、多様なサービスをワンストップで提供①相談業務・「一般相談」「専門相談」「専門家派遣」②情報提供・物件情報の提供、業者等選定支援システム③普及啓発・セミナーの開催、各種啓発冊子等の発行④ネットワーク形成支援	2	3	3	2	すまいるネット開設から4年の実績を踏まえ、各サービスについて、残すべき部分と、過剰サービスとなっていて見直すべき部分を明確化し、コスト削減を図るべき。	18年度に日曜日・祝日の一般相談体制を見直し、相談員の減員を行ったほか、セミナー等の回数・内容の見直し、広告宣伝費の削減など、市民ニーズ及び各事業の実績に基づいた見直しを行い、事務の効率性を高めた。	⑦⑧
都市計画総局	既存の雑居ビル、特殊建築物等の違反是正指導	既存建築物のうち、地下又は3階以上に特殊建築物の用途を有するもの(特に雑居ビル)で、避難・防火区画・防火構造関係の違反を重点に査察し、違反の是正指導を行うことによって、災害時における不特定多数の利用者と建物所有者、占有者等の安全を確保する。	—	—	2	3	対象数と比較して、現地調査件数が少なく、有効性が高いとは言えない。	限られた体制の中で、「新神戸市建築物安全安心実施計画」に掲げた目標(20年度までに約1,000棟の雑居ビルを対象)は、約900棟の調査を終えている。また、「建築物の安全性の確保等に関する条例」の制定等を受け、21年3月制定の「神戸市建築物安全安心実施計画(第3次)」に、今後5か年で残りの約100棟と新たに約1,000棟の小規模飲食ビル等を調査するという目標を掲げる。	⑧
みなと総局	須磨海水浴場対策事業	事故防止対策(監視業務、遊泳区域の設置、サメ防護ネットの設置)美化対策(海岸清掃、オイルフェンスの設置、深夜火花パトロール)	1	3	3	2	海の家や市民等から、受益程度による負担を導入すべきである。あるいは事業自体の民間委託をしていくべきである。	海の家から協賛金を募って事業を進めている。20年度に「須磨海岸を守り育てる条例」を制定・施行し、取り組みを強化している。	④⑧

事務事業の再構築状況(458事業〔抜本見直し127事業を除く〕)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入（②指定管理者制度の導入、③指定管理以外）
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点（15～17年度）の事務事業内容	外部評価（1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格）				再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容	
			時代適合性	補完性	効率性	有効性			
みなと総局	みなとこうべ海上花火大会	同事業の主催は、神戸港振興協会、神戸新聞社、神戸海事広報協会、デイリースポーツ社、サンテレビジョン、ラジオ関西の6社である。神戸市みなと総局は「後援」として関与し、海上警備、安全防護備品、案内・誘導看板等設置、台船借上げ等に要する経費支出を通じ、主として安全対策面を担当している。	2	3	4	2	危機管理体制を整える必要がある。統計的手法（たとえばCVM）などにより経済波及効果を把握し、効率性・有効性を確認する必要がある。ホテル等花火大会の受益事業者から、相応負担の徴収をすべきである。	本事業の開催にあたっては、警察、海上保安部、消防、危機管理室、警備・鉄道会社などによる「花火大会安全対策委員会」を設置し、陸上・海上の警備計画や安全対策等について事前の打合せや実地調査を行うとともに、危機管理体制の整備に努めている。また、16年度以降、ホテル等の企業・団体協賛（約200社・団体）や市民協賛（約5,000人）による収入確保に努め、現在では開催経費の半分以上を協賛金により賄っている。	④⑦⑧
みなと総局	港湾施設の管理	①施設の管理 ②使用許可 ③使用料の徴収（調定・収納） ④施設の適正使用の指導	1	3	3	3	管理事務所と維持補修改良部門が存在しており、非効率であるが、管理の二元性の問題を解消し、民間委託を進めるべきである。	16年4月に旧管理事務所と港湾整備事務所、神戸港厚生サービス協会を統合して、神戸港管理事務所とするなど、執行体制の効率化を図った。	⑤⑥ ⑦⑧
みなと総局	旧コンテナ地区新規利用	民間事業者の誘致、関係機関等との連絡調整	1	3	3	2	売却を前提にするのではなく、賃貸方式を含めた再検討が必要である。	PC1～5については、既に売却が完了した。	①③
みなと総局	客船誘致業務	1 国内外運航会社による外航クルーズ客船の寄港促進 2 市民クルーズの実施 3 客船が寄港しやすいようなハード・ソフト面の環境整備	2	3	3	3	当該事業と外航客船の寄港回数が明らかでない以上、事業実績は参考程度にすべきである。他の関連事業との連携も視野に入れ、総合的に考えるべきである。有効性の検証が必要である。	客船誘致協議会を活用した積極的な誘致活動を行うとともに、19年度からは中央区連携事業として、元町商店街、神戸学院大学、神戸夙川大学、NPO法人など民間の「客船歓迎サポーター団体」の協力を得て、歓迎迎行事を行っている。18年1月には中突堤旅客ターミナルを外航客船も利用できる客船専用のターミナルとしてリニューアルオープンするなど、全市を挙げた総合的な誘致促進に努めている。その結果、客船の年間入港隻数はH16の67隻から伸び続け、H19は100隻を達成した。年間の乗降客数は約70,000人に及び、神戸市への観光振興への寄与も大きい事業である。	⑧
みなと総局	上屋等維持補修業務	公共上屋等の維持補修	1	3	3	2	外郭団体へ委託する理由が明らかでなく、外郭団体以外も含めた民間委託をすべきである。＜4つの分析＞の④有効性の説明は、補完性の説明である。	16年度に執行体制を変更し、民間の工事施工とした。	⑧
みなと総局	公園・緑地の管理業務	団地の一部として整備した公園・緑地・道路植栽を本来管理者（建設局）へ移管するまでの間の管理業務	2	4	4	3	住民・企業との話し合いにより、役割分担を明確にし、当該事業の民間委託を早急に進めなければならない。＜4つの分析＞の④有効性の説明は、効率性の説明である。	公園、緑地の管理者への移管を進め、管理対象の縮小を進めるとともに、管理コストの削減を図った。なお、移管後は美緑花ボランティア制度に円滑に引き継げるよう、可能な限り住民による管理団体設立を進めてきた。	⑤⑥
みなと総局	港湾土木施設の建設、維持補修の実施および監督業務	港湾施設（岸壁、物揚場、埠頭用地、道路、緑地等）の整備に係わる工事の監督業務、およびこれら施設の維持管理に係わる設計・監督業務	1	3	3	2	監督事業は、施設の設計・施工の連続として捉えるべきであり、監督事業を単独で評価することは困難であるが、監督業務の減少から考えると、さらなる人員削減をすべきである。	建設から維持・管理へという流れの中、20年度に神戸港管理事務所の組織改正を行い、建設部門の縮小を行なった。	⑤
みなと総局	臨海部の工事監督業務	ポートアイランド、六甲アイランド等海上都市の基盤整備の工事監督及び市民からの要望に対する現場処理 東西埋立地及び渦森、鶴甲、ひよどり団地等の未移管物件の現場管理	1	3	3	2	監督事業は、施設の設計・施工の連続として捉えるべきであり、監督事業を単独で評価することは困難であるが、工事監督に限ると民間委託を進めるべきである。	20年度に、土木工事監督業務の一部を嘱託化するなど、執行体制の効率化を図った。	⑤
みなと総局	神戸ヘリポートの管理	神戸ヘリポートの管理の助言及び監督、使用許可（神戸港管理事務所の所管に属するものを除く）	2	2	3	2	適正管理の観点から、適宜、使用料の水準について検討を行うべき。	18年度から、指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
みなと総局	須磨ヨットハーバーの管理	施設に関する管理の企画及び調整	2	3	3	2	指定管理者制度の導入を含めて効率性向上の検討を。	18年度から、指定管理者制度（利用料金制）を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、シーズン中の利用時間拡大などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
みなと総局	摩耶大橋・港湾幹線道路・港島トンネルの管理・補修業務	施設に関する管理の企画及び調整	—	—	3	2	外郭団体に対する委託料が効率的なものになっているか検討が必要。	委託内容を精査し、委託料を減額するなど、事務の効率化を図った。	⑥
みなと総局	新都市整備事業における財産維持・管理業務	土地・建物等財産の維持管理（商業施設・近隣センター・リザーブ用地・周辺緑地その他の貸地事務、定期借地契約にかかる賃料収入事務、分譲契約にかかる履行確認・権利移転承認・買戻等、一時使用許可・占用許可）	2	2	3	2	さらなるコスト削減の努力が必要である。市が直接実施するだけではなく、地域との協働による管理を進めていくべきである。	定期借地等賃料調定事務の一部機械化や不要財産の処分等の促進などにより、事務の効率化を図った。	⑧
みなと総局	港湾物流に関する企画・調査	新たな物流形態に関する調査、神戸港活用のフィージビリティの検討、民間事業者や関係行政機関との連携、ポートセールス活動の支援	2	2	2	3	重要な事業であり、シンクタンクの活用を含め、総合的な展開を図る観点から検討を行うべき。	民間事業者と連携しながら、みなと総局が一体となって、港への進出企業の資格要件緩和やモーダルシフトの取組支援などを行い、新たな物流需要の発掘に取り組み、総合的な発展を図ってきた。	⑧
みなと総局	経済特区に関する企画・調査	特区計画の策定・変更に関する協議・手続、新たな規制緩和に関する要望についての調査・企画・提案、特例措置活用の周知活動	1	1	1	3	港勢の回復・拡大のためにも、より一層の取組みが必要。	株式会社による学校設立、地方公共団体の助成等による外国企業支店等の開設促進など特例措置を順次進め、一層の取り組みを進めてきた。	⑧
みなと総局	神戸港振興事業	練習帆船等の入港セレモニー・船内見学会などによる船・港の普及啓発、神戸港カッターレース・港のパレード・神戸港ポート天国などのイベントによる集客・賑わいの創出	2	3	3	3	関係団体との協働を検討するなど、直営方式という実施方法を見直すべき。	神戸港振興協会への委託、関係団体との協働や実行委員会方式により事業を行っている。市としては、広報や行政機関（警察、海上保安部など）との調整などの役割を担っている。	③
みなと総局	港湾調査統計事業	①入港船舶の隻数、総トン数、航路、国籍、係留状況等の調査②外国貿易貨物と内国貿易貨物の数量、品種、仕出向港、コンテナ個数等の調査・集計③外貿トランシップ貨物の調査・集計、船舶乗降人員の調査・集計等	2	2	3	2	情報化の時代であり、データ処理について民間委託等の検討を。	統計神戸港（上半期、通年の速報値）の印刷製本をやめてホームページ掲載に変更し効率化を図るとともに、より活用しやすくなるよう掲載内容を見直した年数値確定版を作成した。さらに神戸港大観の作成部数を削減することで経費の削減を行った。また、品名の翻訳及び電子データ化のコーディング業務を民間委託するとともに、順次嘱託化することで効率化、経費の削減を行っている。（H16以前職員8、嘱託1、H17・18職員7、嘱託2、H19～職員6、嘱託3）	⑥⑧
みなと総局	港湾・海岸土木工事設計等業務	〔港湾事業〕港湾関連の道路、緑地、保安設備等の整備のための土木工事に係る計画・設計等 〔海岸事業〕高潮対策、須磨海岸整備等の土木工事に係る計画・設計等	—	—	3	2	さらなる効率性の向上に向けた検討を行なわれない。	岸壁、道路等港湾施設の利用者の要望等により把握した顧客ニーズをもとに工事の計画・設計を行なうなど、効率的な事業執行を行っている。	⑧
みなと総局	中央緑地軸管理業務	ポートアイランド第2期の動く歩道施設（ムービングウォーク）の機械・電気設備の維持管理と清掃	2	1	3	2	利用実態を正確に把握するとともに、ポートライナー延伸後のムービングウォークのあり方について、廃止を含め、早期に検討結果を出す必要がある。	17年度から民間事業者を含めた業務の委託先選定を行い、さらに、20年度からは利用実態を踏まえて運転時間を短縮し、コストの削減を行った。	③⑥
みなと総局	リバーモール設備管理業務	六甲アイランドリバーモール水路、水槽、噴水にかかる電気・機械設備の維持管理と清掃	2	2	3	2	周辺住民に親しまれている施設であるということだが、高コストであり、さらなるコスト削減に努めるべき。	19年度から民間事業者を含めた業務の委託先選定を行い、さらに、20年度からは運転時間を短縮し、コストの削減を行った。	③⑥

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入（②指定管理者制度の導入、③指定管理以外）
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点（15～17年度）の 事務事業内容	外部評価（1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格）				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築 内容
			時代 適合 性	補 完 性	効 率 性	有 効 性			
みなと総局	造成地の管理（貸付含む）、状況調査、監視及び保全	ポートアイランド等の埋立造成地のうち、整備途中の土地、未利用地、未移管の道路などの施設を監視・管理する。また必要に応じて関連する工事業者等に一時使用の貸付を行う。	2	2	3	2	早期に移管を進めるとともに、市が直接管理するだけではなく、地域との協働による管理を進めていくべきである。	造成地の分譲及び道路公園の管理者への移管を進め、業務の縮小を図った。	⑥
外国語大学	外国語大学	①学部：英米学科480人、ロシア学科160人、中国学科160人、イスパニア学科160人、国際関係学科320人、②第2部英米学科480人、③大学院：修士課程94人、博士課程36人の定数合計1,890人の学生の育成と、論文の発表等の研究活動を行うこと。	2	3	4	3	経営意識の低さは否めない。私立大学とほぼ同じ事業をしており、公立大学の必然性を見出せず、税金投入の妥当性を考える必要がある。	19年4月に地方独立行政法人に移行した。	⑦⑧
消防局	防災福祉コミュニティ育成事業	大規模災害時に自主的に防災活動を実施するための組織として、また平常時は要援護者の世話をすることによって災害時に救護する組織として、防災福祉コミュニティの結成を促進し、自助、共助による活動の継続化、活性化を図る	1	2	3	3	活動内容を評価する新たな指標を示し、事業の効率化を図るべきである。	事業の効率化を計るため、20年度に提案型活動費についてインセンティブを高める要綱改正を行った。この結果、1地区の申請上限額が11万円のところ、最低交付額0円、最高交付額103,800円となり、前年度と比較し、より活発な活動を推進する効率の良い交付が可能となった。	④⑦⑧
消防局	防火対象物の査察違反処理事務	市内の建築物等（一般住宅を除く。）に対し、自主防火管理の充実を働きかけるほか、危険度に応じた査察を実施し、法令基準違反や防火上の危険性が存在した場合には措置命令権等の権原を駆使して早急な違反是正を図ることにより、これらにおける防火安全の確保を図る。	2	2	3	3	法令等の見直しにより、違反者に対する処罰を厳格にする必要がある。	19年度に査察規程を改正し、執行基準を見直すとともに、組織再編により違反処理体制強化を図った。	⑤
消防局	ケアライン119	高齢者、病弱者、身体障害者等の災害弱者は、火災、急病等の緊急時に、容易に自力避難や助けを求めることが困難であるため、これら市民の安全を確保し、福祉の増進を図る。	1	3	1	2	有効性を示すことの出来る指標の工夫を。	19年度から、専用端末を使ったペンダント式等の募集を中止し、一般電話方式のみとするほか、年間を通じて申込みできるように見直しを行った。また、20年8月から、さらに迅速な対応が取れるよう、一般電話方式の申込者に対しては、消防署においてその都度、判定・登録作業を行うことができるよう見直した。	④⑥⑦
水道局	インターネット等による広報・広聴	水道施設・財政・料金・イベントなど水道事業に関する情報をわかりやすく、また使いやすい形でホームページに掲載。インターネットによる開閉栓の申込み、見学会等の応募・各種の問い合わせ対応等のお客様対応	2	2	4	3	一層のコスト削減が必要である。	効率的な運用に努めつつ、広域的で利便性の高いインターネットによる広聴・広報活動に重点をおいて、展開してきた。今後、広報課が進めているホームページ管理システム（CMS）への移行にあわせて各所属で掲載を行うようする。	⑥⑧
水道局	高規格配水管整備事業	配水管の漏水・破裂事故の減少とともに経年給水管を更新することにより断水などの障害を減じる。また、管の更新に合わせて管網の耐震化を図る。	2	2	3	3	非破壊検査の導入等、管更新路線の選定にあたり、効率性・有効性の観点から工夫すべきである。	耐震化する管路の選定に必要なデータの入力・整備を18年度に終え、19年度より本格運用(選定作業)を開始した。また、配水管網の上流の導送水管についても配水管と同様の評価システムを20年度中に完成させる。効率性・有効性の観点を踏まえ、システム（P-DES）を活用することにより、更新優先度が高い管路から計画的に更新を行う。	⑧
水道局	大容量送水管の整備	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険分散も考慮し、新たに市街地を通る大容量送水管を整備する①既設送水トンネルのバックアップ②市街地の防災拠点における応急給水③災害時の配水管早期復旧を目的とする。	2	2	4	2	コストを一から見直し、効率性を徹底的にチェックすべきである。	事業実施にあたって、長距離シールドや大深度地下利用法の適用などのコスト削減を図った。	⑧
水道局	職員研修	毎年度において行財政局主催の研修や外部専門研修機関の活用も含めた水道局職員の研修計画を策定し、それに基づき各種研修を実施しており、内容的には、業務分野別の専門的研修、階層別研修、安全衛生研修のほか、事務事業の改善に積極的に取り組む意識を高めるために水道事業経営研修、事務改善提案研修も開催するなど、内容の充実にも努めている。	2	3	2	2	事業全体についての見通しや需要予測等についての研修は必要。また、広報・情報等の面を重視した研修計画の策定や、統計の研究指導といった分野にも取り組むべき。業務上の研修についてはOJTの強化で対応すべき。	外部講師による研修が、予算面で大きなウェイトを占めるため、企画段階において選定等をより慎重に行ない、今後とも、今日的なニーズに応じた研修計画・実施を行っている。また、技術技能継承実施計画に基づき、OJTを推進するため、内部講師の養成を図っている。なお、現在策定中の「人材育成基本計画」において、水道局組織として求められる人材像を示すこととしており、これに基づく研修の充実やOJTのさらなる推進など、時代を見据えた人材育成を図っていく。	⑧
水道局	給水装置工事費等金融融資制度	融資対象①未給水解消②民営簡易水道統合工事③受水タンク以下装置解消工事④老朽管取替工事などの資金についてご希望のお客さまに融資を行う。（利息年3.0パーセント、融資額5万円～200万円、償還期間6ヶ月～120ヶ月、償還方法：毎月元利均等償還）この融資は、5金融機関との協調融資であり、局で融資制度の基準に該当すれば金融機関に融資希望者として斡旋をし、融資契約はお客さまと金融機関とで行う。	3	2	2	2	制度の利用実績が減少してきており、事業のあり方を再検討すべき。	簡易水道統合における地元会合に参加・説明するなど、さらなる制度の周知に取り組んだ。	⑧
水道局	開栓・閉栓・修繕受付等の営業事務	開閉栓受付・修繕受付・給水工事受付・料金調定・精算・出納・庶務事務	2	2	3	3	事業の効率性、有効性を図ることの出来る適切な指標を設定した上で、さらなる効率化を図るための運営体制の再検討などを行うべき。	インターネットによる開閉栓受付の導入(14年12月から)や関西引越しサービス(電気・ガス・電話など引越手続きを一度の入力で行うサービス)への参加(19年1月から)、水道修繕受付センターの開設(20年8月から)など、市民ニーズに応じて効果的な体制づくりを行った。	⑦
水道局	水道料金等の徴収事務	水道料金等の未納整理事務	2	2	3	3	積極的に市民の意見を聴取しつつ、さらなる有効性の向上を図るべき。また、民間委託についても、メリット、デメリットを考慮して検討すべき。	経営目標の中で委託料削減に取り組んだ結果、平成19年度で15年度に比べ委託料を17%減額した。	⑥
交通局	ホームページの作成・更新	ホームページの作成・更新により、アップデートな情報をお客様をはじめ、市民の皆様にも的確に提供する。	1	1	3	2	ホームページそのものの内容は概ね完成の域にあり、担当職員の関与方法などより一層の効率化に努める必要がある。資源節約の観点から、紙媒体による時刻表の発行数を減少すべきである。また、有効性については満足度調査を行うべきである。	18年10月に経路・運賃検索システム「こうべバスちかなび」のサービスを開始するとともに、PiTaPaページを新設するほか、19年には、「こうべバスちかなび」に、定期券料金メニューや周辺地図の表示が可能となる機能を追加するなど、利用しやすく、分かりやすいホームページの提供と、時代のニーズに応じたお客様サービスの充実を図ってきた。	⑦⑧
交通局	新規関連事業の調整・実施	収益事業の実施（市バス・地下鉄の土地、施設の有効活用）	1	2	3	2	事業展開に当たっては、マーケットリサーチが必要と思われる。民間機関と連携すべき。この事業単体で収益をあげているとは考えにくいので、単独で評価するのは難しいと思われる。	これまでも、有効利用が図れるスペースが確保できれば、直営での事業展開ではなく、薬局やコンビニを誘致するなど民間事業者を活用しており、利益計上している。	⑧
交通局	職員研修の充実	お客様が満足するサービス・マナー、運転技術の向上を目指し、特にすべての人にやさしい公営交通を目指すため、お客様の高齢化に合わせ、高齢者等疑似体験などを盛り込んだ研修の実施	1	2	3	3	不祥事があった際に、研修内容の問題を究明する作業が必要である。また、研修の成果として接遇や運転技術等の向上につながっていることを、明確に検証する必要がある。	市バス事業では、全乗務員を対象に、外部講師による応対研修や運転実習を実施するほか、19年度より3カ年計画で全乗務員を交通安全研修所へ派遣し、知識・技能のフォローアップやエコドライブの実践を取り入れた研修を実施している。また、地下鉄事業でも、17年度より運輸・駅務職員を対象に外部講師を招いて応対研修を実施し、接客マナーの改善・向上を図っている。18年度からは、運輸安全マネジメントの導入により、運行管理者を対象に厳正な点呼を行うための研修を実施するなど、事故防止・安全意識の徹底を図っている。15年度より設置した市バスの「お客様の声ハガキ」、地下鉄の「メッセージBOX」によるお客様アンケートでは、両事業とも年々お褒めの内容が増加しており、運転技術や接客サービスについて、研修の成果が活かされている。	⑧

事務事業の再構築状況(458事業〔抜本見直し127事業を除く〕)

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入（②指定管理者制度の導入、③指定管理以外）
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点（15～17年度）の事務事業内容	外部評価（1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格）				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容
			時代適合性	補完性	効率性	有効性			
交通局	市バスの運行	市バスの運行	3	3	4	2	満足度調査を組織的におこない、有効性を検討すべきである。民間委託についても検討する時期に来ていると思われる。	16年度に有野営業所を、17年度に魚崎、松原営業所を、18年度に落合、西神営業所を業務管理委託した。また、17年度には西神地域5路線を民間バス会社に移譲した。また、15年度から「お客様の声ハガキ」を設置し、お客様の満足度調査を行っている。	③⑥
交通局	地下鉄の運行	地下鉄の運行	2	3	4	2	海岸線の乗客数向上が最大の課題。当初の需要見込みとのズレを分析するとともに、乗客数を増加させるための取り組みを積極的に推し進める必要がある。収益見通しのシミュレーション分析をした上で、民営化を視野に入れて、運営形態について検討する必要がある。	18年度に実施した「地下鉄海岸線事後評価」で示された将来に向けた改善措置等を踏まえ、利用者の利便性向上を図るためのダイヤの見直し（19年12月）や、地下鉄への誘導を目指した「モビリティ・マネジメント」等を実施し、乗客増に向けた取り組みを行っている。さらに、庁内横断組織である「市街地活性化プロジェクトチーム」、沿線企業と庁内で組織する「市街地西部活性化共同研究会」を通じ、海岸線の乗客増、海岸線沿線プロジェクトの推進等について、全庁的に連携・調整を図っているところである。また、17年度より海岸線の駅業務を外部委託するとともに、西神・山手線でも駅掌の嘱託化を一部の駅で行なうなど、運営の効率化を図っている。	③⑥
交通局	地下鉄施設の省エネルギー化	①CO2排出量直接削減へ向けた地下鉄施設の省エネルギービジョンの策定、機器更新に合わせた駅設備省エネルギー化事業を国（NEDO、環境省）の補助を得て行う。②前記省エネルギー化事業によるコスト削減の他、設備運用変更、契約変更によるコストの削減を行う。③CO2排出量間接削減へ向けたモーダルシフト（車から公共交通機関への移行）を促すパンフレット、ホームページ作成など省エネルギー化PR事業を国の補助を得て行う。	1	2	3	2	乗客の誘致に有用な事業であり、顧客の利便と合致した企画の策定が望まれる。機会原価（OPPORTUNITY COST）の考え方も導入し、効率性の追求についても引き続き工夫が望まれる。公共機関を促進するのが目的であれば、駐車料金を高めるなどの他の政策との連携がより効果的と考える。「自家用車等からの転移効果もあり」とあるが、分析内容がよく分からなかった。	14年度以降、新長田駅や湊川公園駅、総合運動公園駅、三宮駅の駅舎などにおいて、空調他省エネルギー事業によりエネルギーの削減に取り組んだ。こうした地下鉄の省エネルギー化への取り組みは、18年度に「地球温暖化防止活動環境大臣表彰」を受賞し、高い評価を得た。	⑧
交通局	ゴールデンウィークフリーチケット等の企画乗車券の作成	便利でお得な企画乗車券の発売	1	1	3	2	効率性については投下資金1円当たりの成果を求めて評価することができる。時代の趨勢に合致した事業であり、事業の効率性に留意しつつ成果を上げ続けることが必要である。	沿線施設との連携、神戸エリアの他社との連携、関東エリアの鉄道会社との相互PRなどにより、効率的かつ効果的に企画乗車券を作成している。また、利用状況により、製作枚数の調整等を行っている。	⑥⑦
交通局	エコモーション	環境への影響が大きいマイカーから公共交通機関への利用転換を進める効果的かつ持続可能な方法を、社会実験を通じて調査、検討する。	2	2	3	3	公営交通事業を周知することで利用者を増やす、という考え方で事業を行っているが、機会損失も含めて、かかったコストと成果を精査し、本当に事業目的の達成に寄与しているか、十分に検討すべき。また、利用者増を目的とした事業については、成果を検証し、選択と集中の視点で特に効果の高い事業に特化していくべき。	社会実験は終了した。	①
交通局	地下鉄お客様の声アンケート	お客様を対象にアンケートを実施し、より一層満足いただける地下鉄に改善していくための資料を得る	2	2	2	3	様々な方法によって情報を得ているが（友の会、サベィスナー、お客様ハガキ、アンケート等）、得られた情報を有効活用すべき。さらに時代に適合した情報収集方法も検討を。	ご意見・ご要望を関係部署間で情報を共有するとともに、状況を確認したうえで、職員への指導、施設の改善等必要な対策を行っている。18年度はお客様から寄せられた要望を受け、西神・山手線の最終電車の繰り下げや、早朝6時台の増便などのダイヤ改正を行い、利便性の向上、混雑率と乗換え時の駆け込み乗車の緩和を図った。20年度にはお客様から強い要望のあった、携帯電話電源オフや座席の譲り合いなどの車内マナーについて、ステッカー貼付によりさらなる啓発を行なった。	⑧
教育委員会事務局	博物館	1. 常設展示及び企画展、特別展の開催 2. 資料の収集、保存、整理、調査研究 3. 講座等教育普及事業 4. 学校教育との連携事業 5. 管理運営	2	3	4	3	混雑していれば観客の満足度は高いとは言えないので、入館者数だけで有効性を測るのは問題である。満足度調査をして有効性を測る必要があると思われる。神戸市民以外の人たちの来館による消費に及ぼす効果なども評価の対象にすることも考えるべきである。また受益者負担の見直しを進め、効率性を改善する必要がある。	大型海外展などではマスコミと共催して費用負担を抑えるとともに、PR効果を高め、神戸のイメージアップ、地域経済への貢献を図っている。また事業の実施や教材作成には、さまざまな団体と連携し、国や各種団体の助成を活用している。19年度にはミュージアムカードの料金を見直し、効率性を改善した。魅力ある展覧会を開催するとともに、学校と連携し作製した教材の貸し出しや出張授業、ワークショップを精力的に実施し、有効性を高めているほか、展覧会でのアンケートや市政アドバイザー制度を利用した市民意識の調査（17年度）を行い、混雑緩和策、開館時間の延長などで市民サービスの向上を図っている。またボランティア（学習支援交流員）を導入（20年度）して市民参加を進めている。時代や社会の変化に対応していくため、「使命」を策定（19年度）して改めて存在意義を明らかにし、21年度、運営全般について点検評価及び外部評価を実施して計画的な改善に取り組んでいく予定である。	⑧
教育委員会事務局	図書館	中央図書館および地域図書館（9館、分館1館）の管理運営。	2	2	4	3	ニーズの高い本を設置し、図書回転率が高まるような工夫が必要。又、図書館を1区1館方式で設置する意義を再検討する必要あり。また本の貸し出し以外の事業も行っているため、それぞれの事業ごとのコストを算出し、効率性を評価するのが望ましい。ABC分析も必要である。有効性に関しては、満足度調査するのが適当と思われる。また、他の図書館との比較も必要と思われる。	20年度に灘、垂水、西の3館、21年度に兵庫、北（北神分館含む）、新長田の3館にそれぞれ指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、開館日の増加や開館時間の延長などによる市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価することとなっている。	②
教育委員会事務局	神戸市奨学金	市内在住で高校等に在学し、経済的理由により、就学困難な生徒に対し、奨学金を給与。応募資格は、生活保護世帯、養護施設入所者、市民税非課税世帯、世帯の総所得が生活保護基準の1.05倍以内。支給額（月額）公立7,000円、私立14,000円。	2	1	3	3	日本育英会、県奨学金との関係を整理し、さらに一層の効果のある奨学金の配分方法をすべき。奨学金の根拠を、所得再分配政策、あるいは金融市場の不完全性のいずれに求めるかによって貸与制がいいのか給与制がいいのかが決まるので、この点を整理すべきものとする。	16年度から対象を生活保護世帯、児童養護施設入所者、市民税非課税世帯に絞り、募集時期についても、中学校3年生時の予約募集を重点的に見直しを行った。また、21年度募集から、生活保護受給者のうち高等学校等就学費受給者を対象外とする。	⑧
教育委員会事務局	私立学校助成	私立の幼稚園、小・中・高校に対し、一般助成（施設整備・充実等経費補助）、技術教育振興助成、幼稚園助成（5歳児全員就園のための教材購入補助）、教職員研修費助成により、主に教材費や設備費等の一部助成及び私立幼稚園連盟、神戸市私立学校協会への団体助成。	1	1	3	3	私学には、所得水準の高い家庭も多く、保護者の経済的負担の軽減につながるとは必ずしも言えない。効率性と有効性の評価基準を考える必要がある。	高等学校助成について、19年度に助成項目及び助成額の見直しを行った（助成額の見直しは、21年度までの3か年かけて実施予定）。	⑥
教育委員会事務局	学校園管理業務	校地、校舎の整備・美化／事務局との連絡業務／施設等の簡易な営繕に関する業務 など	2	3	4	3	人件費の問題が社会的に大きく取り上げられており、仮に民間委託した場合の人件費などと比較して効率性の改善をすべきである。	高等学校及び盲学校で管理員を3名以上配置している6校と小・中学校で隣接している20校について、管理員の配置を見直した。また、20年度は、高齢者等を活用することにより、管理員17名を減員した。	⑤⑥
教育委員会事務局	スクールバス	障害児の教育・学習参加をより行い易くするためのスクールバスの運行	2	4	4	2	アマルティア・センの「潜在能力説」を援用すると、本事業は重要な事業と思われる。ただ、1人当たり人件費が高く、この点について検討を加えるのが望ましい。引き続き効率性への工夫を重ねてコスト削減が必要である。	借上げバスの複数年契約（5年）の実施や添乗委託の業者選定方法の見直し、直営バス運休対策の見直しなどにより、コスト削減を図った。	③⑥

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入(②指定管理者制度の導入、③指定管理以外)
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点(15~17年度)の事務事業内容	外部評価(1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格)				再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容	
			時代適合性	補完性	効率性	有効性			
教育委員会事務局	学校給食(小学校)	①給食の提供 ②調理室、食材の衛生管理・指導 ③献立に関すること ④学校給食共同調理場の管理・運営 ⑤児童への食指導の計画・運営 ⑥調理士・栄養職員研修	2	3	4	2	24校でセンター方式が採用されているが、危機管理体制を整備しておく必要がある。有効性については、満足度調査を行うのが適切と考える。	調理業務委託業者に対し事故発生時マニュアルの作成を指示し、本市のマニュアルとあわせて総合的な危機管理体制を構築した。満足度調査については、18年度より保護者(10校・5年生)に対して、児童の食生活とあわせアンケート調査を実施している。また、正規職員の配置数を見直し、臨時的任用職員の配置を行うことで、学期中や休業期間中の運営体制の弾力化を図る取り組みを進めたほか、一部臨時的任用職員をパート職員での対応とするなど、体制の効率化を図ってきた。	⑤⑥
教育委員会事務局	自然の家	六甲の豊かな自然を利用し、キャンプなど野外活動、自然体験活動などが出来る宿泊型学校教育施設として各種事業を企画・運営・実施。	2	3	4	4	運営の効率化を推し進めるべき。例えば運営体制について、職員だけでなく、NPOや有償ボランティアとの協働による体制に変更すべき。利用料金が低いにも関わらず、冬場の利用率が低いのは事業のサービス内容が良くないからと思われる。料金体系、サービス内容ともに抜本的に見直すべき。	18年度から指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、繁忙期の休日をなくすなど市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
教育委員会事務局	市立高校修学旅行費補助	市立高等学校生のうち、生活保護者、市民税非課税世帯の者を対象に、予算の範囲内で修学旅行費の一部を補助する。	2	2	3	3	この補助事業があることで、修学旅行に行くことが出来た人数の分析を行うべきである。同じ目的を果たすために、別の事業手法がないかも含めて検討すべき。	全日制は20年度から、定時制は21年度からそれぞれ廃止した。	①
教育委員会事務局	私立幼稚園施設整備利子補給	①私立幼稚園施設整備資金利子補給：私立幼稚園の「施設整備」「幼稚園建設」に必要な資金を、市の融資斡旋により三井住友銀行から借入する際、予算の範囲内で一定の利子を補給する。(平成15年度より新規融資を凍結) ②私学振興財団利子補給：日本私学振興財団から一般施設費の融資を受け、神戸市が必要と認める幼稚園を建設する場合、元金に融資利率の1/2を乗じて得た金額を補給する。(平成12年度より新規の利子補給凍結)	2	2	3	3	新規受付は凍結されているが、事業自体も、どれだけ新規幼稚園供給に寄与するか不明確で中途半端な印象を受ける。	新規受付を凍結し、既に融資済みの幼稚園に対する利子補給のみを行っている。	⑧
教育委員会事務局	私立幼稚園における幼児カウンセリング助成	専門家による定期の子育て相談事業に対し助成を行う。	2	3	3	2	市の実施すべき事業か否か、十分に検討する必要がある。	子育て相談室については、19年度から発達相談に重点を置いた相談体制に改められ、事業内容の見直しが行われた。	⑧
教育委員会事務局	私立幼稚園就園奨励助成金	私立幼稚園に在園する満3歳時から5歳時の園児の保護者に対し、市民税の所得割課税額を基準に同時就園している人数により助成金を決定し交付する。	3	2	3	2	団体に事務処理を委託することで、どのように効率化が図られたのか説明が必要である。	19年度から高額所得層に所得制限を加えた助成区分を新設し、制度の見直しを行った(19年度新入園児から適用)。なお、私立幼稚園連盟は市内の幼稚園全園が加盟する団体であり、一部事務委託により各幼稚園との連絡調整を円滑に行うことができる。	⑧
教育委員会事務局	「ホンモノ」との出会い12年プラン	①小・中・高におけるキャリア教育の推進(小中学校の推進校設定による事業推進、高校インターンシップの拡充) ②「その道の達人」に学ぶ体験講座の実施(芸術やスポーツ等のプロや達人に学ぶ滞在型のキャンプや講座の実施(夏休み等)) ③大人・親の働く姿を見せる運動の展開(学校への講師派遣や従業員の子弟を招く職場訪問等に対する企業・事業者等の参加促進)	1	3	3	2	行政主体ではなく、家庭・地域・企業が主体的に行なうことが重要。有効性や効率性を定量的に測定するための工夫を行われない。	平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画において、今後5年間に特に重点的に取り組むべき事項として、「キャリア教育・職業教育の推進」が挙げられている。神戸市においても、平成19年3月に策定した「キャリア教育の手引き」を各校に通知するとともに、企業・事業者、家庭・地域、学校の代表団で構成される神戸市キャリア教育推進協議会と連携し、①小中高の発達段階に応じた体系的なキャリア教育の推進、②芸術・スポーツなどの達人を講師に招いた体験講座、③大人・親の働く姿を見せる運動の3つの柱からなる「ホンモノとの出会い12年プラン」を引き続き実施していく。	⑧
教育委員会事務局	教育会館	教育の用に供する施設の設置及び運営、教育に関する研修に対する補助を教育会館に実施することにより、安価で研修の場の安定的な場所の確保を図ること。	1	2	3	2	教育効果を考えた事業展開を図られたい。県の類似施設との連携、整理も実施されたい。	財団法人の経営状況の把握と運営や予算・決算等に関する意見交換の実施。	⑥⑧
教育委員会事務局	教員住宅	新規採用教員の住宅確保を支援するため、新規採用後3年間に限り入居でき、安価で良質な單身者向けの住宅を提供している。	2	2	3	2	優秀な人材の確保は重要であるが、職員住宅の有無が大きな判断基準になっているかは検証が必要。	21年度から廃止した。	①
教育委員会事務局	新構想高校推進事業(市立高校改革の推進)	少子化を背景に、学校再編を含めた市立高校の教育改革の推進に努め、高校教育のより一層効率的な運営を目指す。	2	2	3	2	高等学校については、県との役割分担を明確にする必要があり、少子化時代にあつて、市立高校の果たす役割を再考すべき時期に来ている。今後の改革に今後とも改革に努められたい。	当事業開始時点で市立高校は12校であったが、工業高校の再編・統合や須磨高校・神戸西高校の再編・統合による須磨翔風高校の開校(21年4月)等により、9校となり、学校再編の取り組みを進めた。	⑧
教育委員会事務局	婦人会館管理運営事務	婦人の文化と教養を高め、社会的地位の向上を目指すための講座の開催や自主活動の場の提供	2	2	3	2	指定管理者制度の導入等により、さらなる効率性向上に向けた取り組みを。類似施設との役割分担を明確に。	18年度から指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、開館時間の延長などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
教育委員会事務局	青少年科学館管理運営事務	①科学及び科学技術に関する資料、機器及び装置の収集、展示及び供用 ②プラネタリウム投影 ③科学及び科学技術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の開催 ④展示資料、機器及び装置に関する調査研究 ⑤学校授業との連携	1	3	2	2	運営コストが高く、コスト削減の余地があるのではないかと。指定管理者制度の導入により、さらなる効率性向上を図るべき。また、来館者のニーズ調査、満足度調査を行い、それに沿って運営の改善を行なうべき。	18年度から指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、開館時間の延長などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
教育委員会事務局	異人館の運営	国指定・市認定の文化財を管理・運営し国民の財産として活用していく。	2	3	2	2	指定管理者制度の導入等により、効率性、有効性の向上を図るべき。	風見鶏の館は17年度から、ラインの館は18年度から、それぞれ指定管理者制度を公募により導入し、コスト削減を図るとともに、開館日の増加や開館時間の延長などにより市民サービスが向上した。管理運営状況は毎年度、選定委員会で評価し、適正かつ良好な管理運営が行われているとの評価結果となっている。	②
教育委員会事務局	いぶきの森競技場管理運営	トップアスリート(Jリーグクラブ「ヴィッセル神戸」と市民の交流の場として、いぶきの森球技場の管理運営を行う。	2	2	3	2	長期的な視点で事業のあり方を検討していくということではあるが、早期の見直しを。平成16年度はコスト削減対策を行うとのことであるが、引き続き効率性の向上に取り組まれない。	平成16年度から効率性の向上に取組み、コスト削減対策を実施したことにより、平成16年度から比べて12%削減した。	⑥
教育委員会事務局	国際スポーツイベントの誘致・開催	市民が世界のトップアスリートの競技を身近に見ることができるよう、国際スポーツイベントの誘致・開催を行い、スポーツの振興・普及、アスリートタウン神戸の推進を図る。あわせて集客等によるまちの活性化、国際交流を図る。	2	2	3	2	集客や投資、都市のイメージアップ、ホスピタリティ向上といった、神戸の魅力増による効果を明確にし、説明責任を果たしていく必要がある。こういった面も含めて事業トータルでの効率性向上を図るべき。	厳しい財源の中で、アスリートタウン構想の趣旨にのっとり国際級・全国級の大会の中でも直接「みる」市民が夢をもつことができる大会を誘致・開催。	⑧
教育委員会事務局	洞川教育キャンプ場	学校・野外活動団体のキャンプ等に供するとともに、神戸独自の野外活動指導者=ジュニアリーダー(学生)を育成するなど野外活動の拠点として運営	2	3	2	1	行政として実施すべき事業か改めて検証を。ボランティアの運営スタッフに対して、コストのかからない形で感謝の意を示すようなことも検討してみたい。	16年度に修繕費等維持管理経費の削減を行うとともに、17年度よりNPO法人に施設の運営を委託し、青少年育成及び野外活動指導者の育成を行っている。	③⑥

事務事業の再構築状況(458事業[抜本見直し127事業を除く])

再構築内容：①休廃止、民間活力の導入（②指定管理者制度の導入、③指定管理以外）
 ④受益と負担の適正化、⑤執行体制効率化、⑥事業費見直し
 ⑦新たなサービス提供等、⑧その他の再構築、
 ⑨指摘に従い現状の検証を終え説明責任を果たすもの、⑩再構築に順次取り組んでいるもの

所管	事務事業名	外部評価時点（15～17年度）の事務事業内容	外部評価（1 適格 2 やや適格 3 やや不適格 4 不適格）				評価の所見	再構築の状況 (平成21年3月時点)	再構築内容
			時代適合性	補完性	効率性	有効性			
教育委員会事務局	総合教育センターの管理・運営	総合教育センターの維持管理及び運営 ①施設概要：敷地面積 1987㎡、延床面積 11446㎡、地上10階、地下1階、研修室、会議室、ホール、他、②入居部局：総合教育センター（国際教育推進室、研修室、教育相談指導室）、視聴覚センター、こうべ学びの支援センター、庶務課情報企画係、学級経営相談室、教職員相談室、他、③平成15年度実績：教職員研修 延18412人、教育相談 電話 延986件 面接 延3455件、研修・会議室利用 5701件 延192465人	1	1	3	2	利用率の向上、コスト削減を図るべき。	光熱水費の削減、清掃業務等の委託内容の見直し、消耗品費の削減などにより、コスト削減を図った。	⑥
教育委員会事務局	視聴覚センター	① 教育図書、教育研究資料等の収集・整理及び閲覧、学校園教職員への貸し出し（教育図書 約19000点、教育研究資料 約 30000点） ② 機器、教材の学校園・登録団体への貸し出し（ビデオプロジェクター、携帯用DVDデッキ、ビデオテープ等） ③教材センター及び研究開発センター（教科書の常設展示・神戸市教職員による出版物の展示、地域映像情報の収集、自作視聴覚教材コンテストの実施）	2	2	3	3	利用率の向上に努めるべき。単なる貸出業務ではなく付加価値を加えるべき。	18年7月に新設した「授業づくり支援室」と一体的に運用し、単なる貸出業務から個々の相談による支援へと充実を図った。	⑦⑧
教育委員会事務局	工業高等専門学校	①機械工学科 400人 ②電気工学科 200人 ③電子工学科 200人 ④応用化学科 200人 ⑤都市工学科 200人 本科合計 1200人 機械システム専攻 16人 電気電子工学専攻 16人 応用化学専攻 8人 都市工学専攻 8人 専攻科合計 48人 総合計 1248人（定員）	1	2	3	2	インキュベーターとしての役割を高めるべき。明石高等専門学校との連携も検討を。	経済産業省の補助事業である「高等専門学校を活用した中小企業人材育成事業」を明石高専と共同で実施したほか、西神工業会との連携や、産学官アライアンスに加入するなどの取り組みを進めている。また、出前技術相談の実施に向け関係機関と協議を進めている。	⑧
選挙管理委員会事務局	選挙常時啓発事業	若い有権者へ/啓発ハガキ「20才のあなたへ」の郵送等、一般有権者へ/講座の開催、研修会への参加、将来の有権者へ/啓発ポスター等の募集、選挙副読本の発行、情報提供/HPによる情報発信、広報記事掲載、組織強化/市区明い選挙推進協議会の開催	2	3	2	2	改善点を整理し、今後のIT化に対応した方法を構築すべきである。	若い有権者へ効率的な啓発を図るため、啓発はがきに代えて成人式記念冊子への啓発記事を掲載するとともに、ホームページの充実を図った。	⑧
東灘区	東灘・子ども夢ひろば・夢体験	東灘区中期計画の取り組みのひとつである「美しいまちで身近に自然を感じる」ための具体的な取り組みとして、市街地に近く区民の参加が容易な「保久良山夢ひろば」で、森林活動や自然保護等を活動の共通項として参集した地域住民が中心となったボランティア組織により、定期的に検討会の開催したり、夢ひろばで活動を行っている。活動内容とは、森林保護のための間伐や下草刈り等の作業を基本に、参加者同士で創造する周辺の自然を生かしたあそびや動植物とのふれあい、観察等の体験学習等、参加者が主体となって運営し、毎回、内容等に幅を持った活動を展開している。	2	3	3	2	今後、さらに地域の活力を引き出す方策の検討を。	19年度より、運営主体が、森林ボランティア等で構成される「保久良山夢ひろば利用者ネットワーク」に移行し、区の地域活動助成金のみでなく、民間の補助金を活用し、活動している。	③⑥
東灘区	東灘アートマンス	東灘区中期計画での取り組みのひとつである「まちの魅力を創造する」で、具体的な取り組みとして「東灘アートマンス」を開催している。区内にある6美術館と神戸東灘文化協会及び区役所により組織している東灘アートマンス実行委員会が運営主体となり、東灘アートマンス（芸術月間）として、各美術館の独自イベント及び美術館スタンプラリー、まちかどや美術館などコンサート、デジタルカメラによる区内の魅力スポットのフォトコンテストなどのイベントを行っている。これらのイベントを近畿一円に広く広報し、区内・区外及び広く市外の人にも東灘区の「文化と芸術の香り高いまち・東灘」を発信している。	2	3	4	2	地域の個性を生かした取り組みという点は評価できる。今後はターゲットを絞り込み、地域密着型の展開を図ることによって効率化を図るべき。	20年度は、区内商業施設でのコンサートの開催や、区内各駅及び自治会等を中心に広報を行い、地域住民が参加しやすい環境を整えた。	⑦
灘区	区長と住民による「わがまち点検」の実施	安全で住みよいまちづくりを進めるため、区長と住民によるまちの点検を行い、指摘のあった箇所について区長と住民で整備について話し合い、整備を行う	1	2	3	2	より効率的に実施する方策を検討されたい。	ワークショップ形式を取ることで、参加者が意見を言いやすい場とするほか、実施した様子や内容を「ニュース」として関係地域に各戸配付し、情報の共有化を図った。	⑦
兵庫区	子育て支援・七夕のつどい	区内保育所・幼稚園の5歳児及び在宅の子育て中の親子を対象に、「七夕の笹飾り」を一堂に会して催し、児童、親、施設間の交流を図る。	2	3	3	2	行政の関与は縮小し、施設等が主体となった運営への移行に努められたい。	廃止した。	①
長田区	音楽のまち長田の推進	月1回区役所7階で開催している「サロンコンサート」、4月から11月の間、月1回新長田駅前広場で開催している「長田ストリートライブ」、春、秋の年2回開催している「おもしろ音楽博物館」などの催しの支援を行うなど「音楽のまち長田」を推進する。	1	2	2	3	一定の役割を果たしていると考えられるが、行政が先頭に立つべき事業かどうか、また、区民にとって長田区が「音楽のまち」だと認知しているのかどうか、検証が必要である。	「長田ストリートライブ」は17年度をもって廃止したが、「長田ラテンミュージックストリート」も、20年度から区からの補助金支出を廃止。また、区民まちづくり会議の発案で、19年度より「まちの音楽キャラバン隊」を実施するほか、「サロンコンサート」なども主催団体が企画立案、運営等を主体的に行っている。来場者も年々増加しており、区民にとって「音楽のまち長田」が定着しつつある。	⑧
長田区	地下鉄海岸線沿線の活性化イベントの開催	新長田駅南一帯の商店街と連携開催している春の「新長田まるごとフリーマーケット」や秋に開催している新長田駅南商店街一帯がスティールパンを中心としたラテン色に染まる「長田ラテンミュージックストリート」の開催支援。	1	2	2	3	事業の効果が分かりにくい。イベントという事業手法が適切であるかも含めて検証を。	イベントによる活性化の効果は、区民まちづくり会議からも優良な評価を得ている。海岸線に的を絞った取り組みが少なかったため、19年度より企画調整局、中央区、兵庫区、交通局と共同でパンフレット作成するとともに、海岸線沿線各駅でポスター掲出やラック設置を行うなど、イベントや沿線情報の発信を進めている。	⑧
須磨区	源平史跡を活かしたまちづくりの推進	大河ドラマの放映による源平史跡への関心の高まりを背景に、区民に須磨と源平との関わりについて知っていただくため、専門家を招いて歴史講演会を行う。	2	3	2	2	参加者が少ない。単発の講演会で、どれだけ事業目標を達成できるのか費用対効果も含めて再検証が必要である。	実施方法を講演会に限定せず、また、対象物件を源平史跡に限定せずに、多くの魅力資源を多くの市民・観光客にPRするため、「スタンプラリー」形式で実施している。	⑧
須磨区	須磨海岸クリーン作戦	須磨地域の環境保全を推進するため、区内各地で実施されるクリーン作戦を支援するとともに、須磨海水浴場で海岸のクリーン作戦・ゴミ等のポイ捨て禁止の啓発キャンペーンを行う。	2	3	3	2	ボランティアの育成実績も目標を達成しており、今後は地域や民間に事業主体を移行するよう努められたい。	地域団体のみならず、学校・事業所等に幅広く参加を呼び掛けている。特に神戸女子大学からはボランティアスタッフとして参加してもらっている。また企業に働きかけ、清掃資材や飲料品等の提供を受けている。	③